

平成 23 年度

法務省事後評価実施結果報告書

平成 24 年 9 月

法務省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定により作成した法務省事後評価の実施に関する計画（平成24年3月12日決定）に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、平成24年7月27日に開催した第33回政策評価懇談会における意見等を参考とした。

目 次

1 法務省の政策体系	1
2 平成23年度事後評価実施結果報告書	
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2) 法教育の推進	13
(3) 法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）	20
(4) 法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する 犯罪者の処遇に関する総合的研究）	32
(5) 檢察権行使を支える事務の適正な運営	45
(6) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	63
(7) 保護観察対象者等の改善更生等	70
(8) 医療観察対象者の社会復帰	77
(9) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	82
(10) 登記事務の適正円滑な処理	91
(11) 人権の擁護	96
(12) 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理	132
(13) 出入国の公正な管理	139
(14) 法務行政における国際協力の推進	155
(15) 施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事）	174
(16) 施設の整備（苦小牧法務総合庁舎整備等事業）	191
3 平成23年度成果重視事業実施結果報告書	
(17) 出入国管理業務の業務・システムの最適化	207
(参考資料)	

法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価システム」

政 策 体 系

基本政策	
政策	
施策	
I 基本法制の維持及び整備	
1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）	
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）	
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）	
(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）	
(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）	
(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようするため、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図る。）	
(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。）	
3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）	

- (1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法規制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 檢察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 矯正処遇の適正な実施（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）
(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施（民間委託等を実施することにより、高率収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
(2) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

（1）**団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

（1）**登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

（2）**国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

（3）**債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

（1）**人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

（1）**国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国の利害に關係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

（1）**出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成23年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省23- (1))

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))				
施策の基本目標	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 当初予算(a)	122,498	153,683	139,076	133,026
	状況 (千円) 補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	122,498	153,683	139,076	
政策評価実施時期	執行額(千円)	82,922	104,875	99,524	
	平成27年8月 (平成24年8月は中間報告)				
担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課企画調査室				
評価方式	総合評価方式				

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と事後チェック・救済型社会への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に關係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来110年余りの間、実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、コンピュータ・ネットワークが不可欠な社会的基盤となっている中で、これを脅かすサイバー犯罪が増加している状況にある。また、厳しい経済情勢が続く中で、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な手口による強制執行妨害事案が後を絶たない状況にある。そして、その捜査の過程においては、被害者が犯行を否認したり、参考人の協力が得られにくいなどの現状にある。さらに、近年の社会経済情勢の複雑・多様化に伴い、企業活動に伴う様々なかつ複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪情勢及び動向の変化等に的確に対応することが重要である。

上記のように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニ

ズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢の変化を反映した犯罪状況に的確に対応することができるよう、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的な内容は、別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的な内容は、別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国的基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成23年度においては、平成22年度と同様、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成23年度に実施した政策（具体的な内容）

平成23年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

○民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）

本法は、親権停止制度の創設等を内容とするものであり、第177回国会に提出し、平成23年5月27日に成立し、同年6月3日に公布された。

○民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成23年法律第36号）

本法は、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化する内容とするものであり、第176回国会に再提出し、平成23年4月28日に成立し、同年5月2日に公布された。

○非訟事件手続法（平成23年法律第51号）、家事事件手続法（平成23年法律第52号）、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号）

本法は、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合した内容とするものであり、第177回国会に提出し、平成23年5月19日に成立し、同月25日に公布された。

なお、既に国会に提出した法律案のうち、平成23年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（平成24年3月

提出)

【刑事関係】

○情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）

本法は、サイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法の整備並びに強制執行妨害行為に対する罰則整備を内容とするものであり、第177回国会に提出され、平成23年6月17日に成立し、同月24日に公布された。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化に寄与できたものと考えるが、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題は多い。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を來し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成24年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

サイバー犯罪及び強制執行妨害事案に対しては、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されており、今後も、社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備とは別に、抜本的に見直す必要があるか見極めるべく、今後も引き続き検討することとする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年7月27日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に關係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号^{*1}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

法令外国語委託経費について、執行実績を反映し、経費の縮減を図った。

謝金について単価を見直したほか、調査研究内容を見直すことにより、旅費を削減した。さらに、全国及び地方新聞並びに雑誌等のクリッピング業務委託契約等の見直しを行い、経費を削減した。

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別 紙

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容	立法作業の状況
【民事関係】		
児童虐待は、深刻な社会問題となっているところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。	[民法等] ・民法の親権に関する規定の見直し	整備済み 平成23年3月、第177回国会に提出した「 <u>民法等の一部を改正する法律案</u> 」は、親権停止制度の創設等を内容とするものであるが、同法律案は、同年6月、全会一致で可決され、 <u>成立</u> した。その後、必要な政令、規則等の策定を行い、 <u>同法律は、平成24年4月1日から施行された</u> 。
政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。	[新規立法] ・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備	国会提出中 平成23年5月、政府としてハーグ条約を締結するとの閣議了解がされたことを踏まえ、同年6月、ハーグ条約を実施するために必要な法律案のうち、子の返還のための裁判手続等の在り方について、法制審議会に諮問された。その後、同年7月から平成24年1月まで、ハーグ条約（子の返還手続関係）部会において必要な調査審議が行われ、同年2月、「 <u>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）</u> 」を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に対して答申された。そして、この答申を踏まえ、「 <u>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案</u> 」を立案し、 <u>同年3月、同法律案を第180回国会に提出した</u> 。
社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来110年余りの間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、	[民法等] ・民法（債権関係）の見直し	法制審議中 民法（債権関係）の見直しについては、平成21年10月に法制審議会に諮問され、 <u>民法（債権関係）部会</u> が設置されたところであり、平成23年度末時点までに <u>43回開催</u> され、引き続き調査審議が行われているところであ

現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的見直しを行う。		る。今後は、平成25年2月をめどに中間試案を策定し、その後、要綱案の取りまとめに向けた調査審議を行う予定である。
災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、東日本大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適合させるよう全般的な見直しに向けた検討を行う。	〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕 ・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備を行う。	検討中 外部の研究会（学者・実務家及び当省を含む関係省庁の担当者で構成。）において平成23年3月に発生した東日本大震災が借地・借家関係に及ぼす影響も踏まえた論点整理が行われ、平成24年6月に研究会の報告書が取りまとめられた。今後、同報告書を参考にしつつ、法整備に向けた検討を進めていく予定である。
近時、コーポレート・ガバナンス ^{*1} の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを検討し、会社法その他所管する法令の規定について、必要な整備を行う。 また、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、その導入に関する議論を踏まえつつ、会社の計算に関する規律への影響等を検討し、適切な時期に必要な整備を行う。	〔会社法〕 ・企業統治の在り方について、例えば、社外取締役及び社外監査役の「社外」要件の在り方等を検討し、適切な整備を行う。 ・親子会社に関する規律について、いわゆる多重代表訴訟制度の創設及び子会社の少数株主の保護等を検討し、適切な整備を行う。 ・国際会計基準の導入に関する議論の状況を見極めた上で、必要な場合には、会社法への適用の在り方を検討する。 ・その他会社法、社債、株式等の振替に関する法律その他所管する法令について、実務における運用状況及び問題意識等を踏まえ、適切な整備を行う。	法制審議中 会社法制の見直しについては、平成22年2月に法制審議会に諮問され、会社法制部会が設置されたところであり、平成23年12月には「会社法制の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、パブリック・コメントの手続に付された。会社法制部会は、平成23年度末時点までに18回開催され、引き続き調査審議が行われているところである。早ければ平成24年夏をめどに要綱案の取りまとめが行われる予定である。
国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。 さらに、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟	〔民事訴訟法等〕 ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備	整備済み 平成20年9月に法制審議会に諮問され、国際裁判管轄法制部会において調査審議が行われた。平成22年2月、「国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に対して答申された。法制審議会の答申を踏まえ、

<p>事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、上記国際裁判管轄法制に係る法整備及び非訟事件手続法・家事審判法の改正を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討 	<p><u>「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」</u>を立案し、平成22年3月、第174回国会に提出したが、同法案は廃案となったため、同年10月、第176回国会に再提出した。同法案は、同国会では継続審議となったが、第177回国会において原案どおり可決・成立し、平成23年5月2日、平成23年法律第36号として公布され、<u>平成24年4月1日から施行された。</u></p> <p>整備済み</p> <p>平成23年4月、第177回国会に提出した<u>「非訟事件手続法」、「家事事件手続法」</u>等は、同年5月、全会一致で可決され、<u>成立</u>した。そのため、現在、これらの法律の施行に向けて、必要な政令等の策定作業を行っているところである（<u>平成25年1月1日施行予定</u>）。</p> <p>検討中</p> <p>国際裁判管轄法制については、外国法制（独、オーストリア、スイス、仏、英、米、中国、韓国）について<u>調査</u>をしたほか、我が国における裁判実務等の<u>分析</u>を行うなどし、必要な法整備に向けての基礎的な研究を行った。</p>
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務^{※2}の運用状況等について検証作業を進める。</p>	<p>[行政事件訴訟法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証 	<p>検討中</p> <p>平成20年7月以降、日弁連等と改正法施行後の裁判例や実務の運用状況について基礎的な検証作業を行うとともに、平成22年12月からは、<u>研究者、日弁連、最高裁が参加する研究会</u>において検証作業を進めており（平成23年度は9回開催），今後は、<u>その成果の取りまとめに向けた作業</u>が<u>平成24年夏ころをめどに行われる予定</u>である。</p>

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウィルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪に対する罰則の整備 ・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 	<p>整備済み</p> <p>サイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法の整備並びに強制執行妨害行為に対する罰則整備を内容とする「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」については、第177回国会に提出され、平成23年6月17日に成立し、同月24日、公布され、罰則整備に係る部分の施行については、一部を除き、同年7月14日に施行され、手続法整備に係る部分の施行については、公布的日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となっている。</p>
<p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>また、近年の社会経済の複雑・多様化に伴い、企業活動に伴う様々かつ複雑な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 ・企業の刑事責任の在り方 	<p>整備済み</p> <p>強制執行妨害行為に対する罰則整備については、上記のとおり。</p> <p>検討中</p> <p>企業の刑事責任の在り方については、新規立法や法改正の際に、きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めるとともに、企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性について引き続き検討を行っている。</p>

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

※2 「実務」

裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。

平成23年度事後評価実施結果報告書

(法務省23- (2))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け : I - 2 - (4))					
施策の概要	法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのつとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。					
達成すべき目標	法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} 及び法教育普及検討部会 ^{*2} （以下「協議会等」という。）を実施し、協議会等において報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供することにより、法教育の普及・推進を図る。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、広報活動、法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の普及・推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	15,574	8,859	8,323	6,168
	補正予算(b)	0	0	0	—	
	繰越し等(c)	0	0	0		
	合計(a+b+c)	15,574	8,859	8,323		
	執行額(千円)	7,546	5,419	6,331		
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日） 第4章－第2－2 司法教育の充実 「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。」</p> <p>○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） 第4章－第2－2 司法教育の充実 「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」</p>					

測定指標	1 協議会等の活動状況	平成23年度目標
		協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その協議の内容、法教育について有用な情報を提供する。
		施策の進捗状況（実績）
		協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育への取組等について報告がなされたほか、文部科学省所属の委員から、新学習指導要領 ^{*3} の円滑な実施に向けた取組の状況について報告がなされた。 各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用できるよう、具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報を

		共有するとともに、協議会における協議、情報交換の内容を法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbo/u_houkyo_kyougikai_index.html) や、法教育のポータルサイトである「法教育フォーラム」ホームページ (http://www.houkyouiku.jp/) に掲載するなどして発信した。					
	参考指標	実績値					
	協議会等の開催実績 (※ 平成19年度及び平成20年度は、法教育の教材作成のための「小学校教材作成部会」及び「私法分野教育検討部会」を開催（平成19年度に8回、平成20年度に20回）したことから、開催実績が突出している。)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		12	22	4	4	8	

測定指標	2 法教育に関する広報活動、説明・支援・助言等の実施状況	平成23年度目標					
		法教育シンポジウムの開催、法教育に関する論文コンクールの実施、各種団体からの講師派遣依頼の募集、法教育の実践に関する支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。					
		施策の進捗状況（実績）					
		<p>法教育シンポジウムを開催し、学校現場における法教育の取組の報告や、壇上での公開法教育が行われ、参加者に法教育の意義について理解を深めることができた。</p> <p>また、法教育に関する論文コンクールを実施し、教員等から論文を募集することで、法教育に対する教員等の意識を高め、かつ、先進的な事例を収集することができた。</p> <p>その他、法務省関係機関による法教育授業の実施や、学校への法教育に関する支援・助言等を行った。</p>					
	参考指標	実績値					
	1 シンポジウム実施回数（回）	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		1	1	1	1	1	
	2 シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度（%）	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		—	81.0	67.9	80.4	85.4	

	3 論文コンクール応募総数（通）	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	69	60

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【指標 1について】</p> <p>協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組状況について報告がなされ、その取組を通じて培われた法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行った。</p> <p>また、文部科学省所属の委員から、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組についての報告がなされ、法曹関係者との連携や教員研修の重要性について協議、情報交換を行った。</p> <p>各機関においては、今後も法教育の発展に向けた取組を一層充実させるため、協議会等で協議、情報交換された法教育の推進に資する有用な情報を共有し、各機関の今後の実践に活用している。</p> <p>【指標 2について】</p> <p>平成23年11月26日に東京において法教育シンポジウム（別添）を開催し、学校現場における法教育の取組状況の報告や、有識者による法教育に関するクロストークが行われたほか、登壇した学生に対する公開法教育授業も行われ、法教育の意義について理解を深めることができた。</p> <p>また、法教育に関する論文コンクールを実施し、教員等から「学校現場において法教育を普及させるための方策について－法教育の授業例を踏まえて－」をテーマとした論文を募集することで、法教育に対する教員等の意識を高めるとともに、優秀な論文を発表し、受賞者による報告を実施することで、学校現場における具体的な実践のノウハウも併せて公開（法務省ホームページ：http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01_00041.html）することができ、学校現場における法教育の先進的な取組について情報発信することができた。</p> <p>そのほか、学校からの要望に応じて法教育授業を実施したり、法教育授業のための補助教材を作成して法教育授業の実践を支援するなどの取組を実施した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>協議会等において、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換を行い、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、学校現場における法教育授業の実践や指導計画策定等を補助するなどの取組を実施する際に活用している。</p> <p>これらのことから、協議会等を開催して協議、情報交換を行うことは効果的であるといえ、また、協議会等は必要最小限の開催としていることからも、効率性も認められる。</p> <p>また、法教育シンポジウムの開催に関しては、参加者160名中、89名から有効回答を得たアンケート調査の結果、参加者の満足度が85.4パ</p>

ーセントに達したほか、以下のとおり意見が寄せられており、法教育の意義についての理解を深めることができたといえる。

(参加者からの主な意見)

- ・特に実践報告例は勉強になった。
- ・まだまだ新しい分野であるということを再認識したように思う。
- ・法教育の現状がどうなっているのか、抱えている課題は何か、意義について、とても参考になった。
- ・法教育の対象範囲が狭いと感じた。生まれてから老人までの範囲で考えたい。大変有意義なシンポジウムだった。
- ・すべての学校にこのような取組をしていただくと、世の中はもっとよくなるし、人生も豊かなものになると思う。
- ・これから教育現場での法教育は必要だと感じ、自分も学びたいと思う。
- ・法教育についての報告を聞いて、自分も中学生や高校生のころからもっと法について興味・関心を持ちたかった。もっと広げるべきだと思った。
- ・これまで積極的になれなかつたが、よりよい社会の実現のためにも、取り組む課題であると実感した。
- ・学生による法教育授業は「法の見方、考え方」に対する理解を深め、何よりも法曹の卵が法教育を深く理解する点で意義深いと思った。
- ・学校でも取り組み方が様々にあってよいと思った。普及という面で、ここから数年間の取組が重要と思う。

法教育に関する論文コンクールの実施に関しては、教員、大学院生、弁護士、司法書士等から60通の論文の応募があり、法教育に対する教員等の意識を高め、先進的な取組について情報発信することができたことから、これら取組は非常に効果的であったといえる。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

法教育の推進に関しては、司法制度改革推進計画において、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」と明文で求められているほか、平成23年度から小学校において、同24年度から中学校において、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が実施されており、同25年度から高等学校においても同様に実施される。また、消費者教育推進会議及び法制審議会において、成年年齢の引下げに関連して、消費者被害の拡大を防ぐための法教育充実の必要性が挙げられたり、市民団体による提言において、裁判員制度の見直しに関連して、法教育充実の必要性も挙げられている。

これらのことから、引き続き、法律関係機関・団体、教育関係者等と連携を図りつつ、法教育の推進に向け、協議会等における協議、情報収集・発信や、法教育に関する広報活動、協力・支援等の施策を実施していく必要がある。

する者の知見 の活用	平成24年7月27日
	2 実施方法 会議
	3 意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報	なし
---	----

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 諸謝金、委員等旅費及び速記料等について、執行実績を反映し経費の削減を図った。		
----	---	--	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------------	----------	---------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法のあり方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「新学習指導要領」

法教育に関し、法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶこと、私法の基本的な考え方を学ぶこと、憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶこと及び司法が果たす役割と司法参加（裁判員制度）の意義を学ぶことについて、内容の充実が図られた。

別添

ミライは晴れる。

学ぶことは、この青い空のように
どこまでも広がっていく。



法教育 シンポジウム

—未来を拓く法教育— Final

11/26|土| 13:30-17:00 東京総合美容専門学校 マルチホール
[開場13:00]

平成16年から始まった「未来を拓く法教育」も遂にファイナル。今年度から順次全面実施される新学習指導要領には「対立と合意」、「効率と公正」など法教育の必要性を示すキーワードが示されています。本シンポジウムでは、なぜ、未来を担う子ども達に法的なものの考え方が必要なのかを改めて問い合わせとともに、法教育がより広く深く展開していくための新たな可能性を探ります。

主催|法務省／文部科学省／最高裁判所／日本弁護士連合会／法テラス(日本司法支援センター) 後援|日本司法書士会連合会／東京都教育委員会 [お申込方法は裏面をご覧ください](#)

参加
無料

定員300名

※要事前申込

プログラム

●基調講演 杉田 敦(法政大学法学部政治学科教授)

●法教育の新たな展開(授業実践を中心に)

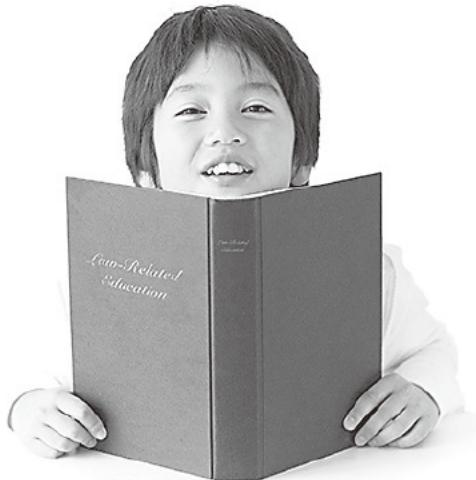
●ぜいたくクロストーク・公開法教育

土井 真一(京都大学大学院法学研究科・公共政策連携研究部教授)

井上 英之(慶應義塾大学大学院准教授・法教育推進協議会委員)

法教育 シンポジウム

—未来を拓く法教育— Final



◎アクセスマップ



お問い合わせ | TEL ☎ 03-3580-4111 [内線2362] E-mail ✉ housei06@moj.go.jp ☎ 100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省大臣官房司法法制部司法法制課

法教育シンポジウム —未来を拓く法教育— Final 参加申込書

事務局行 FAX番号 092-737-5884

住所 〒 -

氏名 ふりがな _____

職業

電話番号

() -

年齢 歳 性別 □男 □女

ご希望の場合は、□にチェックしてください □車イスでの入場

法教育に関して、登壇者に伝えたいご意見・ご質問等がございましたら簡潔にご記入ください。会場にてご紹介させていただく場合もございます。

◎プログラム・登壇者プロフィール(敬称略)

ごあいさつ

後藤 博(法務省大臣官房司法法制部長)

基調講演

リベラル・デモクラシー
法教育:政治学の視点から

杉田 敦(すぎた あつし)法政大学法学院政治学科教授

東京大学法学部卒、法政大学法学部助教授を経て、現在、法政大学法学部政治学科教授。専攻は、政治理論。
主要著書に「デモクラシーの論じ方—論争の政治」(ちくま新書、平成13年)、「境界線の政治学」(岩波書店、平成17年)、
「政治への想像力」(岩波書店、平成21年)。

小顎
法教育の
新たな展開
(授業実践を中心に)

金沢大学法学院生のみなさん
東京大学法科大学院生のみなさん
品川区教育委員会

小顎

ぜいたく
クロストーク
・
公開法教育

憲法、「新しい公共」、法教育

土井 真一(とい まさかず)
京都大学大学院法学研究科
公共政策連携研究部教授

京都大学法学部卒。京都大学法学部助手、
同助教授を経て、現在、京都大学大学院法
学研究科・公共政策連携研究部教授。専攻
は、憲法、法教育研究会座長、法教育推進
協議会座長(第1期)、法教育分野の主要著書に、「はじめての法教
育—我が国における法教育の普及・発展を目指して」(ぎょうせい、平
成17年)、「はじめての法教育Q&A」(ぎょうせい、平成19年)、「法教
育のめざすもの—その実践に向けて」(商事法務、平成21年)。

井上 英之(いのうえ ひでゆき)
慶應義塾大学大学院准教授
法教育推進協議会委員

慶應義塾大学経済学部卒業後、ジョージワシ
ントン大学大学院に進学。現在、慶應義塾大
学大学院政策・メディア研究科特別招聘准
教授。専攻は、社会起業、ソーシャルビジネス
経営、コミュニティ投資、国内の社会起業家育成、壁出に取り組んで
いる。平成17年、北米を中心に関連する社会起業向け投資機関
「ソーシャルベンチャー・パートナーズ」東京版を設立。平成21年、世
界経済フォーラム(ダボス会議)「Young Global Leader」に選出。平
成22年鳩山政権時、内閣府「新しい公共」円卓会議委員。

ごあいさつ 宮崎 浩二(日本弁護士連合会副会長)

◎お申込み方法

FAX、E-mailまたはハガキにてお申し込みください

●FAXの場合 下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、切り離さずに送信してください。

●E-mailの場合 参加申込書の内容をご入力いただき、tokyo1126@09su.com 宛に送信してください。

●ハガキの場合 参加申込書の内容をご記入のうえ、ご郵送ください。

*当日ご入場の際には、後日郵送でお届けする参加証が必要です。忘れずにご持参ください。

*このチラシ(参加申込書)は、法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp>) からもダウンロード可能です。

*いただいた個人情報は、本シンポジウムのご案内に必要な範囲内で利用し、目的以外には使用いたしません。

お申込み先

〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名1丁目10-6-6F

(株)マルクスインターナショナル福岡支社内

「法教育シンポジウム」事務局宛

TEL 092-737-5883

お申込み締切
2011年11月21日(月)

平成23年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省23-(3))

施 策 名	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))				
施 策 の 基 本 目 標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。				
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	0 0 0	7,008 0 0	0 0 —
	合計(a+b+c)	0	7,008	0	
	執行額(千円)	0	7,008	0	
					／＼
政策評価実施時期	平成24年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課		
評 価 方 式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

近時、重大再犯事件の発生等を背景として、再犯防止施策に関する社会的関心の高まりが認められる。犯罪対策閣僚会議では「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「G P S 発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する」とし、G P S 発信装置を利用した再犯防止施策の検討は、政府として早急に対応すべき課題となっている。

そのため、諸外国において採用されているG P S 機器を始めとする電子機器を利用し、犯罪者の行動を監視する位置情報確認制度について、幅広い観点からその研究を行うことは、極めて有益であると認められる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「諸外国の位置情報確認制度を調査分析することにより、G P S 発信装置を利用した新たな再犯防止施策の検討のための基礎資料を法務省関係部局等に提供すること」であり、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成22年度の1か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象

米国、英國、フランス、ドイツ、スウェーデン、カナダ及び韓国の位置情報確認制度

(イ) 調査項目

① 制度導入の経緯等

導入の契機、検討過程等

② 制度の目的

制度の主眼が拘禁刑の社会内における執行にあるか、特定の種類の犯罪者の再

- 犯防止にあるかなど
- ③ 対象者
年齢、刑事手続の段階など
- ④ 運用状況
実施主体、予算(費用対効果を含む)、G P S 発信装置等使用機器や確認記録の保存・活用を含めた位置情報確認の具体的方法等
- ⑤ 実際上の効果
再犯防止・減少効果、対象者の改善更生への寄与
- ⑥ 運用上の問題点
主要な問題点及びそれらの解決方法
- (ウ) 調査方法等
- ① 文献等による調査
日本国内で入手できる文献・公開資料を入手し、対象国の制度について、前記項目を調査する。
- ② 諸外国における実地調査
上記①の調査に加え、調査対象国の関係機関を訪問し、担当者から聴き取りを行うなど実地調査を行う。
- ③ 調査結果を踏まえた考察
上記調査から判明した各対象国の実情・課題を踏まえ、我が国における位置情報確認制度の刑事司法の各段階における活用可能性を考察する。
- (エ) 成果物の取りまとめ等
上記(ア)から(ウ)を総合して、前記諸外国における位置情報確認制度に関する実情、同制度を我が国で活用する場合の課題と展望を取りまとめ、成果物を法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成21年4月27日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、改定前の評価基準に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

本研究は再犯防止という法務省が取り組む重要課題に密接に関連するものであり、しかも、早急の対応が求められているテーマである。また、本研究では、我が国と諸外国との刑事司法制度の違いを踏まえつつ、我が国における位置情報確認制度の活用可能性を検証する必要があり、検察、矯正、保護の実務家を有する法務省以外での実施は著しく困難である。以上のことなどから、必要性を評価する3項目の評点は30点中30点となり、本研究の必要性は大いに認められた。

(2) 効率性

本研究は、既に位置情報確認制度について運用を重ねている多数の国を調査対象としている。また、同制度の概要のみではなく、運用方法や問題点、費用対効果、再犯防止の効果など多様な視点から、位置情報確認制度について全般的な調査が行われる。さらに、対象国の政府機関に情報提供を求めることが予定されており、情報収集の方法も適切である。以上のことなどから、効率性を評価する3項目の評点は30点中27点となり、本研究の効率性は認められた。

(3) 有効性

本研究の調査対象は、いずれも我が国への位置情報確認制度の導入の可否の検討に参考になると思われる国々であり、その成果は、我が国において、位置情報確認制度を導入するとした場合において、具体的な施策等の検討に大いに利用されることが見込まれる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中30点となり、本研究の有効性は大いに認められた。

(4) 総合的評価

本研究は、上記のとおり必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、その成果は、G P S 発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討に活用できることが見込まれることから、早期に研究すべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

上記 2 (2) の目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員 7 名、法務省の他部局員 4 名計 11 名により構成）において、評価基準第 4 の 2 に掲げる各評価項目において 4 段階（A から D）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、今般改定した基準に基づいて平成 24 年 4 月 27 日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

諸外国の位置情報確認制度に係る本研究の成果は、以下のようなものであると認められる。

ア 調査の対象・体制・手法

本研究においては、フランス、ドイツ、スウェーデン、英国、カナダ、米国、韓国の 7 か国を調査対象国とし、各国における犯罪情勢や刑事司法制度等の前提事情とともに、各種位置情報確認制度の導入経緯、目的、対象範囲、運用状況、実務上の問題点等を調査した。

調査の対象は、未決拘禁から刑の執行終了まで、刑事司法の全段階における位置情報確認制度であり、実務経験のある研究官等 8 名がそれぞれ文献調査・現地調査を行って、各国の未公開資料を含めて様々な資料・実例を入手した。そして、各制度の分析に当たっては、各国担当者に対する追加照会により最新の資料を補足しつつ、政府機関以外からの意見・批判等も取り上げており、多角的・網羅的かつ公平な調査による信頼性の高い研究となっている。

イ 調査結果（概要）

フランスにおいては、2000 年から、社会内における監督指導の一内容として、対象者に一定時間に一定場所への滞在を義務付け、無線電波を活用してその確認を行う電子監視（在宅確認型）を運用している。その対象者・目的は、未決の予審対象者に対する予審の必要性・保安処分の強化、短期拘禁刑の言渡しを受けた者に対する拘禁刑の代替措置、拘禁刑を受けた者に対する早期・仮釈放の条件となっている。年間約 14 000 件が利用されている。同国では、そのほか、2006 年から重大犯罪の再犯防止施策の一環として、一定の性犯罪者等を対象に保安処分的な措置として、G P S 利用による行動追跡型の電子監視も導入されており、累計で 100 件弱の運用実績がある。コストは、拘禁コストのそれぞれ 5 分の 1、5 分の 2 程度である。

ドイツにおいては、連邦制により州単位で司法制度が運用されており、2 州において位置情報確認制度を導入している。ヘッセン州は、2000 年から無線電波を活用して対象者の在宅の有無を確認する制度を導入し、他の州よりも長い運用実績を誇っている。対象は、未決の拘禁、刑の執行猶予、刑の一部の執行猶予、恩赦等と幅広く、裁判官の判断により外出制限等の指示の遵守状況を確認するために用いられている。導入後、累計で約 900 人に適用され、コストは拘禁コストの 3 分の 1 程度である。

スウェーデンにおいては、1994 年から、無線電波を活用して、在宅の確認を行う制度を導入している。その対象者は、短期拘禁刑の言渡しを受けた者と、仮釈放準備段階の受刑者であり、前者は拘禁刑の代替手段として用いられているのに対し、後者は受刑者の社会復帰の準備を進め、再犯を防止するために行われており、対象者は非対

象者に比べて再犯率は低い。コストは、拘禁コストの2分の1程度である。

英国（イングランド・ウェールズ）では、1989年から、無線電波を活用して対象者の在宅の有無を監視する制度が導入されている。その主たる理由は、刑務所の過剰収容対策であり、拘禁の代替措置として導入された。対象者は、保釈対象者、社会内命令対象者、刑務所早期出所者等である。無線電波のほか、電話音声による生体認証方式も導入されたが、その実績は少ない。年間の電子監視の実績は約10万5000人であり、コストは拘禁コストの5分の1程度である。

カナダでは、連邦及び州による司法運営が行われており、州では、1987年のブリティッシュコロンビア州で無線電波を活用した電子監視を開始したことを皮切りに、少なくとも7州で、電子監視機器による在宅拘禁・外出禁止管理を行っている。そのほとんどは、拘禁刑代替措置又は早期釈放推進施策の一環として行われているが、ノバスコシア州では2006年からGPS方式による追跡型の位置情報確認を開始し、在宅状態の確認のほか、一定区域への立入り禁止等の遵守条件の履行状況の確認を行っており、連邦政府においてもGPS方式の試行を行っている。コストは、拘禁コストの約6分の1以下である。無線電波を活用した電子監視について、リスクの高い者に対しては治療的プログラムの併用により再犯抑止効果が認められたが、低リスクの者に対しては逆の効果があるとの評価がなされている。

米国では、連邦及び州による司法運営が行われており、1983年にニューメキシコ州で無線電波を活用した位置情報確認制度が開始された。刑務所の過剰収容の緩和、収容コストの低減等の目的で、在宅拘禁・外出禁止の履行担保として無線電波方式で在宅状況を確認する制度は、多数の州で行われている。さらに、1997年にフロリダ州でGPS方式を利用して性犯罪者等に対する監督の強化としての電子監視が始まり、現在多数の州で同様の制度が行われるに至っている。これらの対象者は、保釈された被告人、在宅被拘禁者、保護観察対象者、外部通勤による受刑者等の多岐にわたっている。電子機器の利用は年間20万件程度と推計されている。フロリダ州ではコストは拘禁コストの4分の1程度とされている。

韓国では、2008年に性犯罪者の再犯防止と社会復帰を目的としてGPS方式を利用した位置追跡型の電子監視制度を導入し、その後、対象犯罪が拡大されている。電子監視は、刑罰の付随的なものとして執行猶予者又は仮釈放者等に行われるものと、刑罰と独立に裁判所の命令で行われるものがある。運用開始後2年余りで1,000人近くの対象者に電子監視が行われ、同種再犯事例は若干名にとどまっているとされる。

ウ 成果物について

上記の本研究の成果は、各国ごとの調査結果をまとめ、出典等を確認できる形で、法務総合研究所研究部報告44「諸外国における位置情報確認制度に関する研究—フランス、ドイツ、スウェーデン、英國、カナダ、米国、韓国—」として公刊されている。同報告書は法務省内関係部局及び大学・研究機関等に送付されたほか、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00058.html) 上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、本報告書刊行に併せ、刑事政策に関する雑誌等に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別添のとおりである。

(必要性の評価項目)

犯罪者処遇における位置情報確認技術の利用の在り方は、法務省における審議会・会議でも議論され、効率的・効果的な矯正・保護観察の犯罪者の処遇策のほか、再犯防止策にも密接に関連する研究であって、実施の必要性が極めて高かった。また、実務的な観点から、単なる制度論にとどまらず現実の運用上の問題に至るまで網羅的に調査した研究は、他の研究機関では行われていない。以上をまとめると、必要性の評点は20点中

17点である。

(効率性の評価項目)

調査対象国は、7か国に及び、海外調査としては十分な数であるほか、それぞれの対象国は、制度の目的・導入時期・法的性格等の点でバラエティに富んでおり、その選定は非常に適切であった。比較法の専門家の知見を活かしつつ、実務経験を有する者が、文献調査と現地調査を組み合わせて調査しているところ、研究の体制・手法は非常に適切である上、研究手法も費用対効果の点から十分に合理的であった。以上をまとめると、効率性の評点は30点中30点である。

(有効性の評価項目)

本件研究の成果物は、工夫した構成と記述により、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても、分かりやすいものとなっている。また、本研究の成果は、各種機関から問い合わせを受けており、法令・施策等の立案・検討及び大学等における研究に大いに利用され、かつ、さらに利用が見込まれる。以上をまとめると、有効性の評点は20点中20点である。

(3) 総合評価

本研究は、必要性、効率性、有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められ、2(2)記載のとおり「諸外国の位置情報確認制度を調査分析することにより、G P S発信装置を利用した新たな再犯防止施策の検討のための基礎資料を法務省関係部局等に提供する」という目的を達成したと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年7月27日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)

第2-2-⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討

「犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、社会内処遇の一環として社会奉仕活動に従事させる制度、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部執行猶予制度等を導入するなど新たな施策を検討する。また、G P S発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する。」

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

事後評価結果表

【諸外国における位置情報確認制度の研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関して必要なものか。	A	10点	犯罪者処遇における位置情報確認技術利用については、法制審被収容人員適正化部会、更生保護のあり方を考える有識者会議等で議論されてきた政策課題で、矯正施設では外出制度等において同技術の利用も進みつつあるなど、本研究は法務省の重要施策に密接な関連性を有する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	B	7点	本研究は、単に各国の位置情報確認制度の紹介にとどまらず、実務への導入の是非を検討するために、各国犯罪情勢・司法制度を踏まえて、工学的技術内容、主管機関の人的・物的・財政的状況、効果検証評価研究、世論、批判等を網羅的に調査したものであって、このような総合的な研究は我が国で唯一のものであり、代替する研究は現に実施されていない。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査対象国は、位置情報確認制度を導入していることが判明している国7か国であって、同制度研究対象としては非常に多数の国にわたっている。また、これらの国は、いずれも運用実績が比較的長い国であり、それぞれに同制度の趣旨・目的や理念、利用範囲、政策上の位置づけ等も異なっていて、対象の選定に偏りはない。さらに、GPS装置等の利用実績が進み、効果検証報告も出始めた時期であったことからも、調査対象の設定は非常に適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	専門家の比較法上の知見を得て調査の範囲を画定し、矯正・保護の実務経験豊富な研究員が、文献調査のほか、現地調査を行って、実務の具体的運用等に資する資料を得た。また、報告書発刊までの間に補充できる最新の調査・研究資料を補足した上で、各国の比較が可能となるような多角的な分析を行った。以上から、本研究の実施体制や手法は非常に適切であった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	実務研究の経験が豊富な研究員が、事前に文献調査等の必要な準備を行った上で、現地調査に赴き、先方実務担当者との面談、調査を行って、詳細な実務資料や運用上の問題点等の把握を短期間に効率的に実施した。本研究の目的に照らし、このような研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	報告書については、国別に、犯罪情勢・司法制度等の基本的内容から位置情報確認制度に関する導入経緯、趣旨・目的、制度概要、実施方法・態勢、実績、評価等を整理した構成とし、年表、図表、写真、要約表を活用して、各種検討・研究に有益なように必要な事項を網羅しつつ、理解しやすいものとしている。以上によって、実務家にとっても、それ以外の者にとっても本研究の成果は分かりやすい。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	報告書刊行直後から、政府部内機関、国会、地方自治体、部外の研究者等から本研究に関する問い合わせが続いている、法令・施策等の検討及び大学の研究等に大いに利用されている。

評点合計： 67点

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。

合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められるところから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用され、又は、今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用され、又は、今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用され、又は、今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

平成23年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省23-(4))

施 策 名	法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究）				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))				
施 策 の 基 本 目 標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。				
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	区分	20年度	21年度	22・23年度	24年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	3,902 0 0	2,006 0 0	0 0 0
	合計(a+b+c)	3,902	2,006	0	
	執行額(千円)	3,902	2,006	0	
政 策 評 価 実 施 時 期	平成24年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課		
評 価 方 式	事業評価方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成15年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の中で、「矯正処遇の強化」及び「更生保護制度の充実強化」が掲げられるなど、受刑者及び保護観察対象者の問題性に即したきめ細かな処遇を実施することが政府の方針とされている。そのような問題性の一つとして、飲酒（アルコール）の問題があり、飲酒は更生を阻む要因の一つとして指摘できるのみならず、最近社会の耳目を集めている飲酒に起因する危険運転のほか、飲酒時の殺人、放火、傷害、暴行、問題飲酒による生活の崩れによって引き起こされる詐欺、窃盗等を見ても、犯罪と関連する大きな要因の一つと考えられる（例えば、平成17年12月末現在の保護観察の類型認定状況を見ても、問題飲酒者は仮釈放者及び保護観察付き執行猶予者の全体の約8%を占め、覚せい剤取締法違反を犯した者、無職等の者に次いで多い。）。これらの問題を受けて、例えば、更生保護の分野では、平成18年6月の「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書において、特に問題飲酒を例に挙げて保護観察対象者の問題性に即した処遇プログラムの開発・実施の必要性が指摘されているところである。

そこで、飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の再犯防止対策を充実させるために、その実態を明らかにした上、実証的な調査・研究に基づき、問題性に即した効果的な処遇の在り方を検討することが必要である。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の実態及びその処遇について調査・分析することにより、その再犯防止と効果的な処遇を実施する上で必要な基礎資料を法務省関係部局等に提供すること」であり、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成20年度から平成21年度までの2か年

イ 研究内容

- (ア) 飲酒（アルコール）の問題を有する受刑者及び保護観察対象者の実態と属性を調査すると共に、本人に対するアンケート調査等を実施し、飲酒及び犯罪等に関する意識を調査する。
- (イ) 飲酒（アルコール）に関して実施されている刑事施設での一般改善指導及び保護観察所の類型別処遇の実情を調査する。
- (ウ) 飲酒（アルコール）に関して実施されている更生保護施設等の民間団体での処遇の実情を調査する。
- (エ) 国内の医療・福祉関係者、大学教授などの専門家を招へいし、現在の飲酒（アルコール）の問題に関する研究会を開催する。
- (オ) 國際的には、アルコール乱用と薬物乱用は、ともに物質乱用として施策が講じられる国が多いところ、そのような物質乱用についての先進的な施策を講じている國の一つであるオーストラリアでは、アルコールを含む薬物乱用対策として2004年から新たな全国薬物戦略を展開するなど、各種の施策を実施していることから、その運用及び実情を調査する。

3. 事前評価の概要

平成19年6月8日に開催された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおり事前評価を行った。

(1) 必要性

飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者に対しては、その再犯防止のために、対象者の問題性に即した、きめ細かな処遇が必要である。効果的かつ効率的な処遇について検討するためには、まず現状についての客観的な基礎資料が必要不可欠であるところ、飲酒（アルコール）の問題を有する者の犯罪一般及び処遇に焦点を当てた先行研究はない。そこで、現在行われている刑事施設、保護観察所等における処遇とその実情等について詳細に調査し、現状についての客観的な基礎資料を得て、本研究を行う必要性がある。

(2) 効率性

本研究は、飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の再犯防止対策に資する資料を提供することを目的とするところ、当該目的を達成するためには、犯罪の捜査・裁判・矯正・更生保護といった一連の刑事手続における実態と問題点を、網羅的・横断的に研究する必要性が高い。本研究は、実務経験のある検察官、刑務官、少年院教官、少年鑑別所心理技官、保護観察官などの研究官で構成するチームにより行うものであって、かかる要請を満たすことができるほか、外国での先行研究と比較対照しながら行うことにより効率性を高めることができると見込まれる。

(3) 有効性

本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の刑事政策における効果的な再犯防止策の在り方を検討する上で、出発点ともなる有用な資料となることが期待され、研究の有効性が認められる。

(4) 総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められる上、先行研究が行われていない本研究により得られると見込まれる成果は、飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の実態を明らかにし、その再犯防止策を検討する上で貴重な基礎資料となり得るので、早期に行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

上記2(2)の目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、評価基準第4

の2に掲げる各評価項目において4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、今般改定した基準に基づいて平成24年4月27日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、飲酒の問題を有する受刑者及び保護観察対象者について、その飲酒行動等の実態や多量飲酒と犯罪との関連等の調査・分析を行うとともに、我が国における飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の実情等及び先進的な試みを実施しているオーストラリアにおける処遇の現状を調査した。

ア 飲酒の問題を有する犯罪者の実態調査

我が国における飲酒の問題を有する犯罪者の実態を実証的に明らかにするため、全国の受刑者及び保護観察対象者を調査対象として、その属性、犯罪性向等のデータを収集するとともに、対象者に対して、飲酒行動や飲酒時の否定的経験等の飲酒に関連する事項の質問調査を行った。

受刑者調査においては、1か月間に全国の刑事施設に入所した日本人成人男子受刑者全て（1,478人。うち分析対象は、回答に同意した1,440人。）を対象とし、保護観察対象者調査においては、基準日現在における全国の保護観察対象者で「問題飲酒対象者」に類型認定された日本人成人男子から無作為抽出された者（仮釈放者179人、保護観察付執行猶予者310人、計489人。うち分析対象は、回答に同意した435人。）を対象とした。また、調査分析に当たっては、海外の先行研究や我が国的一般人の飲酒行動の実態に関する先行研究で使用されたQ F法^{*1}による多量飲酒者等の分類に従った分析を活用した。

以上の調査・分析の結果明らかになった主な点は次のとおりである。

(ア) 受刑者

分析対象者については、一般成人男子と比べ、飲酒率、飲酒頻度共、特段の問題はないものの、飲酒経験者中、普段の飲酒量や刑事施設収容前の1年間の最大飲酒量が多い者の割合は顕著に高く、特に、ほぼ毎日本酒換算で3合以上を飲酒する「多量飲酒者」の構成比（分析対象者中23.3パーセント）は、一般成人男子（5.8パーセント）に比べて顕著に高かった。

多量飲酒者の構成比は、どの年齢層でも一般成人男子と比べて高く、50歳代が最も高かった。若年受刑者（入所時年齢20歳代前半の者）では、飲酒経験者中、飲酒開始年齢が15歳以下の者の割合が約4割と、他の年齢層より高かった。

飲酒量や頻度が増えるにつれて、飲酒に関わる様々な問題行動等が頻繁に生じており、多量飲酒が直接又は間接に犯罪の要因となっていることがうかがわれた。

交通犯罪者のうち、本件犯行時に飲酒していた者では、多量飲酒者が4割近くを占め、飲酒関連の交通犯罪を繰り返しやすい傾向が認められた。

殺人、傷害等の粗暴犯罪者では、刑事施設入所前の1年間に「大量飲酒」（日本酒換算で10合以上）をしたことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい傾向が見られ、また、本件犯行時に飲酒していた者では多量飲酒者が4割を超える、粗暴犯罪を繰り返しやすい傾向が見られた。

問題飲酒による生活困窮があつて、窃盗又は詐欺（窃盗等）の犯行に及んだと認められる者では、多量飲酒者が5割近く、最近1年間に大量飲酒をしたことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多く、また、窃盗等犯罪者全体より窃盗等を繰り返す傾向が強く認められた。

(イ) 保護観察対象者

分析対象者の本件犯行当時のふだんの飲酒傾向では、多量飲酒者が約4割と多く、

飲酒量が特に多い者では、自己抑制の喪失・判断力の低下や粗暴的傾向を示すエピソードを持つ者の割合が高かった。

飲酒開始年齢が18歳以下の者は、19歳以上の者と比べ、本件当時飲酒量が顕著に多く、飲酒時に感情が不安定になるなど、犯罪行為を助長しかねない経験を持つ者の比率も顕著に高かった。

分析対象者は、保護観察対象者全体と比べ、暴力犯罪の占める割合が高く、問題飲酒と犯罪との関連性が大きいことが示唆された。

問題飲酒類型認定の理由については、暴力犯罪では8割以上、交通犯罪では9割以上が「本件犯行が飲酒を原因とする」ことが挙げられていた。これに対し、窃盗等犯罪では、その比率は7割弱程度にとどまっている一方で、「飲酒による生活の破たん問題行動が明らかである」ことが認定理由に含まれている者が約3割に及んでおり、罪種による傾向の違いが見られた。

保護観察期間中に、犯罪・問題行動があった者が2割近くおり、その多くはアルコールに関連するものであった。また、暴力犯罪と窃盗等犯罪では、保護観察の成績が良好な者の構成比は低く、特に、「おおむね不良で推移」等の保護観察状況が懸念される者が1割を超えていた。

保護観察期間中に約4割が断酒、約5割が節酒していたが、その意志が揺れ動く者も少なくなかった。

仮釈放者でも、保護観察付執行猶予者でも、類型認定において、「無職等」など、問題飲酒以外の問題を抱える者が少なからず認められた。

イ 処遇の現状等の調査

本研究では、我が国における取組として、刑事施設における酒害教育の現状と実施例、保護観察における類型別処遇としての「問題飲酒対象者」に対する指導と更生保護施設における酒害教育等の実情及びアルコール医療の現状を調査した。また、先進的な試みを実施しているオーストラリアの処遇の現状を、ニューサウスウェールズ州を中心に調査し、少年薬物アルコール裁判所プログラム、矯正施設における問題飲酒者処遇プログラムや再犯防止効果が実証されたソーバー・ドライバー・プログラム等の実施・運用状況等の詳細を明らかにした。

ウ 提言

以上の調査分析を踏まえて、本研究は、犯罪者における飲酒の問題の深刻さを摘示し、その問題性の把握とそれに応じた処遇プログラムの必要性を指摘した。さらに、一定の者に対する断酒指導を中心とした処遇、交通犯罪者、粗暴犯罪者及び生活困窮型等の犯罪類型ごとの処遇上の留意点、若年者に対する早期の飲酒の問題の解決の必要性などの提言を行った。

エ 成果物について

上記の本研究の成果は、法務総合研究所研究部報告43「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者・研究機関等に配布・送付されたほか（約1千部配布）、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00055.html）上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、本報告書刊行に併せ、刑事政策に関する雑誌等に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

（2）各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別添のとおりである。

（必要性の評価項目）

本研究は、アルコールの問題を抱える犯罪者の実態と処遇の調査分析を行ったものであり、法務省の重点施策の一つである再犯防止施策、具体的には犯罪者の問題性に応じた処遇策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。また、我が国

で初めてアルコールの問題に焦点を当てて実証的な研究を行ったものであり、法務総合研究所以外の機関で行われた同種の研究は現になく、今後もその見込みはない。以上をまとめると、必要性の評点は20点中20点である。

(効率性の評価項目)

受刑者と保護観察対象者を対象とし、十分なサンプル数を抽出したこと、罪名も暴力事犯に限定しなかったことにより我が国特有のアルコールの問題を抱える犯罪者の特性を浮き彫りとしたことなどから、調査対象の設定は非常に適切であった。また、法務省の機関である特性を活用して、法務省各部局の保有する記録、データを用いるなどの点で特別な費用を要しない研究手法を探り、費用対効果の観点からも非常に合理性があつたと評価できる。他方、研究の実施体制・手法は適切なものであったが、海外における処遇の実情について、オーストラリア1か国のみではなく、同種問題についての研究が進んでいる米国の調査を活用することによりさらに研究手法が適切なものとなる余地があり、非常に適切とまでは言い難い。以上をまとめると、効率性の評点は30点中27点である。

(有効性の評価項目)

本件研究の成果物は、工夫した構成と記述により、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても、分かりやすいものとなっている。また、本研究の成果は、我が国において飲酒の問題を有する犯罪者を扱った初めての実証的研究であって、刑事施設及び保護観察所における飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の在り方等の法務省における施策の立案・検討に利用されているほか、今後、大学における利用が見込まれる。以上をまとめると、有効性の評点は20点中17点である。

(3) 総合評価

本研究は、必要性、効率性、有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められ、2(2)記載のとおり「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の実態及びその処遇について調査・分析することにより、その再犯防止と効果的な処遇を実施するのに必要な基礎資料を法務省関係部局等に提供する」という目的を達成したと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年7月27日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）

第5－(9) 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化

「犯罪情勢の悪化に伴う刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設の著しい高率収容ないし過剰収容状態やそれによる処遇環境の悪化等を速やかに緩和・解消し、適正な収容を確保するため、緊急的に所要の施設拡充整備を行う。また、治安確保のためにはこれら施設の被収容者に対してきめ細かな処遇を実施する必要があることを踏まえ、所要の要員を確保するほか、民間委託等による業務負担の軽減、保安警備体制・刑務作業運営体制の強化、医療体制の充実、職員の意識改革等をより一層推進する。」

第5－(10) 更生保護制度の充実強化

「年々増加する収容保護希望者に対応し、その処遇環境を改善するため、更生保護施設

の計画的な整備を推進する。また、増大する仮釈放審理事件等に対応するための体制の強化、長期刑受刑者及び覚せい剤事犯者等再犯危険性が高い者への処遇の強化、更生保護制度の充実強化のための要員の確保、施設職員や保護司の研修の充実、幅広い層からの保護司の適任者の確保等を推進する。さらに、薬物事犯者、精神障害者、生活困窮者の処遇に關し、医療機関、福祉機関との連携を強化する。」

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「Q F 法」

一回当たりの飲酒量（Quantity）と飲酒頻度（Frequency）をかけあわせて、飲酒パターンを分類する方法

事後評価結果表

【飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関して必要なものか。	A	10点	実施された研究は、現時点において重要な施策である再犯防止策、特に犯罪者の問題性に応じた処遇策を立案、検討するために必要かつ有用なものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、極めて実施の必要性の高いものであった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	現在まで、本研究に代替する研究は実施されていない上、本研究のように全国規模の受刑者・保護観察対象者を対象とし、手続横断的に行う総合的研究は法務省以外では実施することが困難であって、今後も他の研究機関で行われる見込みも乏しい。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	受刑者・保護観察対象者を対象としたため、調査対象者の属性・犯罪性向等の基本データ及び飲酒関連データを収集することができ、さらに、その際に罪名を限定しなかった結果、諸外国と比べて我が国特有の問題類型を明らかにすることに役立った。また、全国の受刑者・保護観察対象者について、時期を区切ることにより、統計分析にとって必要かつ十分なサンプル数を適切に抽出して調査を行った。したがつて、調査対象の設定は非常に適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	検察・矯正・保護の各分野の実務経験を有する研究官で構成されたチームにより本研究は実施され、刑事記録・処遇記録等に基づく客観的なデータや調査対象者本人からの回答データを標準的な統計的手法を用いて、飲酒に関する一般的な研究の成果も活用して多角的な視点から分析しており、適切な体制と手法によって行われている。他方、同種問題の研究が豊富な米国についても調査することにより、同国の知見を活用することができた可能性がある。以上を総合すると、研究の実施体制・手法は適切であった。
有効性	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	調査分析に用いたデータは、法務省の機関である刑事施設・保護観察所の協力により入手したものであり、また、その分析も研究官が自ら行った。さらに、処遇の現状についても、実務経験のある研究官が、国内及び海外の双方を対比して調査を行った。以上から、本研究の手法は、研究目的を達成するに当たり、費用対効果の観点から十分に合理的であった。
	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の報告書は、巻頭に要約を記載した上で、受刑者に関する調査、保護観察対象者に関する調査、国内の処遇の現状、海外の調査を順次記述した上で、最後に結論の提言を述べており、明解な構成となっているほか、その記述内容も、図表を豊富に使用しつつ、検証可能な形で調査データを提示し、分析の根拠や内容を平易に記載しており、実務家にとっても、それ以外の者にとっても、分かりやすいものとなっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	B	7点	本研究は飲酒の問題を有する犯罪者の実態を初めて実証的に明らかにする研究であって、刑事施設・保護観察所において導入された飲酒の問題を有する犯罪者の処遇プログラムの充実・強化など法務省の再犯防止施策の検討にあたって利用されたほか、今後、大学等における同種問題の研究に利用されることが見込まれる。

評点合計： 64点

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。

合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められるところから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用され、又は、今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用され、又は、今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用され、又は、今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

平成23年度事後評価実施結果報告書

(法務省23- (5))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け : II - 4 - (2))				
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査に関する通訳人を確保するとともに、通訳人に対して、我が国における基本的人権や適正な刑事手続に関する法制度についての理解を高め、国内における外国人犯罪に適正に対処する。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。 				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,007,128	3,153,692	2,717,136
	補正予算(b)	0	0	762,230	—
	繰越し等(c)	0	0	2,738	
	合計(a+b+c)	3,007,128	3,153,692	3,482,104	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	執行額（千円）	2,822,597	2,912,762	3,060,714	
	<p>○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条^{*1}</p> <p>○犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V-2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 「法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。」 <p>○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備 「国際的な犯罪に的確に対処するため、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。」 				

測定指標	1 検察庁における通訳人体制の充実・強化	平成23年度目標
通訳人に対して、刑事司法手続についての知識や基礎的法律知識の習得につながるセミナーを実施することにより、能力の向上を図る。		

		施策の進捗状況（実績）				
		全国から比較的通訳経験の少ない通訳人を参加させて通訳人セミナーを開催し、刑事手続全般についての講義、通訳人講師からの講義及び検察官との座談会等を行い、別添1－1のとおり、セミナー後のアンケートにおいても、参加者全員から「有意義である」旨の回答を得るなど、通訳経験の比較的少ない通訳人の能力の底上げ効果を図ることに貢献し、通訳体制の充実・強化に資するものとなった。				
参考指標		実績値				
通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査結果（セミナーを有意義とする回答率）（%）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		一	95.4	92.0	95.7	100.0

測定指標	2 被害者支援担当者の育成	平成23年度目標					
		被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。					
		施策の進捗状況（実績）					
		被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者を対象とした中央研修を実施した。 研修では、専門家等による講義や被害者支援における推奨事例及び問題点等についてのフリーディスカッションを行い、被害者支援担当者の知識・技能の習得に貢献し、対応能力の向上を図ることができた。					
参考指標		実績値					
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		90.1	94.3	96.2	91.3	95.0	

測定指標	3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	平成23年度目標				
		国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				
		施策の進捗状況（実績）				

		<p>検察活動の意義・役割について国民に正しく理解してもらう目的で、全国の検察庁において、別添3のとおり広報活動を実施した。</p> <p>特に、法教育の重要性が高まりつつあることから、教育現場を対象とした積極的な広報活動を展開し、検察の意義・役割について、幅広い層の国民の理解を得ることができた。</p>												
	参考指標	実績値												
	広報活動の実施回数（回）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>828</td><td>1,087</td><td>1,339</td><td>1,287</td><td>1,187</td></tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		828	1,087	1,339	1,287	1,187
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度									
	828	1,087	1,339	1,287	1,187									

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成23年6月2日から6月3日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人70名が参加する通訳人セミナーを実施した。</p> <p>本セミナーでは、比較的通訳経験の少ない通訳人に絞って参加者を選定した上、刑事手続全般についての講義のほか、通訳の正確性が実際に争われた具体的な事案についての講義を行い、捜査通訳人として必要な基本的知識や留意すべき点等の補完と定着に努めた。</p> <p>また、ベテランの通訳人講師から捜査通訳の留意点につき講義を行った上、検察官との座談会（分科会と全体会）により、捜査通訳の経験上疑問に感じた点等について検察官に質問したり、他の通訳人と意見・情報交換を行ったりした。このような一連の講義・座談会を通じて、通訳経験の比較的少ない通訳人の能力の底上げ効果があったといえる。</p> <p>また、セミナー終了後に、セミナーの効果測定を行うとともに、今後のセミナーのカリキュラム等の策定に資するため、セミナー参加者全員に対してアンケート調査を実施したところ、同セミナーに参加した70名全員から回答を得ることができ、全員が、同セミナーについて「有意義である」旨回答した。これは、通訳人による主観的評価ではあるものの、通訳人がこれまで得ていなかった知識等を本セミナーにより得ることができた事実を示すものということができるから、同アンケート結果も、本セミナーが参加通訳人の能力向上に役立ったと評価できる一要素であると考える。（別添1－1参照）。</p> <p>さらに、本セミナーの成果を全国で共有するため、通訳人と検察官の座談会において出された意見も含めて、その概要を取りまとめて各府に情報提供した。各府においてこれらの概要を各府に登録された通訳人にも情報提供することで、セミナーに参加しなかった通訳人の能力向上にも資すると考えられる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成23年11月1日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。</p> <p>同研修では、被害者支援に関する諸制度の運用と実情や、民間支援団体等と連携した被害者支援の具体的なモデルケース等に関し、専門家等の講義を行ったほか、被害者支援における推奨事例や問題点等につき、刑事局職員と研修員の間でフリーディスカッションを行うなど、被害者</p>
------------	---------	--

	<p>支援担当者に必要な知識・技能の習得を図った。</p> <p>研修終了後には、研修の効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名から回答を得ることができた。</p> <p>その中で、76名（95.0パーセント）が、同研修を「有意義である」と回答した（別添2－1参照）。</p> <p>【指標3について】</p> <p>前年度に引き続き、広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、検察活動の意義・役割について国民に正しく理解してもらうことを目的とする広報活動を実施した（別添3参照）。</p> <p>特に、平成23年度から教育現場で実施されている新しい学習指導要領では、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実され、教育現場における法教育の重要性がより一層高まったことから、小学・中学・高校に重点を置き、法教育の趣旨を取り入れた積極的な広報を展開した。</p> <p>平成23年度の広報活動の実施回数は1,187回であり、活動への参加人数は合計9万2,225人であった（別添3参照）。</p> <p>なお、広報活動終了後に参加者にアンケートを実施する場合もあり、その際出された意見や感想は、今後の広報活動をより充実したものとするための参考としている。</p>
目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>通訳人セミナーにおいては、比較的通訳経験が少ない通訳人に対し、刑事手続の基本的理解を定着させるとともに、通訳の正確性が争われた実例を紹介するなどした。また、通訳業務に関する通訳人の疑問点解消のための座談会を設けるなど、セミナーの対象とした比較的経験の浅い参加者にとって、必要な知識・技能を着実に習得させる内容であった。</p> <p>また、本セミナーを通じて通訳人から出された意見や要望等（通訳人が抱える問題意識や課題等）を適切に把握し、通訳人支援ホームページ（通訳人登録した者が閲覧でき、基本的な刑事手続や過去に問題となつた事例などが掲載されているもの）への掲載やその他の方法により、今後、通訳人の知識・技能の習得に役立てるための情報提供を行っていくこととしたい。</p> <p>被害者支援担当者中央研修においては、被害者支援に関する諸制度の内容や運用状況、実務における問題点等について情報共有するとともに、被害者支援における推奨事例や問題点等についてフリーディスカッションを行うなど、必要な知識・技能を習得させる内容であった。</p> <p>また、上記いずれの研修も研修後に実施したアンケートにおいて「有意義である」との回答が90パーセントを超えており、各研修員において、必要な知識・技能の習得及び資質の向上に役立ったと考えられる、検察機能の強化という観点から、本取組が有効であったということが認められる。また、中央で研修を行うことにより、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図るとともに講師の時間や費用を最小限に抑えることができ、効率性も認められる。</p> <p>検察の機能や役割に関する広報活動については、ホームページによる周知のほか、職員等による1,187回に及ぶ幅広い国民に対する広報活動の実施により、検察の機能や役割に関する国民の理解が深まったといえ、有効性が認められる。また、これまでの広報活動によって培った経験やネットワークを活用するとともに、全国統一的なパンフレットを利用し</p>

て職員自らが説明するなど効率的な広報活動を実施した結果、広報活動の際のアンケートでは、多くの参加者から検察の機能や役割を理解した旨の回答をいただいた（広報資料については、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/keiji/keiji_keiji12.html）を参照）。

こうした取組内容を通じて、社会情勢に対応した検察機能の強化を図り、検察権の適正・迅速な行使のために必要な国民の理解や協力を得ることができたといえる。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

国際化の進展に伴い外国人が関与する事件への対応の重要性が依然として高い上、取調べの適正に対する社会の関心が高まっていることから、外国人が関与する事件を適正に処理するためには通訳の正確性・公平性が担保されることが不可欠であるため、引き続き、全国統一的に、捜査手続における通訳の正確性・公平性を確保する方策が必要であり、内容を検討しながら、本セミナーを継続していくことが必要である。

この点、平成24年度の通訳人セミナーについては、「刑事手続における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構え等を習得させるだけでなく、同一言語を使用する通訳人間での議論を深めることにより、当該言語に特化した質の高い通訳人の育成を図ること」を目的として、より効果的なセミナーとなるように、通訳言語を特定の言語（中国語（北京語）・ポルトガル語・スペイン語）に限定するなどのカリキュラム変更を行った。

また、かねてより、一部の通訳人に対するセミナーの実施が日本全国にいる通訳人の質の向上につながるのか疑問である旨、委員から御指摘を受けてきたところである。そこで平成24年度からは、セミナーを受けた通訳人らに通訳全般に関わる問題点のほか、言語別の通訳上の問題点を議論してもらい、その議論状況を集約したペーパーをセミナー参加者に限らず全国の通訳人に配布することによって、全国の通訳人の質の向上につなげることとした。平成25年度以降も、別の言語の通訳人を対象に、同様の方式によるセミナーを実施していく予定である。

なお、セミナーにおける議論状況を集約した内容は全国の検察官にも周知する予定である。

平成23年3月に策定された「第二次犯罪被害者等基本計画」では、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られることを目標としており、犯罪被害者等が刑事手続に適切に関与できる機会を拡充する取組や、犯罪により受けた精神的被害の回復等の取組等が掲げられている。

上記取組の実現には、被害者支援担当者において、犯罪被害者等に適切に対応するための知識と技能を習得することが不可欠であり、そのためには、引き続き、本研修を継続的に実施する必要がある。

なお、次年度の研修カリキュラムの策定に当たっては、アンケート結果等を十分踏まえた上、より実効性のある研修を実現したい。

近時、検察に対して国民の厳しい目が向けられている状況の中で、検察の使命や検察活動の意義・役割について、国民から正しい理解を得るために、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るとともに、学校教育だけでなく市民教育も含めた幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく必要がある。

よって、今後も引き続き、検察が社会情勢の変化を適切に把握し、的

	確に対応できるよう、検察機能のより一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 通訳人セミナー終了後のアンケートは、セミナーを有意義とする回答へ傾きやすい形式になっており、改善すべきではないか。 〔反映内容〕 平成24年度の通訳人セミナー終了後のアンケートでは、これまでの委員の御指摘を踏まえ、各問に対し、「はい」「どちらとも言えない」「いいえ」のどの選択肢を選んだ場合も、その理由を記載する欄を設けたほか、自由記載欄を設けた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・通訳人セミナー全体及び各講義等についてのアンケートに関する調査結果は、刑事局公安課において保管している。 ・被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果は、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 謝金について単価を見直し、経費を削減した。また、通訳人セミナーにおいて、研修内容を見直し、経費を削減した。
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

別添1－1

○参考指標

通訳人セミナー参加者に対するアンケート調査

指 標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
有意義とする回答の割合	92.0%	95.7%	100.0%
有意義とする回答数※	46	67	70
アンケート回答者数	50	67	70
参 加 人 数	50	70	70

※ 平成21年度から、通訳人セミナー全体について「有意義である」「どちらとも言えない」「有意義でない」とする3段階で回答を求める方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者50人全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が46となり、有意義とする回答の割合が92.0パーセントであった。

平成22年度も、同様の方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者70名中67名から回答を得て、うち有意義とする回答数が67となり、有意義とする回答の割合が95.7パーセントであった。

平成23年度も、同様の方式でアンケート調査を行い、セミナー参加者70名全員から回答を得て、うち有意義とする回答数が70となり、有意義とする回答の割合が100.0パーセントであった。

参考資料

別添1－2 平成23年度通訳人セミナ一日程

別添1－3 「平成23年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

平成23年度通訳人セミナー日程

日程 平成23年6月2日（木）～3日（金）

会場 法務総合研究所第1教室ほか

月 日	時 間	事 項
6月 2日 （木）	13:00	集合 ※第1教室
	13:10 ~ 13:30	オリエンテーション
	13:30 ~ 13:45	開始式
	13:45 ~ 15:15	講義(1) 「刑事手続について」 刑事局付（公安課）
	15:15 ~ 15:30	休憩
	15:30 ~ 16:40	講義(2) 「通訳に関する具体的事例について」 刑事局付（公安課）
	16:40 ~ 16:55	休憩
	16:55 ~ 18:15	講義(3) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」
6月 3日 （金）	9:30	集合 ※第1教室
	9:30 ~ 9:35	オリエンテーション
	9:35 ~ 9:40	各分科会会場に移動
	9:40 ~ 12:00	検察官との座談会 分科会（適宜休憩） ※1班（第3教室），2班（第1セミナー室），3班（共用会議室） 4班（第4教室），5班（第6教室）
	12:00 ~ 13:00	休憩（昼食） ※第1教室利用可
	13:00 ~ 14:30	検察官との座談会 全体会
	14:30 ~ 14:40	休憩
	14:40 ~ 15:00	終了式（解散）

別添1-3

「平成23年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

回答人数 70人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 本セミナーの評価について			
(1) 本セミナー全体について	有意義 どちらとも言えない 有意義でない 無回答	70 0 0 0	100.0% 0.0% 0.0% 0.0%
主な意見の要旨	・(有意義であるに○をつけたが)講義時間をもっと長くとってほしい。		
(2) 講義(1)「刑事手続について」について	有意義 どちらとも言えない 有意義でない 無回答	68 1 0 1	97.1% 1.4% 0.0% 1.4%
主な意見の要旨	・講義内容が全部紹介されなかつたので、次回から質疑応答は最後にまとめて行ってほしい。 ・もっと時間をかけ、法律用語、外国人犯罪の動向、取調べ等についても講義してほしい。		
(3) 講義(2)「通訳に関する具体的事例について」について	有意義 どちらとも言えない 有意義でない 無回答	68 1 0 1	97.1% 1.4% 0.0% 1.4%
主な意見の要旨	・今後の通訳を行う上で参考となる講義内容だった。 ・実例とともに通訳の正確性の重要性を説明してもらいたても興味深かった。 ・講義内容が全部紹介されなかつたので、次回から質疑応答は最後にまとめて行ってほしい。		
(4) 講義(3)「通訳人から見た検察官との座談会 分科会」について	有意義 どちらとも言えない 有意義でない 無回答	57 11 1 1	81.4% 15.7% 1.4% 1.4%
主な意見の要旨	・経験に基づく話を聞けたことは興味深かった。 ・役に立ったが、通訳人講師のお話が聞き取りづらかった。 ・個人的に参考にならなかった。 ・分科会・全体会と内容が重なった。		
(5) 「検察官との座談会 分科会」について	有意義 どちらとも言えない 有意義でない 無回答	68 0 2 0	97.1% 0.0% 2.9% 0.0%
主な意見の要旨	・経験者の話をじっくり聞けたのでよかったです。 ・テーマに基づくディスカッションを行うこと自体は良いと思ったが、個人の見解による展開が多く見られ、検察官の方々の側から通訳人に要求することをもっとはっきり聞きたかった。 ・話題に「今までの経験で難しかったこと」を入れてほしい。		

「平成23年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

回答人数 70人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
(6) 「検察官との座談会 全体会」について	有意義	64	91.4%
	どちらとも言えない	5	7.1%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	1	1.4%
主な意見の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・他の分科会のテーマが事前に知られなかつたため、全体会でその結論のみを聞くことになり、考える時間が持てなかつた。 ・各班の話したことはほぼ一緒だったので、その時間、検察官の話が聞けたらもっと勉強にはなるのではないかと思う。 ・分科会の発表の時間を短くし、質疑等の時間を増やしてほしかつた。 		
(7) 本セミナーを受けて今後の通訳業務に活用できることはありますか。(主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・検察官とコミュニケーションをとることが大切だと思った。 ・各言語の背景にある文化的への理解が必要だと思った。 ・自分以外の通訳人の経験が聞けて勉強になつた。 ・中立で正確な通訳が重要と再認識した。 ・刑事手続について、より理解が深まつた。 		
2. 本セミナーの講義等について			
(1) 講義(1)「刑事手続について」について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・チャート等の資料を用いているなど説明が分かりやすかつた。 ・法律用語の違いがよくわかつた。 ・今後の仕事のため、もっと勉強したいと思った。 ・時間が足りなかつた。 		
(2) 講義(2)「通訳に関する具体的な事例について」について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・実例の紹介があり説明が分かりやすく、とても参考になつた。 ・通訳の正確性がいかに重要なのかを改めて認識することができた。 ・被疑者と対面するとき「怖い」と思うことがあつたが、この講義で中立性を学び、心強く感じた。 ・大前提として日頃語学力向上のために研鑽を積む重要性を改めて感じた。 ・具体的な事例がもつとたくさんほしかつた。 ・具体的な事例だけに(少数言語はともかく)言語別に分けていただいたらより充実した時間が過ごせたのではないかと思う。 		
(3) 講義(3)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の通訳業務に役に立つと思う。 ・3人の通訳の方々が自身の経験を踏まえて語った留意点はとても参考になつた。 ・自分に置き換えていろいろと考えさせられた。 ・あらかじめ相談し、共通項が提示されたなら聞き手として混乱することもなかつたと思うが、総じて自ら考えるきっかけとなり良かった。 ・発表者の声が小さく聞き取りにくかつた。 ・各先生の意見が相違する点があり、戸惑う場面があつた。 ・それぞれがばらばらな内容を話したため全体的に要点のぼやけた内容になつたように思う。 		
(4) 「検察官との座談会 分科会」について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間が経つのを忘れるほど有意義な時間だった。 ・録音・録画について紹介があった点が良かった。 ・各地方検察庁の実情を知る良い機会となつた。 ・取調べの事前打ち合わせで確認しておかなければならぬ内容について改めて確認することができて、とても良かった。 ・全員が平等に発言できるようにしていたらもっとよかつた。 ・同じ言語の通訳人の勉強会があつてほしい。 ・時間の割に議題の件数が多かつた。 ・あまり質問することができなかつた。 		

「平成23年度通訳人セミナー」に関するアンケート集計結果

回答人数 70人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
(5) 「検察官との座談会 全体会」について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・本セミナーのまとめとして有意義な内容だった。 ・みんなの意見をまとめていたたいて、よかった。 ・通訳人としてのいろいろな疑問の答えをこの座談会で見つけることができた。 ・同じテーマでも班によりとらえ方や討論の結果が分かれ興味深かった。 ・セミナーの内容等を地方へ反映されるようにしてほしい。 ・発表の時間は必要最小限とし、質疑応答の時間を十分にとってほしかった。 		
3. 本セミナーの日程等について			
(1) 日程について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・適当だった。 ・期日を増やして、内容を濃くしてほしい。 		
(2) 開催場所について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省の歴史的建物であり、極めて印象的であった。 ・便利な場所でよかった。 ・全国の異なる状況について話を聞けたのはよかったが、東京まで地方から出向くのは負担が大きい。 		
(3) 運営方法について (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの役割や進行にも問題はなく、スムーズに行ったと思う。 ・通訳人同士のコミュニケーション時間がもう少しあればよかった。 		
4. 本セミナーの内容について			
今後、取り入れるのが望ましいと思われる講義科目、講習方法、行事等 (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・次回のセミナーでは録音録画の件をより多く取り入れる方が良い。 ・検察官からみた通訳人のあり方。どういう点にもっと留意したらよいかなど不満点、改善すべき点など多々あると思われるので、率直な意見を聞ければ、参考にしてよりよい通訳が出来ると思う。 ・通訳人に関する具体的な事例をもっとやってほしかった。 ・言語ごとの分科会の実施があればと思う。 ・前回のセミナーで問題となつたことを簡単に紹介してほしい。 ・可能なら東京地検以外の検事・関係者にも参加してほしい。 ・セミナーの回数を増やしてくれたらいいと思う。 ・施設の見学、検察官の体験報告。 ・地方でも年1回、このようなセミナーがあればいいと思う。 		
5. 配付資料について			
配布資料に関する御感想等 (主な意見の要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の通訳業務に役立つ資料である。 ・資料についても講義に取り入れてほしい。 ・セミナーの前に目を通す機会があれば予習できて良かったと思う。 		
6. その他(主な意見の要旨)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・期待以上に得たものが多く、有意義かつすばらしい時間だった。 ・今回のセミナーを受けて手続や捜査通訳の留意点などをもっと理解できた。 ・通訳人の横のつながりが出来る、あるいは悩みや苦しみを共有する良い機会となり、文面だけでは得ることが出来ない価値があった。 ・全国から様々な言語の方たちが一堂に会する機会は本当に貴重であり、その場に参加し、学ぶ事が出来たのはとても有意義な経験だった。また多くの方のプロ意識の高い発言を聞いて身の引き締まる思いがした。 		

※上記アンケート集計結果一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

別添2－1

○参考指標

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
有意義とする回答の割合	90.1%	94.3%	96.2%	91.3%	95.0%
有意義とする回答数	64	66	51	73	76
アンケート回答者数	70	70	53	78	79
参 加 人 数	71	70	53	80	80

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	76	95.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての被害者支援団体で被害者を長期的に支える必要があることを痛感した。 ・支援センター等の関係団体と検察庁の連携が重要であると感じた。 ・通常、検察庁単位で支援を行っているため、他の検察庁の取組状況について情報を得ることができた。 ・各講義の時間が比較的短時間に設定されているため、負担が少なく講義に集中することができた。
どちらとも言えない	3	3.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・より実務的な研修を希望する。
有意義でない	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
不提出	1	1.3%	

※上記「アンケート回答内容」一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

参考資料

別添2－2 被害者支援担当者中央研修日程

別添2－3 被害者支援担当者中央研修に関するアンケート

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成23年11月1日(火)	
時 間	実 施 内 容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 11:30	講 義 内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官 河原誉子
11:30 ~ 13:00	休 憩
13:00 ~ 14:15	刑事局説明 刑事局付(総務課) 白鳥智彦
14:30 ~ 16:10	講 義 被害者支援都民センター 相談支援室長代理 池田志津
16:35 ~ 17:15	フリーディスカッション・質疑応答(注)
17:15 ~ 17:45	事務連絡等

(注)フリーディスカッションには、渡邊刑事局付、白鳥刑事局付が出席する。

別添2-3

被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 79人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
開催時期(11月1日)	早い	0	0.0%
	適当	72	90.0%
	遅い	7	8.8%
	無回答	0	0.0%
期間(1日)	長い	0	0.0%
	適当	74	92.5%
	短い	5	6.3%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	76	95.0%
	どちらとも言えない	3	3.8%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	(「有意義」回答)		
	・支援員としての責務を再認識した上、教わることが多かった(意見多数)。		
	・普段は漏れる情報でも研修の機会があれば、再確認できる。		
	・被害者支援担当者が一同に会して、意見交換ができる(意見多数)。		
	・事務担当者等から講義や刑事局からの説明等が受けられること。		
	・最新の情報・知識が得られるため(意見多数)。		
	・民間の支援団体の活動を知ることにより、連携を深めることができる。		
	・基礎的な法律・支援業務の再確認(意見多数)。		
	・被害者支援活動状況調べを作成・配布していただき、各庁における具体的な活動状況が分かり、有意義である。		
	・現在の支援の実情や今後の計画などが分かり有意義であった。		
今後の被害者支援活動に活用できること	・改めて被害者の心情を常に考えて対応しなければならないと感じた。		
	・内閣府、被害者支援都民センターの方の話を聞けたから。		
	(「どちらとも言えない」回答)		
	・やや具体性に欠ける。		
	・実務的研修を希望する。		
	・開催時期の問題もあるが、役に立つ情報もあれば、既に自分で勉強して理解している内容もあった。		
	・今後の被害者の対応等に活かしていきたい(意見多数)。		
	・研修資料を活用する。		
	・再度被害者の心情に思いやり、各法律などの知識を修得して責任を持った言動で支援活動に臨みたい。		
	・関係機関・団体等の連携を重要性を感じ、今後積極的に連絡を取り連携を深めたい(意見多数)。		

主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・大変参考となったので、今後の業務に生かしたい(意見多数)。 ・これまで以上に被害者の気持ちになり応対すべきことを再認識。 ・今後は被害者対検察庁と言うことで対応するのではなく、全ての被害者支援団体で被害者を長期的に支える必要があることを痛感した(意見多数)。 ・関係団体、特に支援センターと検察庁の連携が重要であると感じた(意見多数)。 ・もっと早い時期に研修機会を設けていただきたかった。 ・各講師ともはきはきした解説があり、時間が経つのが早く感じられるくらいよかったです。 ・分かり易い講義で勉強になりました。 ・職場内で孤立しがちな支援員にとって本研修の存在意義は大きい。 ・業務上、隣接地検の被害者支援員と協力して行う事案もあって、電話だけでなく、直接話をする機会が得られた。 ・判っていると思っていた問題について、再認識できたのが有意義となった。 ・ワンストップ支援センターの設置という考え方に対し、このような支援ができるのかという思いを新たにすると共に、今後の支援拡大に期待したい。 ・各講義の時間が比較的短時間に設定されているので、負担が少なく集中できるので、時間割の設定がよかったです。 ・基本に立ち返る意味で有意義であった。 ・支援員の方の生の声を反映させる場があればさらに良かったと思う。 ・基本的に検察庁単位で支援しているので他の検察庁がどんな取組をしているか分かるので良い。 		
	2. 講義・内閣府犯罪被害者等施策推進室 河原参事官		

時間(1時間10分)	長い	1	1.3%
	適当	69	86.3%
	短い	9	11.3%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	77	96.3%
	どちらとも言えない	2	2.5%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	(「有意義」回答)		
	・詳しい説明(第二次基本計画・他機関等との連携)を受けよく理解できた(意見多数)。		
	・資料だけでなく、それに絡めた実例等が述べられており、分かり易かった。		
	・法律の立案趣旨等を知ることができた。		
	・民間支援団体から回答を受けた支援の具体的な内容及び対応した機関・団体等の照会は今後の被害者対応につき大いに参考となると思われた。		
	・被害者支援ネットワークについて知識を得られたことはよかったです。		
	・中央において、基本計画に携わる方から説明を聞けたこと。		
	・基本計画によりこれまで進められてきた被害者支援をどう拡充していくかの方向性が理解でき、さらに被害者が望む支援の実現には各方面の連携による支援が必要であると思った。		
	(「どちらとも言えない」回答)		
	・回答なし。		

質問項目	回答内容	回答人数	割合
3. 講義・白鳥局付			
時間(1時間15分)	長い	2	2.5%
	適当	72	90.0%
	短い	1	1.3%
	無回答	4	5.0%
内容	有意義	65	81.3%
	どちらとも言えない	9	11.3%
	有意義でない	1	1.3%
	無回答	4	5.0%
主な理由	(「有意義」回答) ・被害者保護のための諸制度の運用と実情については、基本を再び勉強できた。 ・被害者保護のための諸制度を分かり易く詳しく説明を受け、自分の同制度に対する知識が整理できた。 ・被害者通知、被害者の裁判傍聴、被害者参加制度などを具体的に説明していただき有意義であった(意見多数)。 ・法解釈で今まで理解が不十分であったところ、今回の講義を聞いて、理解を深めることができた(意見多数)。 (「どちらとも言えない」回答) ・もう少し時間を取って講義をお願いしたい。 ・実情面をもっと説明していただければよかったです。 ・実例をはじめて説明していただきたかった。 (「有意義でない」回答) ・おさらい的の内容であり、この程度の知識は各人有していると思われるため。 (その他) ・検察審査会制度については、本研修参加者は検察庁のOBなどであるため、簡略にして他の事項の講義を詳細にした方が良かった気もする。		
4. 講義・被害者支援都民センター	池田先生		
時間(1時間40分)	長い	12	15.0%
	適当	62	77.5%
	短い	1	1.3%
	無回答	4	5.0%
内容	有意義	70	87.5%
	どちらとも言えない	5	6.3%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	4	5.0%
主な理由	(「有意義」回答) ・被害者の方々へのかかわり方、接し方について具体的に例示され分かりやすかった。 ・被害者に対応する際の配慮を今一度考え得る機会をいただいた。またこの講義は検察官等捜査・公判担当者に聞かせたいと思った。 ・二次被害の現状など被害者対応についてとても参考になった。 ・業務内容を把握できることで今後の支援を行う上での連携の在り方を理解した(意見多数)。 ・被害者との接点が長い方からの講義で参考になった。 ・被害者が検察庁に望んでいることなどが理解できた。 ・ドラマを通じて二次被害の深刻さ等を理解できた(意見多数)。 (「どちらとも言えない」回答) ・もう少し具体例などを入れて、センターの支援活動について聞きたかった。対検察庁について詳しく要望なども聞きたかった。		

5. フリーディスカッション

時間(40分)	長い	1	1.3%
	適当	49	61.3%
	短い	24	30.0%
	無回答	5	6.3%
内容	有意義	61	76.3%
	どちらとも言えない	12	15.0%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	6	7.5%
主な理由	<p>(「有意義」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関における対応(電話等)も参考となった。 ・講義中の疑問点が聞けてとても良かった(意見多数)。 ・検察庁の対応の良い点悪い点が聞けたのは良かった。 <p>(「どちらとも言えない」回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者対応に苦慮した事例、対応策の参考事例をとりあげても良かったと思う。 ・講義者の回答に対する質問や意見を述べる時間が欲しかった。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し時間を長く取って欲しい。 		

6. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由

犯罪被害者からの講義…実際に被害に遭われた方、遺族からの検察に対する意見等
警視庁・弁護士(法テラス)等、他の被害者支援機関の方の講義…被害者支援の実情や連携を知るため。
フリーディスカッションの時間を延ばした方が良いと思われる。
犯罪被害者における精神医療(心理療法士)の実情を受けてみたい。
特異事例の対応…好訴者や被害妄想者からの電話等に苦慮しているため。
他庁の取組の実情…件数が少ない庁においては、他庁の取組を聞くことは参考になると思われるため。
第二次犯罪被害者等基本計画の進捗状況…1年経過後の地方自治体、法務省の進捗状況を把握したいため。

7. その他意見等

真の被害者に対応することに関しては、常日頃から誠意をもって対応していかなければならないし、そのように対応しているつもりでいるが、なお一層努力していかなければならないと感じた。
被害者支援員が有効に活用されているか疑問もあるところでこの研修に、より現場に近い立会事務官等が参加できればよいと思った。
全体的には、被害者対応の困難さが認識できたのは有意義であった。
研修を受けて、改めて被害者支援業務の重要性を認識し、引き続き実務処理上必要な知識等の習得に努めたいと思った。

別添3

○参考指標 広報活動の実施回数

指 標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
広報活動の実施回数	828回	1,087回	1,339回	1,287回	1,187回

平成23年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数	参加人数
出前・移動教室	584回	28,495人
講演会・説明会	358回	18,258人
模擬裁判	86回	3,643人
イベントの実施・参加	87回	39,731人
その他	72回	2,098人
合 計	1,187回	92,225人

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護人、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

平成23年度事後評価実施結果報告書

(法務省23- (6))

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け : II - 5 - (2))				
施策の概要	被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持し、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。				
達成すべき目標	被収容者の再犯、再非行を防止するためには、出所（院）後の就労の安定が重要であることから、刑事施設 ^{*2} における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した支援などの就労支援の充実を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	52,133,544	50,869,290	48,572,693
	補正予算(b)	832,766	△202,583	1,465,082	-
	繰越し等(c)	-	△65,618	65,618	
	合計(a+b+c)	52,966,310	50,601,089	50,103,393	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	執行額（千円）	52,788,003	49,891,312	49,195,554	
	○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第84条等 ^{*3} ○ 少年院法（昭和23年法律第169号）第4条等 ^{*4} ○ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定） 第2-2-⑤ <p style="margin-left: 2em;">「刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し、入所中から就労意欲の喚起を促すとともに、雇用情勢に応じた職業訓練を実施する。また、一般の職業訓練施設と連携するなどして、職業訓練を含めた刑務作業の質の向上を図る。さらに、刑務所、保護観察所等と公共職業安定所とが連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、試行雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進する。」</p>				
	○ 子ども・若者ビジョン（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定） 第3-2 (1) ③ (非行少年に対する就労支援等) <p style="margin-left: 2em;">「少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。」</p>				
	○ 刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定） 2- (2) <p style="margin-left: 2em;">「矯正施設（刑務所・少年院）入所（院）中から出所（院）後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組（更生保護就労支援モデル事業）について、適切な効果検証を行い、効果的な就労支援対策を推進する。」</p>				

	<p>また、法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。</p> <p>さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。」</p> <p>「刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し、矯正施設（刑務所・少年院）において当該企業が求める人材を育成して出所（院）後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど、企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。」</p>
--	--

測定指標	1 刑事施設における職業訓練の充実度（受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者率）	平成23年度目標値				
		対前年度増				
		基準値	実績値（詳細実績については、別添1のとおり）			
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		職業訓練受講者数（人）	2,616	3,030	2,917	2,745
		職業訓練受講率（%）	4.10	4.30	4.30	4.10
		職業訓練の修了者数（人）	2,248	2,635	2,513	2,343
	資格・免許等の取得者率（%）	87.4	88.0	85.8	86.5	87.4
						88.4

測定指標	2 刑事施設における就労支援スタッフ ^{※5} 等による就労支援実施人員の割合	平成23年度目標値				
		対前年増				
		基準値	実績値			
		22年	19年	20年	21年	22年
		就労支援実施人員（人）	2,720	—	1,576	2,093
		割合（%）	9.2	—	5.0	6.9
						9.2
						11.0

測定指標	3 少年院における就労支援実施人員の割合	平成23年度目標値				
		対前年増				
		基準値	実績値			
		22年	19年	20年	21年	22年
		就労支援実施人員（人）	—	—	—	—
		割合（%）	—	—	—	—

	就労支援実施人員（人）	812	—	795	841	812	614
	割合（%）	23.8	—	22.9	23.5	23.8	19.2

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【指標 1について】</p> <p>PFI刑務所を除く刑事施設において、積極的に職業訓練の充実を目指してきたところ、平成23年度は前年度実績に対し、職業訓練受講者数で485人、受講率で0.9ポイント、修了者数で399人、資格・免許等の取得者率で、1.0ポイント上回る結果となった。</p> <p>なお、PFI施設における職業訓練の実施主体は、民間事業者であることから、その他の刑事施設と区別して分析する必要があるため、PFI施設を除く刑事施設において実施した職業訓練の実施結果を指標値とした。</p> <p>【指標 2について】</p> <p>刑事施設において、平成23年度は、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合が、目標とした前年実績である9.2パーセントを1.8ポイント上回る結果となった。</p> <p>【指標 3について】</p> <p>平成23年度においても各少年院で就労支援施策を実施したところ、目標である23.8パーセントを、4.6ポイント下回る結果となった。</p> <p>その要因としては、少年院に入院する少年のうち低年齢の少年の割合が増えているために、出院後直ちに具体的な就労先を必要とする者の割合が減少していることが考えられる（別添2参照）。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>被収容者の出所後の就労に資するよう、刑事施設では、職業訓練、就労支援スタッフ等による就労支援等に取り組み、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」の一環として、被災地域における再犯防止施策の充実・強化を図るために、復興に必要な資格・技能の取得が期待できる小型建設機械科職業訓練を拡大した。</p> <p>職業訓練については、平成23年度、新規にクリーニング科を開設したほか、既存のフォークリフト運転科を拡大するなど職業訓練を受講する機会を増加させるとともに、各種協議会等において、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業としての職業訓練の有効性を説明するなどし、職業訓練の受講定員に対する受講者数の充足を図り、定員割を防止するよう刑事施設へ働きかけたことにより、職業訓練の拡充が図られたと考えられる。</p> <p>また、就労支援については、就労支援を希望する者のほぼ全てに対して、就労支援スタッフ等による就職に関する相談や就職活動に必要なマナーやスキルの指導、履歴書の書き方の指導、求人情報の提供等の支援を実施した。その中で、全出所者に占める支援実施人員の割合が前年比増となっていることから、受刑者に対する就労支援の周知が進み、就労支援の希望者が増加していると考えられる。</p> <p>少年院においても、出院後の就労の安定のため、就労支援に取り組み、在院者に対しては、原則として就労支援策を提供しているところである。</p> <p>こうした取組をすることにより、就労支援を希望する被収容者が在所（院）中に出所（院）後に役立つ職業技能、マナーやスキル等を身に付</p>

	<p>けるとともに、就労に関する知識や情報を収集することができ、その円滑な社会復帰に役立つものと考える。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>矯正施設における就労支援対策は、再犯率の増加とともに関心が高まっており、今後ますますその拡充を図る必要がある。</p> <p>そこで、刑事施設における職業訓練においては、受講率が5パーセントにとどまっている現状を踏まえ、引き続き、職業訓練の拡大・拡充を図り、受講定員を引き上げ、受刑者の職業訓練受講の機会を増やすとともに、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業として職業訓練の有用性を説明するなどして受講率の向上を図り、「再犯防止に向けた総合対策（仮称）」として平成23年度実績に対して、平成34年度までに受講率を5パーセント向上させることを目標とする。キャリアコンサルタント等就労の専門家である就労支援スタッフ等による支援内容の充実及び配置の拡大を図り、出所後の社会復帰に資するものとして就労支援の有用性を説明し、就労支援対象者の拡大を図る。</p> <p>少年院においては、就労支援により就労先を得て改善更生につなげることができた成功事例を少年及び保護者に対して入院早期から積極的に紹介し、当該制度の積極的な利用を促す。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア [意見]</p> <p>協力雇用主の数は年々増加しているところ、現在の協力雇用主の数は、職業訓練修了者等を雇用してもらう企業数と一定程度マッチングしているのか。</p> <p>[反映内容]</p> <p>平成23年度、協力雇用主等を対象に、刑務所出所者等に求める資格等や刑事施設において実施を希望する職業訓練について、アンケート調査を実施するとともに、矯正管区単位で協力雇用主や刑務作業協力企業関係者等を招へいしての「就労支援体制検討会」を実施した。同アンケートの調査結果や平成23年度から実施している同検討会での意見を踏まえ、引き続き、刑務所出所者等を雇用する側のニーズを職業訓練内容等に反映させ、雇用する側が求める人材の育成を図ることとした。</p> <p>イ [意見]</p> <p>評価結果の今後の政策への反映の方向性等において、職業訓練の受講率を平成34年度までに5パーセント向上させ、10パーセントにするとあるが、目標が低いのではないか。また、10年で5パーセントとした根拠は何か。</p> <p>[反映内容]</p> <p>「5パーセント向上」としたのは、今後10年間で、現在の受講率を倍増させることを目標としたものである。職業訓練の受講者については、受講希望者の中から一定の選定基準に基づき対象者を選定しており、刑事施設の被収容者数が減少傾向にあることや高齢受刑者の増加傾向についても考慮し、現実的な目標として「5パーセント向上」とした。この目標値を上回る結果となるよう、引き続き、職業訓練の拡充・拡大を図り、受講定員を引き上げ、受刑者の職業訓練受講の機会を増やすとともに、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業としての職業訓練の有用性を説明するなどして、</p>
-----------------	--

	受講率の向上を図りたい。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設における職業訓練の充実度に関するデータは、矯正局成人矯正課において保管している。 ・就労支援スタッフ等による就労支援実施人員数のデータは、矯正局成人矯正課において集計し保管している。 ・少年院における就労支援実施状況の推移に関するデータは、矯正局少年矯正課において保管している。 <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」 ※23年の数値は速報値 (法務省HP [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※23年の数値は速報値 (法務省HP [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html]) 		
備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>就労支援スタッフの雇用経費の見直しを行うとともに、職業訓練科目の見直しも行い、経費を削減した。</p>		
担当部局名	矯正局総務課	政策評価実施時期	平成24年8月

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称する言葉

*3 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

（矯正処遇）

第84条 受刑者には、矯正処遇として、第92条（懲役受刑者の作業）又は第93条（禁錮受刑者等の作業）に規定する作業を行わせ、並びに第103号（改善指導）及び第104号（教科指導）に規定する指導を行う。

（以下略）

*4 「少年院法（昭和23年法律第169号）」

（矯正教育）

第4条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

（以下略）

*5 「就労支援スタッフ」

キャリアコンサルタント等専門的な立場から、受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行い、就労支援を行う者

○ 職業訓練受講者数の推移 (単位：人)

年 度	19	20	21	22	23
職業訓練受講者数	3,030	2,917	2,745	2,616	3,101

○ 職業訓練受講率の推移 (単位：人)

年 度	19	20	21	22	23
職業訓練受講者数	3,030	2,917	2,745	2,616	3,101
受刑者数	70,918	68,489	67,143	64,570	62,136
受講率	4.30%	4.30%	4.10%	4.10%	5.00%

※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100(%)

○ 職業訓練修了者数の推移 (単位：人)

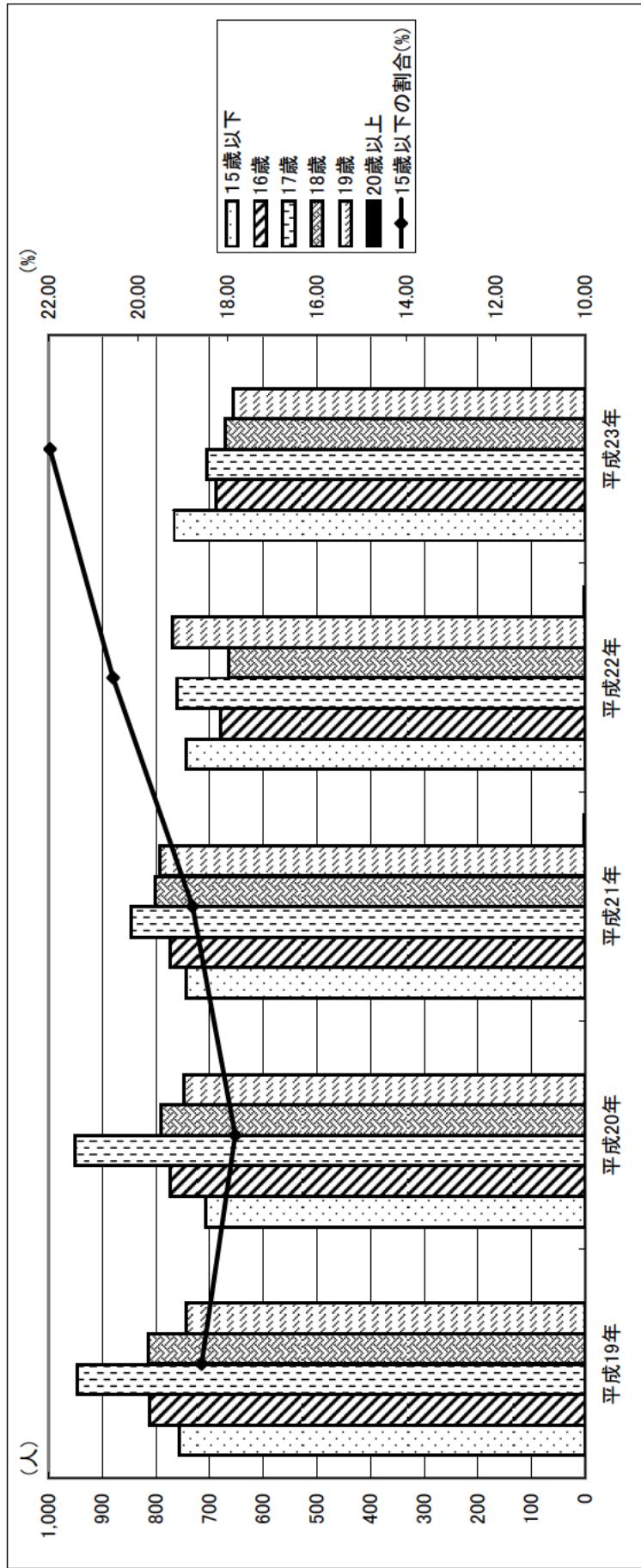
年 度	19	20	21	22	23
職業訓練修了者数	2,635	2,513	2,343	2,248	2,647

○ 資格・免許等取得状況の推移 (単位：人)

年度\資格等		危険物取扱者	溶接技能者	ボイラーテクニクル	自動車整備士	理容師	その他	合計	取得者率
19	受験者	758	412	291	126	41	1,997	3,625	88.0%
	合格者	605	355	250	106	39	1,835	3,190	
20	受験者	968	601	358	94	35	2,521	4,577	85.8%
	合格者	743	559	314	93	35	2,185	3,929	
21	受験者	1,106	479	321	88	38	3,037	5,069	86.5%
	合格者	885	414	273	83	37	2,691	4,383	
22	受験者	1,026	363	298	73	36	3,462	5,258	87.4%
	合格者	802	337	251	71	36	3,096	4,593	
23	受験者	1,132	344	307	78	39	3,765	5,665	88.4%
	合格者	914	319	252	77	39	3,405	5,006	

※資格・免許等の取得者率＝資格・免許取得者数／資格・免許取得者試験受験者数×100(%)

○少年院の年齢別新収容者数



	(単位:人)				
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
15歳以下	757	708	744	744	766
16歳	813	774	773	679	687
17歳	947	952	847	760	705
18歳	814	790	802	665	672
19歳	743	747	793	769	656
20歳以上	0	0	3	2	0
合計	4,074	3,971	3,962	3,619	3,486
15歳以下の割合(%)	18.58	17.83	18.78	20.56	21.97

※ 少年矯正統計年報(平成22年)第9表から(平成23年は速報値。)。

平成23年度事後評価実施結果報告書

(法務省23- (7))

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等 (政策体系上の位置付け : II - 6 - (1))				
施策の概要	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図り、保護観察対象者の改善更生を促進する。 ・保護観察対象者の就労支援を強化することによって、保護観察対象者の就労を促進して生活や心情の安定を図り、保護観察対象者の改善更生を促進する。 ・更生保護施設を活用した自立支援を積極的に実施することによって、自立が困難な刑務所出所者等を保護し、その自立更生を促進する。 ・民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを促進する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	11,686,322 △41,472 △38,000 11,606,850	11,700,654 0 △13,796 11,686,858	11,828,175 247,124 △47,442 12,027,857
	執行額(千円)	10,387,632	10,356,086	11,021,208	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○更生保護法（平成19年法律第88号）^{*2}</p> <p>○更生保護事業法（平成7年法律第86号）^{*3}</p> <p>○犯罪から子どもを守るための対策（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議報告） 保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。</p> <p>○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） ・ 第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保 「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」 ・ 第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化 「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。」</p> <p>○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告） ・ 2(2) 就労支援対策の充実・強化 「法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種</p>				

	<p>メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業支援・雇用確保を充実強化する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2（2）民間団体と連携した帰住先の確保 「行き場のない刑務所出所者等の帰住先を確保するため、更生保護施設においてより多くの受入れに努める」 ・ 3（2）性犯罪事犯者への指導の充実 「保護観察所において刑事施設内での処遇と一貫性のある性犯罪者処遇プログラムを実施することにより、性犯罪事犯者の再犯防止に向けた指導を強化する。」
--	--

測定指標	1 性犯罪者処遇プログラム ^{*4} 受講者において、受講後、問題性 ^{*5} の程度が低下したと認められる者の割合（%）	平成23年度目標値				
		91.0%				
		基準値	実績値			
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		90.2	—	86.9	91.3	90.2
						89.9

測定指標	2 保護観察終了者に占める無職者の割合（詳細な内訳は別添1のとおり。）	平成23年度目標値				
		対前年減				
		基準値	実績値			
		22年	19年	20年	21年	22年
		無職者の割合（%）	24.2	20.0	19.8	23.7
		(無職者数)(人)	9,110	8,561	8,104	9,319
						9,110
						8,926
参考指標	実績値					
	協力雇用主 ^{*6} の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	20年	21年	22年	23年	24年
	6,556	7,749	8,549	9,346	9,953	

測定指標	3 全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）（%）	平成23年度目標値				
		対前年度増				
		基準値	実績値			
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度

		76.5	74.6	75.0	75.4	76.5	79.8
--	--	------	------	------	------	------	------

測定指標	4 犯罪予防活動への協力 (犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募) 学校数(校)	平成23年度目標値					
		8,000校以上					
		基準値		実績値			
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		7,842	6,285	6,709	7,081	7,842	7,837

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【指標 1について】 性犯罪者処遇プログラム（以下「プログラム」という。）では、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足など、プログラム実施対象者の問題性の程度を点数化している。プログラム受講前後の評点を比較して、評点が低下し問題性が改善していると見なされた者が、全体の91パーセントとなることを目標としているところ、平成23年度は89.9パーセントであり、目標に達しなかった。</p> <p>【指標 2について】 保護観察終了者に占める無職者の割合については、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標を設定することが困難であることから、対前年減として目標としているところ、全体で対前年比0.1ポイント減となり目標を達成できた。</p> <p>【指標 3について】 全更生保護施設の年間保護率については、対前年度増として目標を設定したところ、平成20年度以降、対前年度増が続いていることから、平成23年度においても対前年度増という目標を達成した。</p> <p>【指標 4について】 犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募学校数については、引き続き増加を目指す趣旨で8,000校以上を目標としているところ、7,837校と目標を達成できなかった。これは、東日本大震災を始めとする様々な社会問題がクローズアップされたこともあり、他のテーマの作文コンテストに参加した学校もあったこともその原因の一つとして考えられる。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】 プログラムにおいて、受講後に評点が低下した者は、プログラム受講者全体の89.9パーセントであり、目標値の91パーセントには達していないものの、約9割の者が受講後に評点が低下している。このことから、認知行動療法の技法等を取り入れたプログラムは、その受講者の問題性の改善に一定以上有効であると評価できる。</p> <p>また、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援対策や、平成23年度は一部の保護観察所において、就労確保から職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施した結果、保護観察終了者</p>

に占める無職者の割合が減少した。昨今の経済社会情勢の悪化から、保護観察対象者の就労にも厳しい状況が続いている中、保護観察終了者に占める無職者の割合は減少しており、就労支援対策が一定の効果を挙げているものと考えられる。

次に、全国に104か所設置されている更生保護施設に対しては、応急の救護又は更生緊急保護として、行き場のない刑務所出所者等への宿泊場所の供与等を積極的に委託している。更生保護施設については、目標の達成手段である更生保護施設整備事業補助⁷が適切に実施され、同施設の機能が維持されたことにより、目標の達成に寄与した。指標である年間保護率の向上は、更生保護施設を活用した自立支援が積極的に行われたことを表している。

さらに、犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募学校数については、減った地域もある一方で、増えた地域もあり、全体としては平成22年度からほぼ横ばいとなり、平成21年度と比較して約750校増加した約7,800校を維持できている。なお、平成23年度の応募作品数は、小学校が約85,000点（平成22年度比：約7,000増）、中学校が約140,000点（同：約13,000増）であり、近年一貫して増加している。また、本コンテストの実施を通じて更生保護ボランティアと学校との連携が進んでおり、例えば、児童生徒に対して保護司が行う薬物乱用防止・非行防止教室の参加延人員が平成23年度は約96,000人となり、平成21年度と比較して約36,000人増加している。

上記のことから、保護観察対象者の改善更生と犯罪や非行のない地域社会作りの促進という目標が達成された。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

プログラム終了後においても、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護が引き続き行われるところ、評点の結果を踏まえた保護観察処遇の充実を今後も推進する。

次に、昨今の厳しい経済雇用情勢のため刑務所出所者等の就労が困難であることなどから、依然として保護観察終了者に占める無職者の割合が高水準で推移しており、就労支援と就労先の確保の重要性が高い状況にある。そのため、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進し（別添2参照）、矯正施設収容中から釈放後の職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施する事業の実施庁を拡大させ、就労支援に係る対策を充実させる。さらに、民間事業者である協力雇用主を開拓し、無職の保護観察対象者等の社会的受け皿を拡大する必要がある。

併せて、刑事施設等を出所した後の生活基盤がなく、自力では改善更生が困難な者の数は依然として高水準で推移していることから、引き続き更生保護施設における受入れを積極化するとともに、NPO法人等を「自立準備ホーム」として登録し、同ホームに宿泊場所の供与等を委託する取組を拡充する。

さらに、犯罪や非行のない地域社会作りには、学校と連携した非行防止活動が有効であることを踏まえ、各地域の保護司が連携を深めるためのパンフレットを作成・配布したところであり、保護司がさらに効果的な連携活動を展開できるよう保護司活動に対する支援を行うことで、引き続き協力学校数の拡大を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>[意見] 指標1については、「問題性の程度」の低下が、評点の低下と連動していることが分かりにくいため、国民に分かりやすいように表現を工夫すべきである。また、性犯罪者処遇プログラムの内容が国民にも分かるようにするべきである。</p> <p>[反映内容] 本文中「目標の達成状況」における指標1についての記載を修正した。また、注釈中の性犯罪者処遇プログラムの説明文に、性犯罪者処遇プログラムの内容を紹介している犯罪白書の記述へのリンク先アドレスを追記するとともに、問題性の評価に関する説明文を修正した。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」 (保護局観察課、平成24年3月作成、対象期間：平成23年1月～平成23年12月) ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課、対象期間：平成19年4月1日～平成24年3月31日) ・「“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施結果」 (保護局更生保護振興課、平成23年1月1日～平成23年11月30日)
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 旅費単価の見直し等を図ることにより、経費を削減した。また、保護観察事件用紙等印刷製本の必要部数等を見直すことにより、経費を削減した。		
----	---	--	--

担当部局名	保護局観察課、更生保護振興課	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	----------------	----------	---------

-
- *1 「保護観察対象者等」
保護観察対象者、更生緊急保護対象者
- *2 「更生保護法（平成19年法律第88号）」
本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている。（第1条参照）
- *3 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」
本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。（第1条参照）
- *4 「性犯罪者処遇プログラム」
自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム（参照：http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html）
- *5 「プログラム受講者の問題性（評点）」
性犯罪に結び付く問題性（性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等）を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。
- *6 「協力雇用主」
犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主
- *7 「更生保護施設整備事業補助」
更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するもの。平成23年度は、3件に対し補助を行った。

別添1 測定指標2 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数

(目標値：対前年減)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全体	20.0% 8,561人	19.8% 8,104人	23.7% 9,319人	24.2% 9,110人	24.1% 8,926人
保護観察処分少年	11.0% 2,055人	10.6% 1,862人	12.9% 2,151人	11.7% 1,896人	11.1% 1,755人
少年院仮退院者	18.7% 830人	20.3% 803人	22.6% 879人	21.8% 842人	19.4% 716人
仮釈放者	26.5% 4,011人	26.3% 3,936人	32.4% 4,653人	35.3% 4,828人	35.5% 4,939人
保護観察付執行猶予者	37.6% 1,665人	34.5% 1,503人	38.1% 1,636人	39.4% 1,544人	41.2% 1,516人

(注1) 表中上段は無職者の割合、下段は無職者数を示す。

(注2) 保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

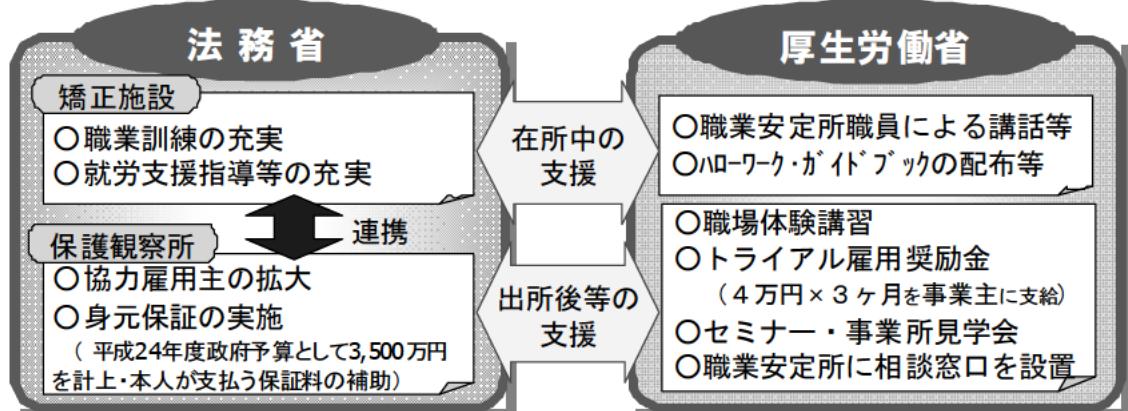
(注3) 無職者は、定収入の有る無職者、学生・生徒、家事従事者を除く。

別添2 刑務所出所者等の就労支援対策について

就労確保のための仕組の構築

刑務所出所者等総合的就労支援対策(平成18年度～)

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省(刑務所・保護観察所・ハローワーク)との連携を強化



平成18年からの6年間で約12,600人の就労を確保

平成23年度事後評価実施結果報告書

(法務省23- (8))

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰 (政策体系上の位置付け : II - 6 - (2))				
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。				
達成すべき目標	関係機関の協力体制を整備するなどして地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図り、その社会復帰を促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	282,127	246,095	260,383
	補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	△2,575	2,575	
	合計(a+b+c)	282,127	243,520	262,958	
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの	執行額(千円)	246,175	195,212	194,067	
	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。） ^{*2}				

測定指標	精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ^{*3} （医療観察法第56条第1項第2号にかかる決定に限る。以下同じ。）を受けた者の数及び期間満了者数の割合（%）	平成23年度目標値					
		17.8%以上					
		基準値	実績値				
			20年度	19年度	20年度	21年度	22年度
			13.1	7.9	13.1	18.4	20.5
							21.9
		(保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数) (人)		25	40	50	56
		(期間満了者数) (人)		0	21	62	87
		(精神保健観察事件年間取扱件数) (件)		315	466	608	699
							725

	参考指標	実績値				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議 ^{※4)} の開催回数（回）	—	—	1,978	2,178	2,505

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合を測定指標とし、基準年度は、医療観察制度施行初年度に精神保健観察を開始した者が期間満了を迎える平成20年度に設定している。</p> <p>また、本制度が医療観察法施行後6年しか経過しておらず、精神保健観察事件年間取扱件数等の値が安定していないため、基準年度から前年度までの3年間（平成20, 21, 22年度）の実績値の平均値である17.8パーセント以上を平成23年度の目標値とした。</p> <p>平成23年度の実績値は21.9パーセントであり、同年度の目標値である17.8パーセントを上回っていることから、目標は達成できていると評価できる。なお、平成22年度の実績値である20.5パーセントをも上回っている。</p> <p>さらに、参考指標である地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数は毎年度増加しており、これも目標達成に寄与するものである。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促進するためには、地域社会における処遇において、①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療の提供、②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察の実施及び③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助の提供が適正かつ円滑に実施される必要がある。</p> <p>そのため、保護観察所の長は、関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施することとされている。保護観察所の長は、処遇の実施計画が有効に機能するよう、関係機関の協力体制を整備し、医療観察対象者に関する情報の共有や処遇方針の統一を図ることなどを目的としたケア会議を実施するなどして、関係機関の緊密な連携の確保に努めている（別添資料参照）。この点、参考指標のケア会議の開催回数は毎年度増加していることから、関係機関の連携に関する取組が積極的になされていることがうかがえ、地域社会における処遇の充実強化が図られていると評価できる。</p> <p>さらに、これらの取組の結果、保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けて社会復帰の準備が整った医療観察対象者が増加することとなった。これらの者については、保護観察所の長が、医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められる場合は速やかに処遇終了の申立てを行い、裁判所から処遇終了決定を受けるに至っている。</p> <p>また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けて、一般精神科医療等への移行が円滑になされたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要性が認められ</p>

	<p>なくなった者であり、その数は毎年度増加している。</p> <p>すなわち、平成23年度の精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合について、平成20、21、22年度の実績値の平均値である17.8パーセント以上という目標が達成されることは、医療観察対象者について、一般精神科医療等への移行が円滑になされているものと評価できる。したがって、本取組内容は、施策の目標である医療観察対象者の社会復帰の促進に有効であり、かつ、着実にその成果が現れているといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>施策の基本目標は着実に達成されているものと考えられることから、今後更に関係機関の連携を確保する方策について検討するなどし、地域社会における処遇の充実強化を図る。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 本評価の過程において使用したデータ等の出典が不明であるため、説明責任の観点からその出典を明記されたい。</p> <p>〔反映内容〕 「政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報」欄に、データ等の出典を記載した。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合に関するデータは、保護局総務課において保管している。 ・地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 旅費単価の見直し等を図ることにより、経費を削減した。また、ハンドブックの単価等を見直すことにより、経費を削減した。		
----	--	--	--

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）」

本法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的としている。（第1条第1項参照）

*3 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために心神喪失者等医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその決定をしたもの。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

別添

地域社会における処遇



平成23年度事後評価実施結果報告書

(法務省23- (9))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け : II-7-(1))				
施策の概要	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。				
達成すべき目標	<p>オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況を明らかにし、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分^①を適正かつ厳格に実施する。</p> <p>公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p> <p>また、職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させる。</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,576,624	2,322,901	2,152,183
	補正予算(b)	63,739	0	13,612	—
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	2,640,363	2,322,901	2,165,795	
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの	執行額(千円)	2,613,095	2,297,468	2,150,191	
	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^②</p> <p>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^③</p> <p>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条^④</p> <p>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） <ul style="list-style-type: none"> ・第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等 </p> <p>○カウンターインテリジェンス^⑤機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定） <ul style="list-style-type: none"> 「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」 </p> <p>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・2-(2)-① 対外人情報収集機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」 ・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）」 </p> <p>○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）</p>				

	<ul style="list-style-type: none"> ・第6 テロの脅威等への対処 <ul style="list-style-type: none"> 4-① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化 4-② カウンターインテリジェンス機能の強化 6-① サイバーテロ・サイバーインテリジェンス⁶に関する対策の強化 7-① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等 8-② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化
	<p>○情報セキュリティ2010（平成22年7月22日情報セキュリティ政策会議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・II-1-(1) -・サイバーテロへの対処に係る国際連携の強化ーウ) サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化 ・II-1-(2) -・対処に資する情報の収集・分析・共有体制の強化ーエ) サイバーテロの予兆の早期把握と情報収集・分析の強化
	<p>○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成22年12月17日安全保障会議決定、閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IV-1-(2) -ア 「関係機関における情報収集・分析能力の向上に取り組むとともに、各省庁が相互に協力しつつ、より緊密な情報共有を行うことができるよう、政府横断的な情報保全態勢を強化する。」 ・IV-1-(2) -イ 「法務省その他の関係機関が連携し、各種事態の発生に際しては内閣総理大臣を中心とする内閣が迅速・的確に意思決定を行い、地方公共団体等とも連携し、政府一体となって対応する。」
	<p>○第180回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成24年1月24日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「拉致問題は、我が国の主権に関わる重大な問題であり、基本的人権の侵害という普遍的な問題です。被害者全員の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組みます。」 ・「テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止、海洋航行の自由の確保、平和維持や紛争予防といった安全保障面での課題、さらには、自由と民主主義、法の支配といった共通の『価値』の確認など、地域で対話を深めていくべきテーマに事欠きません。」 ・「テロやサイバー攻撃、大規模自然災害、国内外の重大事件・事故など、国民の生命・身体・財産を脅かす緊急事態については、常に緊張感と万全の備えを持って危機管理対応を行います。」

測定指標	1 教団の活動状況及び危険性の解明	平成23年度目標
		教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。
		施策の進捗状況（実績）
		別添1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。
	参考指標	実績値

	立入検査の実施回数等		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施回数		18	19	23	15	16	
施設数		41	36	35	50	61	
動員数		683	628	682	705	940	

測定指標	2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）	平成23年度目標値						
		36.5日より短縮						
		基準値	実績値					
		一年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		請求を行った関係地方公共団体数	—	17	22	18	19	18
		提供回数	—	46	53	49	58	50
		平均所要日数	—	56.1	38.8	30.1	20.1	21.0

測定指標	3 破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況	平成23年度目標					
		職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
		施策の進捗状況（実績）					
		別添2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。					
	参考指標	実績値					
	1 ホームページへのアクセス件数	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	※平成23年度のアクセス件数について、法務省ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能である。	155,752	105,507	133,722	165,357	—	
	2 カウンターアンテリジェンス啓発研修への参加者	/	20年度	21年度	22年度	23年度	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【指標 1について】</p> <p>平成23年度は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計16回、延べ61施設、公安調査官延べ940人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な教義の保持等）を明らかにした。その上で、公安審査委員会に対し、観察処分の期間の更新を請求したところ、これが認められ、平成24年2月以降も引き続き、観察処分を実施し、教団の活動状況を明らかにしていくことが可能となった。以上のことから、指標1の目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標 2について】</p> <p>平成23年度は、18関係地方公共団体の長から延べ53回にわたり調査結果の提供の請求を受け、延べ50回にわたり提供を行ったが、請求から提供までの平均所要日数は21.0日と、過去5年間の所要日数の平均である36.5日を下回った。以上のことから、指標2の目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標 3について】</p> <p>平成23年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」を公表した。以上のことから、指標3の目標を達成したと評価できる。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>指標1～3の達成状況から、公共の安全の確保を図るという施策の基本目標については、おおむね達成したと考える。</p> <p>指標1については、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証することにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、観察処分を適正かつ厳格に実施することができ、有効性かつ効率性が高いものと考える。</p> <p>指標2については、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に資するものであったことから、有効性かつ効率性が高いものと考える。</p> <p>指標3については、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供することで、我が国の公共の安全の確保に寄与したことから、有効性かつ効率性が高いものと考える。</p> <p>以上の結果を踏まえ、いずれの指標についても、有効性、効率性が高いものと考える。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p>

	<p>教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、平成23年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、3地方公共団体及び10団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなど、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていく必要がある。そのためには、団体規制法に基づき、引き続き教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、調査結果提供請求についても、提供先の関係地方公共団体からの請求に迅速に対応していく必要がある。</p> <p>また、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在することから、今後も国内外の情報の正確・適時・迅速な収集・分析を行った上で、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供していく必要がある。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 なし</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。 (公安調査庁総務部総務課、平成24年5月作成、対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日)</p>
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 旅費について、出張回数や単価を見直し、経費の削減を行った。 調査用機材に係る調達数量や単価の見直し、情報配信料に係る単価の見直しなどにより、更なる経費の削減を図った。 システム端末修理費について執行実績を反映し、経費を削減した。また、保守料単価等について見直し、経費の削減を図った。		
----	--	--	--

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分であり、具体的には、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徵取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、同法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、同法第7条第2項）が可能となる。

なお、観察処分に基づく調査の結果について、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（同法第32条）。

*2 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*3 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*4 「無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *1参照

（観察処分の実施）

第7条 *1参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*6 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動

別添 1

【測定指標 1】教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成23年5月、8月、11月の3回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を徴するとともに、平成23年度中に教団施設に対する立入検査を合計16回、延べ61施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・平成23年12月31日現在、国内に出家信徒約400人、在家信徒約1,100人、ロシア連邦内に信徒約140人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約20か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・組織体質は、依然として閉鎖的・欺まん的であることなどが明らかとなり、今後も教団の活動状況を継続して明らかにしていく必要性が認められた。
- 3 そこで、公安調査庁長官は、平成23年11月28日、公安審査委員会に対し、同24年1月末に3回目の更新期間の満了を迎える観察処分について、その期間の更新を請求したところ、公安審査委員会は、平成24年1月23日、同請求を認める決定をした（平成24年1月30日官報公示）。
- 4 このように、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団が現在も危険な要素を保持している実態が解明され、観察処分の期間の更新の請求が適正になされたことにより、平成24年2月以降も引き続き、観察処分を実施し、教団の活動状況を明らかにしていくことが可能となった。なお、平成24年2月、教団から平成23年度中4回目となる報告を徴した。

別添 2

【測定指標 3】破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・国際テロ関係では、国際テロ組織の動向等のほか、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態等に関する情報
- ・カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関員の情報関心・収集手法等に関する情報のほか、我が国的重要情報等の保護に資する情報
- ・大量破壊兵器拡散関係では、拡散懸念国による調達・供与等に関する情報のほか、我が国の輸出関連企業・研究機関等からの拡散等に関する情報
- ・サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、諜報活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国、香港、台湾の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・国内公安動向では、反原発運動や在日米軍再編問題などをめぐる過激派等の動向のほか、領土問題や天皇制問題等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・収集・分析した情報については、隨時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が関係機関等に直接赴くなどして、迅速に提供了。
- ・平成23年5月に世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、隨時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び「立入検査の実施結果について」等を掲載し、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1 の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行った。

別添3

【参考指標2】カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果

実績値				
回答区分	20年度	21年度	22年度	23年度
意識が向上した	95%	97%	—	—
意識は変わらなかった	5%	3%	—	—
研修内容の有効性 ある			62.4%	55.7%
研修内容の有効性 比較的ある			33.4%	39.5%
研修内容の有効性 どちらともいえない			3.5%	3.8%
研修内容の有効性 比較的ない			0.2%	0.7%
研修内容の有効性 ない			0.2%	0.2%

※20年度・21年度と22年度・23年度とでは、回答区分が異なっている。

※四捨五入により、合計しても100パーセントとならない場合がある。

平成23年度事後評価実施結果報告書

(法務省23-(10))

施策名	登記事務の適正円滑な処理（事業名：登記情報システム再構築事業） (政策体系上の位置付け：III-9-(1))				
施策の概要	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。				
達成すべき目標	登記情報システムの運用経費を削減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	34,637,153	27,630,944	22,439,198
	補正予算(b)	△272,394	0	△392,325	—
	繰越し等(c)	0	△29,187	29,187	/
	合計(a+b+c)	34,364,759	27,601,757	22,076,060	
	執行額(千円)	34,068,966	26,525,140	22,009,712	
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの	○電子政府推進計画（平成18年8月31日決定、平成20年12月25日一部改定） 第2 目標達成のための施策 II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策 2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化 (2) 業務・システム最適化の実施 「各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。」				

測定指標	登記情報システムの運用経費の削減額(円)	平成23年度目標値					
		平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。					
		基準値	実績値				
		15年度	23年度				
		約366億 (運用経費)	約135億 (削減額)				
	参考指標	実績値					
	登記情報システムの運用経費の削減額(円)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
		約13億	約46億	約64億	約73億	約64億	
		21年度	22年度				
		約93億	約120億				

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減することを目標としていたところ、約135億円削減することができたことから、当該目標を達成した。</p>															
目標期間終了時点の総括	<p>【目標の内容】</p> <p>(1) 達成目標 登記情報システムの運用経費を削減する。 (目標期間) 平成18年度から平成23年度まで（平成18～22年度：成果重視事業） (目標値等) 平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。 ○平成15年度と比較する理由 本事業は、平成18年度から成果重視事業として進められているが、「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（C I O）決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）を策定するに当たり、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度を基準として、効果の算出を行ったためである。</p> <p>(2) 目標設定の考え方 「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従って、平成2年度末までに新システムに切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考え方から、達成目標を設定した。</p> <p>(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準 【判定】 A（達成） 【判定方法】 平成22年度末までに新システムへの切替えが完了したことから、平成23年度における登記情報システムの運用経費が、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減されれば達成とする。 【基準】</p> <table border="1" data-bbox="684 1462 1287 1657"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>進捗状況（割合）</th> <th>達成度合い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>100%</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>75%以上100%未満</td> <td>おおむね達成</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>50%以上75%未満</td> <td>達成が不十分</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>50%未満</td> <td>達成していない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 手段と目標の因果関係 旧システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ切り替えることにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。</p> <p>【予算執行の効率化・弾力化措置】 国庫債務負担行為^{*1}、目の大括り化^{*2}</p> <p>【上記措置による効果】</p>	ランク	進捗状況（割合）	達成度合い	A	100%	達成	B	75%以上100%未満	おおむね達成	C	50%以上75%未満	達成が不十分	D	50%未満	達成していない	
ランク	進捗状況（割合）	達成度合い															
A	100%	達成															
B	75%以上100%未満	おおむね達成															
C	50%以上75%未満	達成が不十分															
D	50%未満	達成していない															

国庫債務負担行為及び目の大括り化の導入によって、このような措置がない場合と比較してライフサイクルベースでの合理的な価格による調達が可能となった。

【目標の達成状況の分析】

(1) 平成23年度に実施した政策（具体的な内容）

「登記情報システム業務・システム最適化計画」(<http://www.moj.go.jp/content/000008851.pdf>)に従って、平成22年度までに、全登記所において新システムへの切替えが完了したため、平成23年度は、年度当初から全登記所において新システムの運用を行った。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

旧システムは、メインフレーム^{*3}と呼ばれる当時の最も標準的なコンピュータを利用して開発されたものであり、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、新たな情報処理技術の活用が困難であった。

一方で、これまでの技術革新の結果、情報システム基盤の動向はメインフレームで構成されたシステムから、ハード・ソフトともオープン化・標準化されたオープンプラットフォームで構成されたオープンシステム^{*4}へと変化し、その信頼性の向上も図られつつある。

このため、登記情報システムについてもオープンシステムへ切り替えることにより、行政サービスの向上及びコスト削減を行う必要があった。

本事業は、これらの背景を踏まえて実施しており、国民や社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

不動産登記制度は、国民の重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を明確にして、取引の安全を保護するとともに、国土開発・徵税等の国家施策の基礎をなす制度であり、また、商業・法人登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度である。これらはいずれも、国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度である。

登記情報システムは、同制度を支える社会基盤システムであることから、本事業は、全国統一した運用を確保するため、同制度を所管する法務省が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日及び平成20年12月25日一部改定）において、最適化対象の業務・システムについては可能な限り早期に最適化の効果を発現することが求められている。

本事業を行わなければ、特定の事業者に依存しないハード及びソフトを調達するための調達方法を見直すこと（随意契約から一般競争入札への移行）が困難となり、最適化の効果であるコスト

	<p>の削減が実現できない。</p> <p>このため、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までにオープンシステムへの切替えを完了する必要があった。</p> <p>(3) 効率性</p> <p>本事業については、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、単にメインフレームをオープンシステムに置き換えるだけではなく、システムの設置箇所数を削減するなど、コストが過大とならないように実施している。</p> <p>(4) 有効性</p> <p>ア 手段の妥当性</p> <p>メインフレームの技術を利用した旧システムは、信頼性は高いものの、柔軟性・拡張性は低く、運用・保守を特定の事業者に依存せざるを得ない。</p> <p>本事業により、オープンシステムへの切替えを行い、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施することで、柔軟性・拡張性の向上及びコストの削減を実現することができる。</p> <p>このため、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づくオープンシステムへの切替えは、目的を達成するための手段として妥当である。</p> <p>イ 所期の事業効果の発現状況</p> <p>平成22年度までに、全登記所において新システムへの切替えを完了したことから、平成23年度における登記情報システムの運用経費の削減について、目標を達成した。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等（目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）】</p> <p>「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従って、新システムへの切替えを行った結果、平成23年度における登記情報システムの運用経費の削減について、目標を達成したところであり、引き続き効率的なシステム運用を推進する。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 なし</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】 再リース等を用いた機器の効率的な利用により登記情報システム機器借料・保守料を削減した。また、登記情報システムの法令改正等に伴う仕様変更の内容を精査し、経費の縮減を図った。		
----	--	--	--

担当部局名	民事局総務課	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「国庫債務負担行為」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として1会計年度に限られているが、「国庫債務負担行為」とは、数年にわたり効力が継続する債務の負担権限について、あらかじめ予算をもって国会の議決を経て、債務を負担する行為をなすことができる制度である。

*2 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

*3 「メインフレーム」

情報処理を高速で処理する大型コンピュータのことをいう。汎用コンピュータともいう。

*4 「オープンシステム」

様々なメーカーのハードウェアやソフトウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステムをいう。

平成23年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省23- (11))

施 策 名	人権の擁護																					
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	人権の擁護 (III-10-(1))																					
施 策 の 基 本 目 標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。																					
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算の 状 況 (千円)</td> <td>当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)</td> <td>3, 582, 255 0 0 3, 582, 255</td> <td>3, 506, 976 0 0 3, 506, 976</td> <td>3, 204, 581 5, 549 0 3, 210, 130</td> <td>3, 243, 604 — /</td> </tr> <tr> <td></td> <td>執行額(千円)</td> <td>3, 570, 596</td> <td>3, 461, 521</td> <td>3, 192, 765</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	21年度	22年度	23年度	24年度	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	3, 582, 255 0 0 3, 582, 255	3, 506, 976 0 0 3, 506, 976	3, 204, 581 5, 549 0 3, 210, 130	3, 243, 604 — /		執行額(千円)	3, 570, 596	3, 461, 521	3, 192, 765	
区分	21年度	22年度	23年度	24年度																		
予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	3, 582, 255 0 0 3, 582, 255	3, 506, 976 0 0 3, 506, 976	3, 204, 581 5, 549 0 3, 210, 130	3, 243, 604 — /																	
	執行額(千円)	3, 570, 596	3, 461, 521	3, 192, 765																		
政策評価実施時期	平成24年8月		担当部局名	人権擁護局総務課																		
評 価 方 式	総合評価方式																					

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このような現状において、人権が尊重され、人権侵害が生じしない社会の実現がより一層求められている。

(2) 目的・目標

本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。上記のような状況を踏まえると、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済活動は、①全国の法務局・地方法務局と約14,000人の人権擁護委員（法務省の人権擁護機関）によって、全国的に展開されている、②特定の分野に限定することなく、あらゆる人権侵害事案に対応して行われている、③法務省の人権擁護機関が自ら事実関係の調査を行い、その結果に基づいて救済措置を行っている、④司法手続よりも簡易・迅速・柔軟な行政救済手続で、人権侵害事案の解消・解決を図っている、などの点に特色がある。

したがって、人権侵害事案の発生を広く把握できるよう、いつでも気軽に相談できる体制を整える必要があるほか、あらゆる人権侵害事案に対応でき、かつ、人権侵害を見逃さず、的確に調査・救済手続につなげができるよう、人権相談の人的・質的充実を図る必要がある。さらに、迅速かつ的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることができるような調査救済体制を整えておく必要がある。

(3) 具体的内容

ア 人権啓発の更なる推進

国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、①国民の幅広い層に対して、人権に関心を持ってもらう機会を提供する「接触・認知型」、②発達段階の児

童・生徒や人権に関する関心の高い層を対象として、その発達や関心の度合いに応じて人権に関する理解を深める「心理変容型」及び③両者の要素を備える「複合型」の啓発活動を行う。

具体的には、青少年や地域社会等に大きな影響力を有するJリーグ等スポーツ組織と連携・協力した啓発活動を実施する（①接触・認知型）。

また、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、平成23年度は「第31回全国中学生人権作文コンテスト」を実施する予定である（②心理変容型）。

加えて、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消することを目的としたハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」を、熊本県で開催する（②心理変容型）。

さらに、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図るため、ミニフェスティバル（各地域で実施されている人権啓発フェスティバル）を全国各地において開催する（③複合型）。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

国民からアクセスしやすい体制を整えるという観点から、法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整える。

特に、子ども、高齢者、障害のある人、女性等に関する人権問題については、

- (ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」・「女性の人権ホットライン」の設置及び同強化週間の実施
- (イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」の全国の小・中学生への配布
- (ウ) 高齢者施設、知的障害者更生施設等の社会福祉施設等における特設人権相談所の開設、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施及び「人権相談所案内用リーフレット」の配布

等により、人権侵害等の状況の把握に努める。

また、人権相談により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速かつ的確に救済措置を講じ、人権相談と連動した実効的な調査救済体制の整備を図る。

3. 評価手法等

啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の接触状況及び啓発活動参加者に対するアンケート（参加者の属性、当該啓発活動を知ったきっかけ、満足度、人権に関する関心や理解の深まり度合いなども含む。）等の情報を収集する。そして、「接触・認知型」、「心理変容型」といった啓発活動の分類に応じて、収集した情報を分析し、評価を行う。

なお、全国中学生人権作文コンテストについては、同コンテストに応募した中学生が、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通じて人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたことの具体的な事例として、平成23年度入賞作文の概要を実施結果報告書に記載することとする。

また、厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」及び内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年10月調査）等を活用して、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件（とりわけ、潜在化しやすい子ども、高齢者、障害のある人及び女性等に対する人権侵犯事件）及び人権相談の内容・件数との比較検討を行う。これにより、法務局等の人権相談・調査救済の取組の方向性について検証する。

さらに、内閣府の「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」を活用し、人権課題（子ども、高齢者、障害のある人、女性など）ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行う。

これらにより、本施策の問題点等を把握し、その要因を分析・評価する。

4. 評価結果等

（1）平成23年度に実施した政策（具体的な内容）

ア 人権啓発の更なる推進

（ア）Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施（①接触・認知型）

各地域における人権啓発活動ネットワーク協議会が中心となり、Jリーグ等全国33チームのスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動を実施した。

具体的な活動事例は、次のとおりである。

活動事例1 湘南ベルマーレと協力し、公式戦における人権啓発活動を実施

神奈川県では、「湘南ベルマーレ（J2リーグ）」と協力し、公式戦において、人権PRイベントとして、ハーフタイム時に人権啓発に関する横断幕やのぼり旗を掲出しての場内行進、場内アナウンス、場外ブースにおける監督及び選手による人権啓発メッセージの掲示等を実施した。

公式戦は、12,000人もの来場があったほか、公式戦後約1か月間、湘南ベルマーレのホームページにおいてイベントの模様が掲載されるなど、広く人権について周知する活動となった。人権PRイベントのアンケート（別紙1）では、「人権について考えるきっかけになった」との回答が90パーセント以上となり、イベント来場者に人権について考える機会を広く提供することができたといえる。

活動事例2 ガイナーレ鳥取と協力し、サッカースクールの実施等多様な人権啓発を実施

鳥取県では、「ガイナーレ鳥取（J2リーグ）」と協力し、小学生とその保護者を対象として、目隠しをしてサッカーを行うブラインドサッカースクールを行うとともに、その後の公式戦において、人権PRイベントとして、人権啓発に関する横断幕の掲出、パネル掲示等を実施した。

ブラインドサッカースクールのアンケート（別紙2）結果では、「視覚障害がある人への理解など、人権問題への理解・関心は深まったか」との質問に対し、全員が「とても深まった」、「やや深まった」と回答しており、障害者への理解を通して人権について考える機会を広く提供することができたといえる。また、「こうしたイベントを積極的に行うべきである」との回答は、70パーセントを超えており、このような活動の充実が求められているといえる。なお、イベントの模様は、新聞によって報道され、人権啓発活動を更に広く周知された。

活動事例3 アルビレックス新潟・アルビレックス新潟レディース・新潟アルビレックスベースボールクラブと協力し、多様な人権啓発活動を実施

新潟県では、地元の3大スポーツ組織である「アルビレックス新潟（Jリーグ）」、「アルビレックス新潟レディース（なでしこリーグ）」、「アルビレックスベースボールクラブ（BCLリーグ（プロ野球独立リーグ））」と連携協力し、多様な人権啓発活動を実施した。

アルビレックス新潟、アルビレックス新潟レディースと連携した活動については、公式戦の試合前において、人権PRイベントとして、人権啓発に関する場内アナウンス、ハーフタイムにおいて横断幕を掲出しての場内行進等を実施した。

アルビレックスベースボールクラブと連携した活動については、公式戦の試合前

において、人権PRイベントとして人権啓発に関する場内アナウンス、試合中（5回終了時）における選手による啓発メッセージの発表、横断幕を掲出しての場内行進を始め、選手を1日人権擁護委員に委嘱し、「いじめタッチアウト！」と題して、少年野球チームに対する「人権・野球教室」を実施し、選手とともに人権の大切さを学ぶ活動を行った。

これらの模様は、新聞による報道がされたほか、「人権・野球教室」に参加した少年野球チームが「仲間を思いやりながら、協力して試合を勝ち進みたい。」と感想を述べるなど、啓発効果があったと評価できる。

これらの活動事例にあるように、Jリーグ等のスポーツ組織は、青少年や地域社会に大きな影響力を有する組織であり、また、公式戦等においては、多くの来場者があることから、試合会場における啓発活動を始めとするスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動は、人権についての必要性、重要性を広くアピールすることができるほか、マスメディアによる報道等、二次的効果も期待できる有益な活動であると考える。

（イ）全国中学生人権作文コンテストの実施（②心理変容型）

平成23年度は、第31回全国中学生人権作文コンテストを実施した。

全国中学生人権作文コンテストは、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、昭和56年度から実施している。

実施に当たっては、毎回特にテーマを定めることなく、中学生が日常の生活等を通じて人権の重要性や必要性について考えたことなどについての作文を広く募集している。

第31回全国中学生人権作文コンテストにおけるテーマ別の応募作品は、「いじめ」に関するものが25.3パーセント（226,100編）と最も多く、中学生にとって「いじめ」が極めて身近で重大な人権問題として認識されているとともに、今なお深刻な状況にあることがうかがえる。次に多いのが、「戦争・平和」に関するものが11.2パーセント（99,922編）、「障害のある人に関する問題」に関するものが9.4パーセント（83,631編）となっている。

応募作品については、各地の法務局・地方法務局やその支局において、担当職員や人権擁護委員等が中心となって審査し、優秀な作品については、地区大会から県大会、中央大会（全国大会）へと推薦される。中央大会における審査の結果、優秀な作品については、内閣総理大臣賞や法務大臣賞等が授与されるほか、法務省において発行する入賞作文集に掲載される（法務省ホームページにも掲載、<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>）。

第31回大会における入賞作品の概要は、次のとおりである。

なお、落合恵子審査員長の審査講評は、別紙3のとおりである（第31回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集に掲載）。

内閣総理大臣賞 「絆」

健太には右手首から先がない。体も小さく、体重も軽いが、小学校のときからいつも同じラグビースクールで一緒にボールを追いかけていた。手が不自由だからと特別扱いなどしなかった。中学にあがり病気のせいで背骨の湾曲した健太に、身の回りの細々としたことも手助けするようにと、周りの大人達は言うが、それは本当に健太の望んでいることなのか…。夏の大会敗退後、健太は「高校でもラグビーするよ。」と言った。健太とバスをつなげばわかる、本当に大切なことが。

法務大臣賞 障がい者の私にできること

生まれつき聴覚に障害を持つ作者は、障害を認めたくないとの思いが災いし、度々トラブルに見舞われていた。そのような中、聾学校の生徒たちが、健聴者に対して積極的に思いを伝えようとする姿に衝撃を受けるとともに、障害と向き合っていなかった自分に気付かされる。これをきっかけに、障害を隠さず、様々な経験を積んだ作者は、障害の有無にかかわらず、誰もが住みやすい社会にするため、難聴者と健聴者の架け橋になるよう努力したいと考える。

文部科学大臣奨励賞 溫かさを分け合って

3月11日の大震災に遭遇し、埼玉の伯父の家に一時的に避難した作者。急な転校で慣れない生活が始まった。そんなある日、新聞報道で放射線被ばくに基づく風評被害の実態を知らされ耳を疑った。温かく迎えてくれた級友、不安をなくすために温かい言葉をかけてくれた先生方…。大変なときこそ助け合うことが大切だと学び、どんなことがあっても強く生きていく心を持てる人になろうと強く思うのであった。

法務副大臣賞 祖母との「会話」から学ぶこと

筋萎縮性側索硬化症（ALS）という病気に侵され、声と表情を失った祖母。そんな祖母との会話に悩む作者。そんなとき、祖母のちょっとした表情の変化やかすかな唇の動きを読み取りながら会話する母を見た。作者には、言葉を超えた会話に見えた。声なき会話。心の対話。十万分の一の確率の難病と闘いながら生きる祖母との会話。それが「分かること」への道筋を照らしてくれる。作者はそう信じている。

法務大臣政務官賞 「いじめのスパイラル」

作者は、部活で急に一人ぼっちになり始めた。作者は覚えていなかったが、ある子に対して作者が小学生の頃にした発言が原因だった。両親、先生や先輩など、たくさん的人が声をかけたり、話を聞いてくれたおかげで、作者は少しづつ明るさを取り戻していった。この体験を通じて、いつも相手の気持ちを考えること、たくさん的人に支えられていることに感謝することを学んだ。

全国人権擁護委員連合会長賞 「考ハンセン病」

作者は、授業で元ハンセン病患者の方の講演会や愛樂園の施設見学を通じて、ハンセン病について真剣に考えるようになった。ハンセン病というだけで、人間としての存在を否定されてしまった事実を知った。そして、祖父、曾祖父がハンセン病だったことを知り、初めてハンセン病を自分のこととして受け止めることができた。このような悲劇を繰り返さないためにも、差別のない、優しさのあふれる助け合いの国を築きあげたい。

社団法人日本新聞協会会长賞 支えあって生きる

作者は、東日本大震災による原発事故のため、故郷を離れなければならず、現在は埼玉県本庄市に避難している。転校初日は、差別を受けないかと緊張したが、みな他の人と変わりなく接してくれた。震災を通して、人権とは、自分の力だけで守るのは難しく、互いに守り合うことが大切なものだと知った。人権や自由が守られる社会であれば、人は幸せに生活できる。作者は、今自分ができることをして生きていきたいと思った。

日本放送協会会长賞 生きるということ

看護に興味のある作者は、職場体験学習先に病院を選んだが、そこは高齢者ばかりが入院している介護施設のような病院であった。おむつ替えを目の当たりにし、汚いと感じた作者だったが、そこで働く看護師や看護師をしている母の話を聞き、それは「生きている証」であり、患者にとって大切なものだと気づいた。また、患者の気持ちを想像できたことで、相手の気持ちになっていたわることのできる人になりたいと感じた。

法務事務次官賞 「一緒に生きる大切さ」を学んで

作者は、昨年の夏、職場体験の授業で、3日間医療福祉施設を訪れた。そこで体験を通じて、作者の考えは、障害を持つ人に対し「お世話をする」のではなく、「一緒に楽しく過ごすこと」に変わった。それから1年、作者は少し成長し、お年寄りに「荷物を持ちましょうか。」と声をかけることができた。作者はこれからも自分にできる役割を勇気を持って率先して果たし、共に生きていきたいと考えている。

法務事務次官賞 祖母から学ぶ

作者の祖母がヒメジオンの花を持ってきたが、作者の母は、祖母が雑草を持ってきたと思い、受け取らなかった。そのことについて、父は「雑草の花だって、観賞用の花だって、観る人がきれいと思えばいい。」と母に話した。数日後、母は祖母が再び持ってきたヒメジオンを受け取った。その後、ヒメジオンの若芽が雑草ではなく食用であることも知った。このことを通じ、作者は偏見の恐ろしさに気付くとともに、祖母から教わる事は、これからもたくさんありそうだと思った。

法務事務次官賞 水泳が僕に教えてくれたこと

生まれたときから両手がない作者は三歳で水泳を始めたが、体のことで悔しい思い、嫌な思いをしたことがたくさんあった。それでも、親、コーチ、そして友人の協力もあり水泳を続け、作者を強くしてきた。水泳は、作者に自分に自信を持つこと、努力すればするほど成果が出ること、続けることの大切さ、周りの協力のありがたさ等たくさんの大事なことを教えてくれた。

次に、過去5か年における全国中学生人権作文コンテストの実施状況は次のとおりである。

○全国中学生人権作文コンテストの実施状況

実施年度	応募者数	全中学生数	参加割合	応募校数	全中学校数	参加割合
平成19年度	841,558人	3,639,426人	23.1%	7,235	11,968	60.5%
平成20年度	866,269人	3,704,740人	23.4%	6,593	11,941	55.2%
平成21年度	883,746人	3,717,354人	23.8%	6,624	11,894	55.7%
平成22年度	887,012人	3,558,169人	24.9%	6,311	10,814	58.4%
平成23年度	893,258人	3,531,748人	25.3%	6,682	11,080	60.3%

平成23年度の全国中学生人権作文コンテストについては、応募者数が過去最高の893,258人、応募校数が6,682校となった。同作文コンテストについては、アンケート等は実施していないが、作文を書くことそのものが、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めることができる活動と考える。同作文コンテストの募集は、通常、夏休みの宿題等の一環として、中学1年から3年までのうちの特

定の学年で実施される場合が多く、各中学生が3年間のうちに作文に応募する割合は全中学生の3分の1を母数と考えることができる。

したがって、各年度における応募者数が全中学生の2割を超える場合、中学3年間のいずれかの学年で作文に応募する生徒の割合は、単純計算で6割以上となり、全中学生の半数以上が作文を書き、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深める機会を提供することができたと考えられる。

作文コンテストの実施は、次世代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付ける機会を提供する意味を有するから、人権尊重思想の普及高揚を図っていくために、有効な啓発活動であると評価できる。

(ウ) ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」の実施（②心理変容型）

平成17年度から、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するため、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」を法務省の人権擁護機関が主体となって開催しており、平成23年度は熊本市で開催した。同シンポジウムは、ハンセン病施設を有する都道府県において、小・中・高校生及びその家族、学校関係者を始めとする地域住民に対し、正しくハンセン病を理解してもらうため、「医療関係者、ハンセン病元患者の基調講演と中学生によるパネルディスカッション」、「ファミリー・コンサート」、「ハンセン病啓発ビデオの上映」の3部構成で行っている。

過去5か年の同シンポジウムの実施状況は、次のとおりである。

○ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況

開催年度	開催都道府県	会場	開催日	参加者数
平成19年度	鹿児島県	サンエールかごしま	7/31(火)	400人
平成20年度	岡山県	さん太ホール	7/27(日)	300人
	群馬県	前橋テルサ	8/4(月)	400人
平成21年度	香川県	アルファあなぶきホール	8/22(土)	400人
	沖縄県	パレット市民劇場	8/30(日)	440人
平成22年度	宮城県	太白区文化センター	8/21(土)	300人
	静岡県	しづぎんホール ユーフォニア	8/28(土)	300人
平成23年度	熊本県	熊本学園大学14号館 高橋守雄記念ホール	9/23(金)	600人

ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」については、毎年アンケートを実施しており、アンケート結果の概要は、次のとおりである。

なお、アンケートはアンケート用紙（別紙4）を来場者に配布し、会場内において回収する方法で実施している。

○アンケートの結果

開催年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催都道府県	鹿児島	岡山	群馬	香川	沖縄
参加者数	400人	300人	400人	400人	440人
300人	300人	300人	300人	300人	600人
アンケート回収数	153	184	96	228	269
高評価者数※	133	177	91	206	250
高評価率	86.9%	96.2%	94.8%	90.4%	92.9%
				92.9%	91.8%
					93.7%

※ 「高評価者数」とは、平成20年度以前は「シンポジウムがハンセン病やハンセン病に関する差別などを知ることに役立ったか」との問い合わせに対して、「とても役に立った」、「役に立った」

と回答した者の総数を示す。平成21年度以降については、「ハンセン病についての関心や理解は深まりましたか」との問い合わせに対して、「大変深まった」、「まあ深まった」と回答した者の総数を示す。

平成23年度における高評価率は、昨年度に引き続き、90パーセントを超える高い結果となった。ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するという所期の目的に対して十分な効果があったと評価できる。

(エ) 人権啓発フェスティバルの実施（③複合型）

各地域単位で実施されている人権啓発フェスティバル（以下「ミニフェスティバル」という。）は、人権啓発ネットワーク協議会が中心となり、講演会、人権パネル展、啓発映画上映、コンサート等を一体的、総合的に行うものであり、明るく楽しい雰囲気の中で、幅広い世代が参加できる形態の人権啓発事業である。平成23年度は、36都道府県においてミニフェスティバルを実施した。

法務省の人権擁護機関では、地方委託事業として開催自治体に委託費を交付しているほか、人権啓発活動ネットワーク協議会の構成員としてミニフェスティバルの企画に参加する等その運営に積極的に関与した。

なお、平成22年度まで全国2か所で実施してきた全国規模の人権啓発フェスティバルは、費用対効果の観点やミニフェスティバルが全国各地で実施されている実情を踏まえ、平成23年度からその実施を見合わせている。

具体的な活動事例は、次のとおりである。

活動事例1 ふじのくに人権フェスティバル～静岡県

静岡県では、作家で高野山真言宗僧侶である家田莊子氏の講演会、作文コンテスト表彰式、写真を通じて人権について考えることを目的とする「いのち・ふれあいフォトメッセージコンテスト」の表彰式等を実施した。

活動事例2 人権フェスタしが2011～滋賀県

滋賀県では、『音楽と人権～「ちがう」は「ステキ」～』をテーマに、音楽の中でも特に人権に関連の深い「ジャズ」や「民族音楽」を取り上げ、日野皓正カルテットコンサート、ウルグアイ音楽「カンドンベ」コンサート、トークショー等を実施した。

活動事例3 人権啓発フェスティバルinぎふ～岐阜県

岐阜県では、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権意識の普及高揚を図るため、作文コンテスト表彰式、作文コンテスト最優秀作品の朗読、ゴスペルシンガー文屋範奈氏によるトーク&コンサート、人権啓発パネル展等を実施した。

活動事例4 ふれあい人権フェスタ2011～佐賀県

佐賀県では、相田みつを氏の長男・相田一人氏の講演会、音楽グループ「SPEED」の今井絵理子氏によるトークショー、NPO法人等の活動紹介、物産展や人権啓発パネル展等を実施した。

各活動事例のアンケート（別紙5から別紙8）結果は、次のとおりである。

○アンケート提出者の年齢別人数表

年齢	静岡	全体に占める割合	滋賀	全体に占める割合	岐阜	全体に占める割合	佐賀	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
20歳未満	1人	0.4%	12人	6.5%	1人	2.3%	10人	5.8%	24人	3.6%
20代	0人	0%	10人	5.4%	0人	0%	5人	2.9%	15人	2.2%
30代	2人	0.7%	23人	12.5%	7人	16.0%	21人	12.1%	53人	7.8%
40代	3人	1.1%	42人	22.8%	3人	6.8%	23人	13.3%	71人	10.5%
50代	41人	14.9%	44人	23.9%	6人	13.6%	41人	23.7%	132人	19.5%
60代以上	219人	79.6%	50人	27.2%	21人	47.7%	56人	32.4%	346人	51.2%
無回答	9人	3.3%	3人	1.7%	6人	13.6%	17人	9.8%	35人	5.2%
合計	275人	100.0%	184人	100.0%	44人	100.0%	173人	100.0%	676人	100.0%

○ミニフェスティバルを知ったきっかけ（複数回答可）

媒体等の種類	静岡	滋賀	岐阜	佐賀
	全体に占める割合	全体に占める割合	全体に占める割合	全体に占める割合
自治体広報紙	8.7%	12.0%	12.8%	28.8%
新聞	2.2%	4.1%	10.6%	36.2%
来店	—	—	40.4%	—
テレビ・ラジオ	0%	7.0%	2.1%	4.9%
ポスター・チラシ	22.2%	52.5%	—	13.4%
インターネット	0%	7.0%	0%	5.3%
知人・家族・学校	5.1%	2.5%	14.9%	—
人権だより	—	—	8.5%	—
その他	59.6%	14.1%	6.4%	11.0%
無回答	2.2%	0.8%	4.3%	0.4%
回答者数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○イベント参加者数及びアンケート回収数

開催都道府県	静岡	滋賀	岐阜	佐賀
参加者数	500人	2,700人	2,100人	1,000人
アンケート回収数	275	184	44	173
アンケート回収率	55.0%	6.8%	2.1%	17.3%

○ミニフェスティバル全体の満足度

回答	静岡	全体に占める割合	滋賀	全体に占める割合	岐阜	全体に占める割合	佐賀	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
大変満足	132	48.0%	87	47.4%	9	20.5%	107	61.8%	335	49.6%
まあ満足	115	41.8%	77	41.8%	27	61.4%	51	29.5%	270	39.9%
どちらとも言えない	11	4.0%	8	4.3%	—	—	4	2.3%	23	3.4%
やや不満足	3	1.1%	0	0%	3	6.8%	1	0.6%	7	1.0%
不満足	1	0.4%	0	0%	0	0%	1	0.6%	2	0.3%
無回答	13	4.7%	12	6.5%	5	11.3%	9	5.2%	39	5.8%
合計	275	100.0%	184	100.0%	44	100.0%	173	100.0%	676	100.0%

○イベントに参加することによる人権問題についての関心・理解の深まり度合い

回答	静岡	全体に占める割合	滋賀	全体に占める割合	岐阜	全体に占める割合	佐賀	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
大変深まつた	123	44.8%	44	23.9%	10	22.8%	93	53.8%	270	39.9%
まあ深まつた	134	48.7%	118	64.3%	28	63.6%	66	38.2%	346	51.2%
どちらとも言えない	—	—	—	—	—	—	6	3.4%	—	—
あまり深まらなかった	7	2.5%	8	4.3%	0	0%	0	0%	15	0.9%
ほとんど深まらなかつた	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	39	2.2%
無回答	11	4.0%	14	7.5%	6	13.6%	8	4.6%	39	5.8%
合計	275	100.0%	184	100.0%	44	100.0%	173	100.0%	676	100.0%

アンケートの結果によると、ミニフェスティバル全体の満足度について、約90パーセントの人々が「大変満足」、「まあ満足」と回答していること、人権問題についての関心や理解の深まり度合いについても90パーセント以上の人々が「大変深まつた」、「まあ深まつた」と回答していることから、人権尊重思想の普及高揚について、十分な効果があったと評価できる。

また、アンケート提出者の年齢別構成について、60代以上の参加者が51パーセントと多数を占めるものの、幅広い世代の参加が認められる。

ミニフェスティバルを知ったきっかけについては、比較的低コストで実施できる自治体広報誌やポスター・チラシによる広報の効果が大きかったが、静岡県においては、民生委員、児童委員及び人権擁護委員への研修の一環として周知されたことから、「その他」が多くなっている。また、岐阜県においては、フェスティバル会場が商業施設等が併設された複合施設であったことから、「来場して知った」との回答が40パーセントを超えており、他の目的で来場した人についても、フェスティバルへの参加に誘導できたといえる。

したがって、幅広い世代を対象に、各人の人権に関する理解の度合いに応じて、人権尊重思想の普及高揚を図ることができたと評価できる。

なお、法務省のホームページにおいて、様々な人権啓発活動を紹介している（URL:http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_keihatsu.html）。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

(ア) 人権侵犯事件に対する取組

a 専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の活用

① 全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」について、ポスター、リーフレット、子どもの人権SOSミニレター、地方自治体の広報誌、新聞等で周知を図った。

また、平成23年6月27日から同年7月3日までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、子どもや保護者等からの相談に応じた結果、同強化週間中の相談件数は計1,881件となり、通常時の約3.3倍となった。

○「子どもの人権110番」における相談件数

	暴行・虐待	いじめ	体罰等	その他	合計
平成19年	690	4,728	2,915	14,587	22,920
平成20年	722	3,517	2,467	14,647	21,353
平成21年	688	3,345	2,329	16,485	22,847
平成22年	741	3,447	2,700	20,822	27,710
平成23年	697	3,320	2,415	19,482	25,914

② 全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」について、ポスター、リーフレット、地方自治体の広報誌、新聞等で周知を図った。

また、平成23年11月14日から同月20日までの7日間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた結果、同強化週間中の相談件数は計1,971件となり、通常時の約3.3倍となった。

○「女性の人権ホットライン」における相談件数

	暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	ストーカー	その他	合計
平成19年	2,447	2,004	545	281	17,292	22,569
平成20年	2,657	2,271	447	379	18,243	23,997
平成21年	2,369	2,195	446	291	18,125	23,426
平成22年	2,003	1,920	355	301	18,710	23,289
平成23年	2,183	1,501	413	321	17,590	22,008

強制・強要是セクハラ、ストーカーを除く。

b 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」の全国の小・中学生への配布

身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」などに関する悩みごとを認知するため、便箋と封筒を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小学校及び中学校の児童・生徒全員を対象に配布した。

子どもからミニレターによる相談を受けた場合には、アドバイス等を記載し、必ず返信をしている。ミニレターにより児童虐待事案の情報を得た場合には、児童相談所や学校等と連携して、また、学校でのいじめ事案等の情報を得た場合には、教育委員会や学校等と連携して、子どもたちの救済に努めている。

なお、子どもの人権SOSミニレターに、差出人の児童・生徒の名前等の記載がないケースでは、例えば、学校が特定できる手がかりが記載されている場合には、学校に情報提供した上で、特定できる児童・生徒がいないか把握するなど、事案に応じた対応を行っている。

○児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数

	通数
平成19年	20,253
平成20年	14,255
平成21年	14,552
平成22年	22,593
平成23年	22,329

c 社会福祉施設等における特設相談所の開設等

高齢者施設・知的障害者更生施設等の社会福祉施設や精神病院に出向いて特設人権相談所を開設し、ふだん法務局・地方法務局で人権相談を受ける機会の少ない施設入所者をはじめとする関係者に対して、人権相談の機会を提供するとともに、法務省の人権擁護機関の周知を図った。

また、平成23年9月5日から同月11日までの7日間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、高齢者や障害者からの相談に応じた結果、同強化週間中の相談件数は計2,277件となり、通常時の約2.2倍となった。

○社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数

	開設件数
平成19年	539
平成20年	708
平成21年	695
平成22年	875
平成23年	588

d インターネットによる人権相談の活用

インターネットが普及している現状を踏まえ、人権擁護機関の窓口を国民にとって利用しやすいものとするため実施しているインターネットによる人権相談について、ポスター、リーフレット、子どもの人権SOSミニレター、新聞等で周知を図った。

○インターネットによる人権相談

	相談件数
平成19年(2月から12月まで)	913
平成20年	2,124
平成21年	4,039
平成22年	5,044
平成23年	5,500

e 上記aからdの施策等により、特に、子ども、高齢者、障害のある人、女性等に関する人権問題について人権侵害等の状況の内容の把握に努め、その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速かつ的確に救済措置を講じた（具体的な事例については、「f② 具体的事例」を参照。）。

また、法務省の人権擁護機関がインターネット上の人権侵害情報の削除依頼等を受けた場合は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づき、これを積極的に活用し、削除要請を行うよう努めた。

○子どもに対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ・体罰	合計
平成19年	593	179	0	3,137	3,909
平成20年	627	216	1	2,802	3,646
平成21年	740	161	1	2,704	3,606
平成22年	770	204	1	3,802	4,777
平成23年	855	161	2	4,335	5,353

○高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設における侵犯	差別待遇	強制・強要	合計
平成19年	441	39	77	299	856
平成20年	471	39	82	288	880
平成21年	479	49	62	307	897
平成22年	523	38	53	374	988
平成23年	512	62	83	328	985

○障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設における侵犯	差別待遇	強制・強要	合計
平成19年	54	34	229	14	331
平成20年	65	19	190	15	289
平成21年	58	57	227	31	373
平成22年	44	64	213	25	346
平成23年	58	54	206	26	344

○女性に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	差別待遇	強制・強要	セクハラ	ストーカー	合計
平成19年	3,147	49	1,791	486	249	5,722
平成20年	3,149	67	1,759	412	280	5,667
平成21年	3,087	48	1,616	365	219	5,335
平成22年	2,843	30	1,579	320	288	5,060
平成23年	2,981	55	1,451	362	205	5,054

強制・強要是セクハラ、ストーカーを除く。

○インターネット上における人権侵犯事件の対応件数

	取扱件数
平成19年	410
平成20年	534
平成21年	758
平成22年	680
平成23年	624

(注) 人権侵犯事件の件数は、「前年からの継続件数」、救済手続を開始した時点をとらえて集計する「救済手続開始件数」と、終局的な対応を行った時点をとらえて集計する「対応件数」で把握しているところ、本施策の達成度は「対応件数」に基づき、分析している。

f 人権侵犯事件の対応件数及び具体的な事例

① 人権侵犯事件の対応件数

平成23年中に対応した人権侵犯事件数は22,072件である。このうち、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は5,106件、私人間の人権侵犯の事件数は16,966件である。

対応区分別にみると、「援助」^(注1)が20,921件（全処理件数の94.8パーセント）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が166件（0.8パーセント）、「説示」^(注3)が96件（0.4パーセント）、「調整」^(注4)が81件（0.4パーセント）、となってい

る。

また、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正を求める「勧告」をした事件が1件、関係行政機関に対して、文書をもって適切な措置の発動を求める「通告」をした事件が1件となっている。

このほか、「措置猶予」^(注5)が58件(0.3パーセント)、「侵犯事実不存在」が57件(0.3パーセント)、「侵犯事実不明確」が569件(2.6パーセント)となっている。

なお、上記の措置に併せて、事案に応じて「啓発」^(注6)を行ったものが122件(0.6パーセント)ある。

(注1)「援助」(人権侵犯事件調査処理規程第13条第1号)とは、法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

(注2)「要請」(同第14条第1項第1号)とは、被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

(注3)「説示」(同第14条第1項第2号)とは、相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

(注4)「調整」(同第13条第2号)とは、被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

(注5)「措置猶予」(同第14条第2項)とは、事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

(注6)「啓発」(同第19条)とは、事件の関係者や地域に対し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

○人権侵犯事件の対応件数

援助	調整	要請	説示	勧告	通告	告発	措置 猶予	侵犯 事実 不存在	侵犯 事実 不明確	啓発
20,921	81	166	96	1	1	—	58	57	569	122

② 具体的事例

事例1 夫による妻に対する暴行事案

夫から暴力を受け、長女とともに着の身着のまま家を出たという相談が人権擁護委員に寄せられ、調査を開始した事案である。

人権擁護委員は、緊急の対応が必要であると判断し、直ちに被害者と面談し、救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について援助を行った。

その後、被害者の夫が警察に逮捕され、また、裁判所からは、被害者の申し立てにより、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)」に基づく接近禁止命令が出されたところ、被害者から人権擁護委員に対し、夫と離婚したいが離婚後の生計について不安であるとの相談があった。そこで、同委員は、被害者とともに市役所に出向き、生活保護や市営住宅への入居等の申請に付き添い助言するなどしたところ、生活保護の受給、市営住宅への入居手続きが円滑に進むに至った。(措置:「援助」)

事例2 実父による娘に対する虐待事案

精神科病院から相談があり、調査を開始した事案である。内容は、精神疾患で入院中の男性について、症状が安定したため通院治療への切替を検討すべき時期にあるが、入院前に実の娘である女児に対して性的虐待を行っていた疑いがあることから、その再発が憂慮されるというもの。

法務局は、児童養護施設に入所している当該女児に対する性的虐待の再発防

止を図るため、精神科病院、児童相談所、精神保健福祉センター、社会福祉事務所等の関係機関を集めて連絡会議を開催し、同会議において、男性の退院後は、(1)社会福祉事務所が、同人の救護施設への入所手配を担当し、安定した生活が送れるように配意すること、(2)女児については、引き続き児童養護施設に入所させ、男性からの面会要求については、性的虐待の危険を見極め、女児の居所を知らせないなど慎重に対処すること等を話し合い、関係機関が連携して地域における見守り体制を構築することとなった。(措置：「援助」)

事例3 義父の子に対する性的虐待事案

女子中学生から「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。内容は、義父から性的虐待を受けているというもの。

法務局は、同生徒の安全を第一に考え、速やかに通学先の学校に在籍等の確認を行った上、児童相談所とともに同生徒及びその母親と面談したところ、同生徒は義父と離れて暮らしたいと希望したことから、母親とともに祖父母宅に避難することとなった。(措置：「援助」)

事例4 インターネット掲示板における名誉毀損事案

被害者から被害の申告を受け、調査を開始した事案である。内容は、インターネット上の掲示板に、被害者の氏名及び被害者の交際関係に関して事実らしく受け取られるおそれのある中傷的な書き込みが掲載されたというもの。

調査の結果、当該書き込みは、被害者の名誉及びプライバシーを著しく侵害するものと認められることから、法務局は、当該掲示板を開設しているプロバイダに対して当該情報の削除を要請した。なお、プロバイダへの削除要請は「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成)に定められた方式にのっとって行い、その結果、対象情報は速やかに削除された。(措置：「要請」)

事例5 いじめに関する学校の対応事案

小学校の女子児童から「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。内容は、女子児童が複数の男子児童からいじめを受けているというもの。

調査の過程で、女子児童に対するいじめが継続していること、また、女子児童の母親が学校の本件いじめへの対策に不満を抱いていることが認められた。

そこで、法務局は、学校に対し、いじめ防止に向けた具体的な対策を講じるよう要請するとともに、女子児童の両親と学校との協議の場を設けて信頼関係の回復を試みたところ、両親は、学校側のいじめへの対策に理解を示し、双方の間で、良好な関係が構築された。その後、法務局では、学校からの依頼に基づき、人権擁護委員による「人権教室」を実施するなど、アフターフォローに努めた。(措置：「調整」)

事例6 身体障害を理由とする不当解雇事案

身体障害を有する被害者から被害の申告があり、調査を開始した事案である。内容は、勤務していた会社から障害を理由に不当に解雇されたというもの。

調査の結果、同社は、被害者の有する障害により業務に具体的な支障が生じていないにもかかわらず、被害者が採用面接の際に障害を有していることを告げなかつたことを理由として、同人を解雇した事実が認められた。

そこで、法務局は、同社の代表取締役に対して、合理的な理由のない本件解雇行為を深く自戒するとともに、障害者の雇用に関する理解を深め、再発防止に努められたい旨勧告した。(措置：「勧告」)

事例7 知的障害児施設における入所児童に対する行動制限事案

新聞報道を端緒に調査を開始した事案である。内容は、知的障害児施設において、入所児童に対する不適切な隔離が複数年にわたり行われていたというもの

の。

調査の結果、同施設において、複数の入所児童について、緊急やむを得ない場合ではないのに、室内に閉じ込めて、その行動を不当に制限していた事実が認められた。

そこで、法務局は、施設長に対して、その反省を促すため、上記行為が児童らの権利を侵害するものであることについて説示した。(措置：「説示」)

(イ) 東日本大震災に関する取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こした。これに伴い福島第一原子力発電所事故が発生し、放射能被ばくについての風評に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生起する様々な人権問題が発生したことから、法務局・地方法務局の職員等が仮設住宅等を訪問するなどして、これら人権問題に関する人権相談に対応した。

a 相談所の開設状況

法務局・地方法務局の人権相談窓口において、面談や電話等による人権相談に応じ、東北地方等の被災地のみならず、避難先となった地域においても、平成23年中に、全国370か所で延べ603回特設相談所を開設し、被災者等からの人権相談に対応した。

b 相談件数

平成23年中に法務局・地方法務局に寄せられた東日本大震災に関連する人権相談件数は、491件である。

c 人権侵犯事件の対応件数及び具体的な事例

① 人権侵犯事件の対応件数

平成23年中に対応した東日本大震災に関連する人権侵犯事件数は、29件である。

② 具体的事例

事例 1

福島県から避難してきた被害者から申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、近隣住民から、福島から避難してきたことを理由に、子どもを公園で遊ばせるのを自粛するよう言われた。また、子どもを保育園に入園させようとしたところ、福島から避難してきたことが分かると、保護者から不安の声が出て対応できないなどとして入園を断られたというもの。

法務局は、被害者が、相手方等への個別の接触・調査を希望せず、一般的な啓発を希望したため、風評に基づく思い込みや偏見による差別をしないよう呼びかけるポスターの掲示や自治体広報紙への広告の掲載等を実施した。(措置：「啓発」)

このほか、近隣住民からのいじめに関する事案が6件ある。

事例 2

被害者の長女から相談があり、調査を開始した事案である。内容は、震災で自宅に住めなくなった高齢の母が、その長男宅で同居しているが、長男は被害者に対し、「死んでもいい。さっさと死んでしまえ。」などと発言し、被害者の金銭を被害者に与えず、勝手に使うなど財産的な虐待を行ったというもの。

調査の結果、被害者が、長男と離れて暮らしたいとの意向を示したことから、法務局が市担当者にこの旨要請したところ、被害者は仮設住宅へ入居し、介護サービスを受けることになった。(措置：「援助」)

このほか、家族等に関する事案が12件ある。

事例 3

新聞報道を端緒に調査を開始した事案である。内容は、福島県から避難して

きた被害者が所有する自動車について、近隣住民が不安を訴えたことを理由に、保健所が放射線量の測定調査を実施したというもの。

法務局は、被害者が、放射線に関する偏見をなくすため、地域住民に対する一般的な啓発を実施することを希望したため、風評に基づく思い込みや偏見による差別をしないよう呼びかけるポスターの掲示や街頭啓発等を実施した。(措置:「啓発」)

このほか、放射線に関する事案が3件ある。

事例4

新聞報道を端緒に調査を開始した事案である。内容は、震災で福島県から避難してきた被害児童が、転校先の学校で、同級生にいじめられたというもの。

調査の結果、同校教諭は、被害児童に対する同級生によるいじめの兆候があつたにもかかわらず、これを看過し、いじめを防止する措置を講じていなかつたことが認められた。

そこで、法務局は、同校校長に対して、児童の人権に配慮し、いじめの発生を未然に防止するために、教職員に対する指導監督を徹底するなど、適切な措置を講じるよう要請した。(措置:「要請」)

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

下記(ア)ないし(ウ)の調査結果等によれば、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」及び「女性」に関する人権問題を始めとする様々な人権問題について、国民や社会のニーズ・関心が高いことが示されており、人権啓発の更なる推進及び人権相談・調査救済体制の整備に引き続き取り組むことが重要である。

(ア) 厚生労働省による調査の結果

厚生労働省の「平成22年度福祉行政報告例」によれば、平成22年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は55,154件で、前年度の44,211件から10,943件(前年度比24.8パーセント)増加している。

また、同省の「平成22年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」によれば、養介護施設従事者等による高齢者虐待について、平成22年度に相談・通報のあった件数は、506件であり、前年度より98件(前年度比24.0パーセント)増加し、養護者による高齢者虐待については、平成22年度に相談・通報のあった件数は、25,315件であり、前年度より1,911件(前年度比8.2パーセント)増加している。

(イ) 内閣府による調査の結果

内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査(平成21年10月調査)」において、メディアにおける性・暴力表現による問題点について聞いたところ(複数回答可)、「女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている」(41.7パーセント)を挙げた者の割合が比較的高い。

また、同府が実施した「人権擁護に関する世論調査(平成19年6月調査)」(URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>)において、今後、国は人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか聞いたところ(複数回答可)、①「学校内外の人権教育を充実する」(55.4パーセント)、②「国や地方自治体、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する」(46.4パーセント)、③「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」(46.0パーセント)を挙げた者の割合が高い。

さらに、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」(44.1パーセント)を挙げた者の割合が最も高く、以下、「高齢者」(40.5パーセント)、「子ども」(35.0パーセント)、「インターネットによる人権侵害」(3

2.7パーセント), 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」(31.5パーセント), 「女性」(25.0パーセント) 等の順となっており, 前回調査(平成15年2月調査)(URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h14/h14-jinken/index.html>)に比べると, 「高齢者」(35.2パーセント→40.5パーセント), 「子ども」(30.8パーセント→35.0パーセント), 「インターネットによる人権侵害」(27.7パーセント→32.7パーセント)を挙げた者の割合が増加している。

(ウ) 東日本大震災に関する取組

一方, 上記(1)イ(イ)のとおり, 法務省の人権擁護機関では, 東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに, 新たな人権侵害の発生を防止するため, 仮設住宅等を訪問するなどして, 被災者の心のケアを含めた人権相談に応じているところ, 多くの相談が寄せられ, また人権侵犯事件として救済手続を実施する事例も発生している。

イ 国が行う必要性

人権の擁護に関する事務は, 日本国憲法の下で, 全ての国民に享有が保障されている基本的人権が尊重され, 相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することを使命としている。こうした使命を踏まえて, 法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第26号ないし第29号は, 法務省の所掌事務としてこれを規定している。また, 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第4条及び第5条は, 国については, 人権啓発に関する施策とそれを実施する責務を, 地方自治体については, 国との連携を図りつつ, その地域の実情を踏まえ, 人権啓発に関する施策の策定とそれを実施する責務をそれぞれ規定している。

したがって, 各自治体が人権擁護施策の充実を図ることはもちろんであるが, 人権侵害を未然に防止するためには, 全ての国民が人権尊重の理念を等しく理解しなければならず, そのためには, 地方自治体の規模や財政状況等にかかわらず, 国の関与により, 全国的に一定の水準を確保した形で啓発活動を行う必要がある。また, 人権相談や人権侵犯事件の救済手続については, 全国的な処理の統一や全国的な一定水準の質の確保が求められることから, 引き続き国が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

基本的人権は憲法上保障された権利であり, 国民に等しく保障されなければならず, また, 仮に侵害された場合には, 直ちに救済されなければならない。しかし, 児童, 高齢者, 障害のある人への虐待, 配偶者やパートナーからの暴力, 自殺に至るような深刻な「いじめ」等の人権侵害が跡を絶たない。また, 最近では, インターネットを利用した人権侵害も増加しており, これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような状況を踏まえると, 「子ども」「高齢者」「障害のある人」及び「女性」に関する人権問題や「インターネットによる人権侵害」に対し, 緊急に施策を講じる必要がある。

また, 内閣府が実施した前記「人権擁護に関する世論調査」によれば, 日本で人権が侵害されるようなことが次第に「多くなってきた」と答えた者の割合が42パーセントと過去最高となっており, 引き続き人権尊重理念の普及を図り, 人権侵害の防止に努めていくことが緊要である。

(3) 効率性(効果とコスト)

人権啓発の推進について, ミニフェスティバルの実施及びJリーグ等スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動については, 各地域の人権啓発活動ネットワーク協議会が主体となって実施している。各啓発活動実施後においては, 可能な限りアンケート調査等を行っており, その結果についてはおおむね高評価を得ている。また, Jリーグ等スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動のように, 多くの来場者に周知することができるとともに, マスメディアによる報道などにより二次的効果が期待できる活動を実施している。

したがって、限られた行政資源において、十分な効果を上げることができた活動であったと評価できる。

人権相談・調査救済体制の整備については、平成23年においては、上記（1）イ（ア）aからdの施策等により266,665件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案22,072件については人権侵犯事件として対応したことから、実効的な被害者救済に役立つものとして、効果的であったと評価することができる。

特に、

- ①「学校におけるいじめに関する人権侵犯事件」の対応件数（3,265件：対前年比122.3パーセント）が大幅に増加したこと
- ②「子どもに対する人権侵犯事件」の対応件数（5,353件：対前年比112.0パーセント）が大幅に増加したこと
- ③インターネットによる相談件数（5,500件：対前年比109.0パーセント）が増加したこと

を考慮すると、従前とほぼ同規模の人員・予算の下で、上記のような効果を上げられたことは、効率的な運用であったと評価することができる。

（4）有効性

ア 手段の妥当性

平成23年度において実施した各種人権啓発活動及び人権相談・調査救済体制の整備に係る各種取組は、人権尊重理念の普及高揚及び人権侵害事案の適切な解決を図るために、有効かつ妥当な手段であると評価できる。その理由については、以下の（ア）、（イ）のとおりである。

（ア）全ての国民に対して人権尊重理念の普及を図っていくためには、国民一人一人の 人権に関する理解・関心の度合いに応じて、人権問題について考えてもらう機会を 提供することが重要である。明るく楽しい雰囲気の中、自然な形で人権問題に興味 を持つてもらう場を提供することができる人権啓発フェスティバル等のイベント的 要素を取り入れた啓発活動は、人権尊重理念普及の第一歩として有効な手段と評価 できる。

平成23年度のミニフェスティバルのアンケート調査結果を見ても、理解度や満足度等について、参加者から、おおむね高評価を得ている。

また、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」等の講演会・シンポジウム や全国中学生人権作文コンテスト等の啓発活動は、人権に関する理解・関心の高い 層や次世代を担う中学生に対して、人権尊重の重要性、必要性について、より深く 理解し、関心を持ってもらう機会となっており、人権尊重理念の普及を図っていく ために有効かつ妥当な手段といえる。

なお、全国各地で展開している啓発活動については、人権啓発活動ネットワーク 協議会を利用し、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施 主体と連携・協力の上、地域の実情に即した形で実施している。

（イ）人権相談・調査救済体制の整備により、前述4（1）イにあるとおり、子ども、 女性、高齢者、障害のある人を始め、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解 決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行 っているところであり、人権相談・調査救済体制の整備は、人権侵害事案の適切な 解決を図るために有効かつ妥当な手段と評価することができる。

イ 所期の事業効果の発現状況

平成23年度において実施した各種人権啓発活動は、前述の4（1）ア（ア）、（ウ）、 （エ）のアンケート調査結果において、理解度や満足度等について、参加者からおおむね高評価を得ている。また、前述の4（1）ア（イ）においては、アンケート等は 実施していないが、過去最高の応募があったことから、多数の者に対して人権尊重の 重要性、必要性について、今後の理解を促すものとなったといえる。

また、人権相談・調査救済体制の整備により、上記（1）イ（ア）f②及び（1）イ（イ）c②のとおり、人権侵害を受けた被害者の実効的救済のほか、その被害の拡大防止を行っている。

したがって、これらの活動によって、人権尊重思想の普及高揚を図ることができ、また、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと評価できる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、人権啓発の更なる推進及び人権相談・調査救済体制の整備については、必要性、効率性及び有効性が認められ、引き続き、これらの施策を推進していく必要がある。

また、ミニフェスティバルについても、より地域の実情に応じた事業として、幅広い世代の地域住民に人権尊重の理念が行きわたるよう、各都道府県とともに検討して実施する必要がある。

なお、平成21年の内閣府行政刷新会議において、政府の広報・イベント経費は、費用対効果の徹底的な検証をする方向で取り組むよう指摘されており、イベント的要素を取り入れた啓発活動については、より一層その効果を検証し、実施方法等の見直しについて検討する必要があるとされていることから、引き続き、ミニフェスティバルの実施方法等についても、見直しを検討していく。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

平成24年7月27日

（2）実施方法

会議

（3）意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第4条^{*1}

○子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）

・III-1-(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

「子どもの人権110番」等による相談・救済活動の推進

「全国50の法務局、地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、児童虐待等を始めとする子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受け付け、解決を図る取組を促進する。」

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

・「平成23年度人権啓発活動実施報告書」

（人権擁護局人権啓発課、平成24年4月作成、対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）

・「ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」結果報告」

（人権擁護局人権啓発課、平成19年度～平成22年度の各年度で作成、対象期間：平成19年4月1日～平成23年3月31日）

・「ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」結果報告」

(人権擁護局人権啓発課、平成23年11月作成、対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日)

- ・「第27～31回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」

(人権擁護局人権啓発課、平成19年～平成23年度の各年度で作成、対象期間：平成19年4月1日～平成24年3月31日)

- ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

- ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

- ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

- ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

- ・「インターネットによる人権相談に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年2月22日～平成23年12月31日)

- ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

- ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

- ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

- ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

- ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」

(人権擁護局調査救済課、平成24年3月作成、対象期間：平成19年1月1日～平成23年12月31日)

○評価の過程で使用した公的統計

・平成22年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

- ・平成22年度 福祉行政報告例（厚生労働省）

- ・男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）（内閣府）

- ・人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）（内閣府）

○評価の過程で使用したアンケート調査等

- ・アンケート調査結果は、人権擁護局人権啓発課において保管している。

9. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

訪問介護員に対する説明リーフレット作成単価等について、執行実績を反映し、経費を削減した。

啓発資料の作成単価等について執行実績を踏まえた見直しを行うとともに、人権週間広報経費の見直しを行い、フューチャービジョン広告を廃止する等して、経費を削減した。

*1 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」
(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

人権啓発に関するアンケート

本日は、湘南ベルマーレのご協力により、「人権について考えよう」キャンペーンを実施しています。今後の人権啓発活動の参考とさせていただきますので、アンケートへのご協力をお願いします。

(1) 一連の「人権について考えよう」キャンペーンは、ご来場の皆様に、楽しみながら人権について考えていただきたいと思い、企画をさせていただきましたが…

① 「人権について考えよう」キャンペーンは人権を考えるきっかけになりましたか？

(ア) なった (イ) ならなかった

② 今回のキャンペーンの中で、特に良かったと思うものは何ですか？(複数回答可)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (ア) 競技場外ブースでの展示 | (イ) 入場者に配布したクリアファイル |
| (ウ) マッチデイプログラムの広告 | (エ) ハーフタイム中のメッセージビデオ |
| (オ) ハーフタイム中のアナウンス | (カ) 横断幕を掲げてのピッチャー周 |

(2) 子どもたちがいじめなどの悩みを相談できる「**子どもの人権110番**」という電話相談の窓口がありますが、このことを知っていましたか？

(ア) 知っていた (イ) なんとなく聞いたことがある (ウ) 知らなかった

(3) 「人権について考えよう」キャンペーンは、(株)湘南ベルマーレの協力のもとに、神奈川県や国の機関である横浜地方法務局などが主体となって実施しています。このように、スポーツ組織と行政が連携・協力して人権啓発活動（人権の大切さを広める活動）を行うことについて、どのように思われますか？

(4) 「人権について考えよう」キャンペーンについてのご意見・ご感想や、メッセージパネルの感想、人権に関するご意見などがありましたらお聞かせください。

☺ ご協力ありがとうございました。

統子プライドサッカースクール フォンクート

本日はご参加いただき、ありがとうございます。
今後の人権啓発事業の参考とさせていただきたいと思いますので、差し支
えなければ、御意見・御感想をお寄せください。

○このイベントをお知りになったきっかけは?

- ① チラシ ② 電話により ③ 電子メール ④ ホームページ ⑤ ラジオ
⑥ 新聞 ⑦ 覚えている ⑧ その他()

○イベントの満足度をお聞かせください。

- ① 驚異 ② やや驚異 ③ やや不満 ④ 不満
(理由)

○今回のイベントで、視覚障がいがある人の理解など、人権問題への意識や
関心、達成はありましたか?

- ① とても深まった ② やや深まった
③ あまり深まらなかった ④ まったく深まらなかった

○イベントに参加して、今後、何か行動しようと思いましたか? (複数回答可)

- ① 人権問題に関心を持ち、差別をしないようにしたい。
② 人権問題について、知識を深め、学ぶ機会をもっと持ちたい。
③ 今回のイベントの内容を、友だちや家族などに語りたい。
④ 人権に関するボランティア活動や団体などに主体的に関わる。
⑤ 何も思わない ⑥ その他()

○今後もこのようなイベントを行なうべきだと思いますか?

- ① 絶対に行なうべきである。 ② 聞きに行なうべきである。
③ あまり行わないほうがよい。 ④ 行わないほうがよい。

○御意見・御感想を自由にご記入ください。

{ ~ありがとうございました~ }

審査講評

「明日に架ける橋」

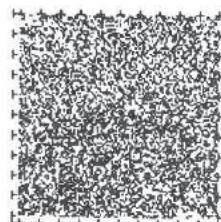
落合 恵子

いま、この原稿を書いているわたしの部屋には、サイモン&ガーファンクルの『Bridge Over Troubled Water、明日に架ける橋』が流れている。

わたしが青春と呼ばれる季節にいた頃、よく聴いた曲である。「友の存在を確かめたいときは、振り返ってごらん、必ず後ろにいるからね」。そんな一節もあった。未だあいまいこの上ない自分という輪郭を、ためらいがちに指先でなぞっていた頃、繰り返し聴いた曲である。

久しぶりに聞くその曲に、不意に鼻のつけ根がツンと痛くなつた。「ツン」となつた理由は、講評を書くに当たつて、再度作品を読み返したからだし、読み返しながら東日本大震災で被災されたかたがたのことを考えていたからでもある。

それにしても、二〇一一年の、なんと残酷で不穏な年であつたことだろう。この厳寒の中で、被災されたかたがたはどうされているだろう。数日前も、仮設住宅でひとり暮らしをするお年寄りが、僅かな蓄えも底をつき、とにかく節約をと暖房をつけない部屋で一日中、布団の中過ご



しているという報せを受けた。

被災地のひとりひとりに、明日に架ける橋は見えてきたのだろうか。そして、福島第一原発の事故後の、特に子どもたちには。そんなことを考えながら、二〇一二年の初めに、再び作品を読み返している。

*

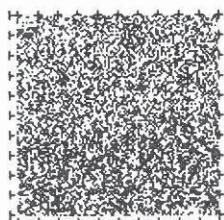
全中学生の二五パーセントに当たる中学生が、「人権」というテーマとまっすぐに向かい合い、自分の言葉を選び、それぞれの作品を書き上げたのだ。人権と向かい合うということは、いのちそのものと向かい合うことである。そのことにまず、大人のひとりとして深く、深く感謝したい思いでいっぱいだ。

審査会に臨む前にも何度も読み返した作品であり、どの作品のどの頁に付箋を貼ったのかも覚えているほど馴染みになつたそれぞれの作品であり文体であるのに、読むたびに新鮮な衝撃と感動を覚えるわたしがいる。柔らかで初々しい衝撃。力強く頼もしい感動。心を丸洗いされるような震え……。

内閣総理大臣賞を受賞された崔玄祺さんの『絆』。

「大人は皆、同じ言葉をぼく達に発した」という一行目から、読むものの心をとらえて離さない風通しのいい緊張感。作者と小学校の時から同じラグビースクールでプレイしてきた仲間のひとりである健太。

「健太には右手首から先がない」。中学生になつてからは「病気のせいで背骨が湾曲」



した彼を手助けするようにと、大人はさらに言うようになる。しかし、それは本当に彼自身が望むことなのか。

歯切れのいい、媚びのない文体。健太への真っ直ぐな視線と姿勢。そして言葉にしてしまうと軽くなるようでためらうが、友情と共に想像力に充ちた実際に清々しい作品だ。特に次の二節が心に響く。

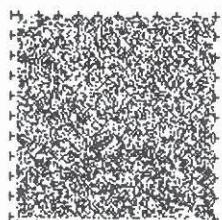
「健太が頼みもしないのに、彼のやるべきことを先取りした時の、少し淋しそうな健太の『ありがとう……』をぼくは知っている」。見事な表現だ。

法務大臣賞を受賞された河合茉奈さんの『障がい者の私にできること』。

聴覚に障がいのある作者が、さまざまな経験を積むことで、自分を丸ごと認め、受け入れ、さらに積極的に明日を切り開いていく「成長の過程」が、気持ちよく素直に描かれた作品である。作者は「これから…（中略）…色々などころに参加して、聞こえないとはどういうことかを伝え、難聴者と健聴者の架け橋になるよう、努力したいです。誰もが住みやすい社会になるために…」と、最後に自分との約束をきつちりと記しておられる。まさに『明日に架ける橋』が、ここにも。

文部科学大臣奨励賞を受賞された宮原理為智さんの『温かさを分け合って』。

宮原さんは原発事故のせいで、南相馬から埼玉の伯父さんの家に避難した。両親は郷里に帰り、転校先での学校生活が始まる。不安な作者を温かく迎えてくれる新しいクラスメート。声をかけてくれる教師たち。一方、新聞報道を通して作者が知る「放射能による差別」。それへの憤りと悲しさ。それでも作者は考える。「大変な時だからこそ、助け合うことが大切であることを僕は



この震災を通して学んだ」と。

同じテーマの作品に、社団法人日本新聞協会会長賞を受賞された林凌平さんの『支えあって生きる』がある。両作品に接して、『災害ユートピア』というアメリカのノンフィクションを思い出した。「災害」と「ユートピア」。全く相いれないふたつの言葉と状況がドッキングしてタイトルになつたこの本を読んだのは、一昨年の暮れだつたか。アメリカにおける未曾有の災害（サンフランシスコ大地震や九・一一のテロ等）のもとで、ひとは自分よりさらに過酷な状況を生きるひとに自然に手を差しのべようとする様子を描いたドキュメントだ。宮原さんと林さんの作品を通して、この本が伝えるメッセージを再確認させられた。

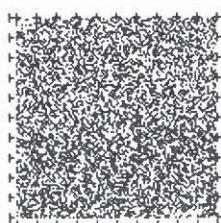
ほかにも触れたい作品は多々あるのだが、残念なことに文字数が尽きてきた。

掲載されている作品ひとつひとつを、どうか深く味わっていただきたい。ひとりでも多くのひとと、それぞれの作品が描いた「人権」について話し合っていただきたい。

それにしても、誰よりもこれらの優れた作品から学ばなくてはならないのは、大人なのだと痛感させられた。

それぞれの作品から、わたしたち大人は、薄い闇の向こうにある「明日に架ける橋」の存在を教えてもらつたような気がする。

二〇一一年三月一二日。そしてそれ以降に起きたすべてのことを、わたしは決して忘れない。そして、人権から何度も見つめ直し、問い合わせす。人権こそ、明日に架ける橋、そのものであるのだから。



ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」アンケート調査票

設問1. 御自身について、当てはまるものに○をつけてください。

- (1) 年齢: 1. ~9歳 2. 10代 3. 20代 4. 30代
5. 40代 6. 50代 7. 60歳以上
- (2) 性別: 1. 男性 2. 女性
- (3) 職業: 1. 小学生 2. 中学生 3. 高校生 4. 専門学校・大学生
5. 会社員 6. 自営業 7. 公務員 8. 主婦・主夫
9. アルバイト・パート 10. 派遣・契約社員 11. 無職 12. その他()

設問2. ハンセン病に関する親と子のシンポジウムをどのようにして知りましたか。(複数回答可)

1. ポスター 2. チラシ 3. 新聞 4. テレビ 5. 知人 6. 学校 7. 勤務先
8. ホームページ 9. バナー広告 10. 会場で 11. その他()

設問3. 今回のシンポジウムの満足度についてお聞きします。

(1) 今回のシンポジウムは全体として満足のいくものでしたか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 大変満足だった | 【→(2)にお進みください】 |
| 2. まあ満足だった | 【→(2)にお進みください】 |
| 3. やや不満足だった | 【→(4)にお進みください】 |
| 4. 大変不満足だった | 【→(4)にお進みください】 |

(2) (1)で「1. 大変満足だった」又は「2. まあ満足だった」とお答えいただいた方にうかがいます。

その理由をお聞かせください。(複数回答可)

- 1. イベント内容が良かったから
- 2. 親子で一緒に考えることができたから
- 3. ハンセン病についての理解が深まったから
- 4. 会場の設備など、環境が良かったから
- 5. その他()

(3) 特に満足したイベントを1つ選んで○をつけてください。

- 1. 基調講演
- 2. パネルディスカッション
- 3. コンサート
- 4. 映画上映

(4) (1)で「3. やや不満足だった」又は「4. 大変不満足だった」とお答えいただいた方にうかがいます。その理由をお聞かせください。(複数回答可)

- 1. イベント内容が良くなかったから
- 2. 親子で一緒に考えることができなかつたから
- 3. ハンセン病についての理解が深まらなかつたから
- 4. 会場の設備など、環境が良くなかったから
- 5. その他()

設問4. 基調講演の内容についておうかがいします。

1. よく理解できた 2. 理解できた 3. やや難しかった 4. 難しかった

設問5. パネルディスカッションの内容についておうかがいします。

1. よく理解できた 2. 理解できた 3. やや難しかった 4. 難しかった

設問6. 今回のシンポジウムの参加による意識や行動の変化についてお聞きします。

(1) 今回のシンポジウム以前に、ハンセン病についてどのくらい関心や理解がありましたか。

1. 全くなかった 2. 少しはあった 3. 大いにあった

(2) シンポジウムを終えて、ハンセン病についての関心や理解は深まりましたか。

1. 大変深まった 2. まあ深まった 3. あまり深まらなかった 4. 全く深まらなかった

(3) シンポジウムに参加して、何か行動しようと思いましたか？当てはまるものに○をつけてください（複数回答可）

1. ハンセン病に偏見をもつたり、差別をしないようにする
2. ハンセン病についてもっと知識を深めたり勉強する機会をもつ
3. シンポジウムの内容を友だちや家族に説明し話し合う
4. 他の人権イベントにも機会があれば参加する
5. その他 ()

設問7. これからも、このようなシンポジウムを行うべきだと思いますか。

1. 積極的に行うべきである 2. 時々行うべきである
3. あまり行わないほうが良い 4. 行わないほうが良い

設問8. 本シンポジウムなど、国として広く人権啓発事業を行っているのは、人権擁護機関（法務省・法務局・人権擁護委員）であることを知っていましたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

設問9. 設問8で「1. 知っていた」とお答えいただいた方にうかがいます。どのようにして人権擁護機関を知りましたか。

1. ポスター 2. チラシ 3. パンフレット 4. 新聞
5. ラジオ 6. テレビ 7. ホームページ 8. バナー広告
9. 街頭啓発活動 10. 学校 11. 法務省・法務局に来庁した際
12. 他の公共機関を利用した際 13. 地方自治体が発行している広報誌
14. その他

設問10. 本日のシンポジウムについてのご意見などを、ご自由にお書きください。

設問は以上になります。ご回答ありがとうございました。

ふじのくに人権フェスティバル 参加者アンケート

本日はご来場いただき、ありがとうございました。

今後の開催の参考としたいので、アンケートに御協力をお願いします。

質問1 あなたは、本日の「ふじのくに人権フェスティバル」が開催されることを何で知りましたか？該当するものに○をつけてください。

- 1. 新聞広告
- 2. 県民だより
- 3. チラシ
- 4. インターネット
- 5. ラジオ
- 6. 口コミ
- 7. その他 ()

質問2 「ふじのくに人権フェスティバル」はいかがでしたか？該当するものに○をつけてください。またその理由をお聞かせください。

- 1. 満足
- 2. やや満足
- 3. どちらともいえない
- 4. やや不満足
- 5. 不満足

質問3 「ふじのくに人権フェスティバル」に参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか？該当するものに○をつけてください。

- 1. 大変深まった
- 2. やや深まった
- 3. あまり深まらなかった
- 4. ほとんど深まらなかった

質問4 「ふじのくに人権フェスティバル」へのご意見・ご感想、ご要望等何でも結構ですので、お聞かせください。

質問5 あなたは今までに人権に関する講演会、研修会、学習会（映画・ビデオ鑑賞等も含む）に参加したことがありますか？該当するものに○をつけてください。

- 1. 1回
- 2. 2回
- 3. 3回以上
- 4. 参加したことない

質問6 県や市町がさまざまな人権啓発の取組みを行っていることはご存知でしたか？該当するものに○をつけてください。

- 1. 知っていた
- 2. 知らなかった

質問7 今の静岡県は「人権尊重の意識が定着した住み良い県」になっていると感じますか？該当するものに○をつけてください。

- 1. そう思う
- 2. どちらかといえばそう思う
- 3. いちがいにいえない
- 4. どちらかといえばそう思わない
- 5. そう思わない

質問8 最後にアンケートの結果を詳しく分析するため、以下の4つにお答えください。
該当するものに○をつけ、(4)について記入ください。

(1) 性別 1. 男 2. 女

(2) 年齢 1. 9歳以下 2. 10~19歳 3. 20~29歳 4. 30~39歳
5. 40~49歳 6. 50~59歳 7. 60~69歳 8. 70歳以上

(3) 職業 1. 自営業 2. 自営業の家族従事者 3. 企業・団体等勤務
4. 公務員・教員 5. 学生 6. 主婦・主夫 7. その他()

(4) お住まいの市町名(県外の方は都道府県)

御協力ありがとうございました。

ご来場者アンケート



じんけん
フェスタ
しが2011
「ちがう」は「ステキ」



本日は「じんけんフェスタしが2011」にご来場いただき、ありがとうございます。
今後の参考にさせていただきますので、アンケートにご協力をお願いいたします。
アンケートは、総合案内またはインフォメーションまでお持ちください。

II どちらからおこしになりましたか？

①県内 () 市・町 ②県外 () 都・道・府・県

II あなたの性別・年齢は？

性別 ①男性 ②女性

年齢 ①10歳未満 ②10歳代 ③20歳代 ④30歳代 ⑤40歳代 ⑥50歳代 ⑦60歳代
⑧70歳代 ⑨80歳以上

II このフェスタを何でお知りになりましたか？（いくつでもお答えください）

①滋賀県ホームページ ②ブログ（インターネット） ③新聞広告 ④新聞記事 ⑤タウン情報誌
⑥テレビCM ⑦テレビ番組 ⑧ラジオ番組 ⑨チラシ ⑩ポスター
⑪市役所・町役場からの案内 ⑫県・市町広報誌 ⑬他のイベント開催時（イベント名）
⑭その他（ ）

II このフェスタはいかがでしたか？（全体を通して）

①とても良かった ②良かった ③普通 ④あまり良くない ⑤良くなかった

II どの催しがよかったです？（いくつでもお答えください）

- ①日野皓正カルテットコンサート ②ウルグアイ民族音楽「カンドンペ」コンサート（解説・インタビューを含む）
③川本勇人権トーク＆ライブ
⑤音楽と人権トークショー
⑦ウェルカムステージ（チアリーディングの演技）
⑨人権クイズスタンプラリー
⑪「シンケンダー」ぬり絵コーナー^え
⑬人権啓発パネル展・人権メッセージパネル展
⑮チアリーディング体験教室
⑰飲食・物販コーナー
- ④JERRYBEANSトーク&ライブショー
⑥日野皓正公開クリニック
⑧ジャズピアノミニコンサート
⑩「シンケンダー」紙芝居^{かみしばい}
⑫人権相談コーナー^{じんけんそうだん}
⑭人権関連各種団体等ブース^{じんせんかんれんくわくだんたいとう}
⑯中南米打楽器体験教室^{ちゅうなんべいだいがつきたいんきょうしつ}
⑲その他（ ）

II このフェスタは、あなたが人権について理解を深めることに役立ちましたか？

①とても役に立った ②役に立った ③あまり役に立たなかった ④役に立たなかった

ウラへつづく →

こんご もよお さんか おも
今後もこのような催しに参加したいと思ひますか?

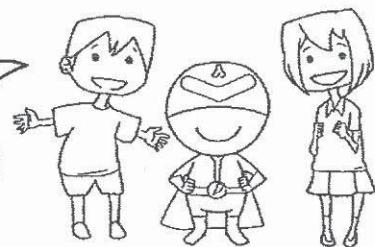
- さんか さんか さんか さんか
①ぜひ参加したい ②参加したい ③あまり参加したくない ④参加したくない

さんか かんそう じゅう か
このフェスタに参加された感想や今後開催してほしいテーマなどご自由にお書きください。

きょうりょく
ご協力ありがとうございました。

じんけん
**人権クイズ
スタンプラリー**
かいとうようし
解答用紙

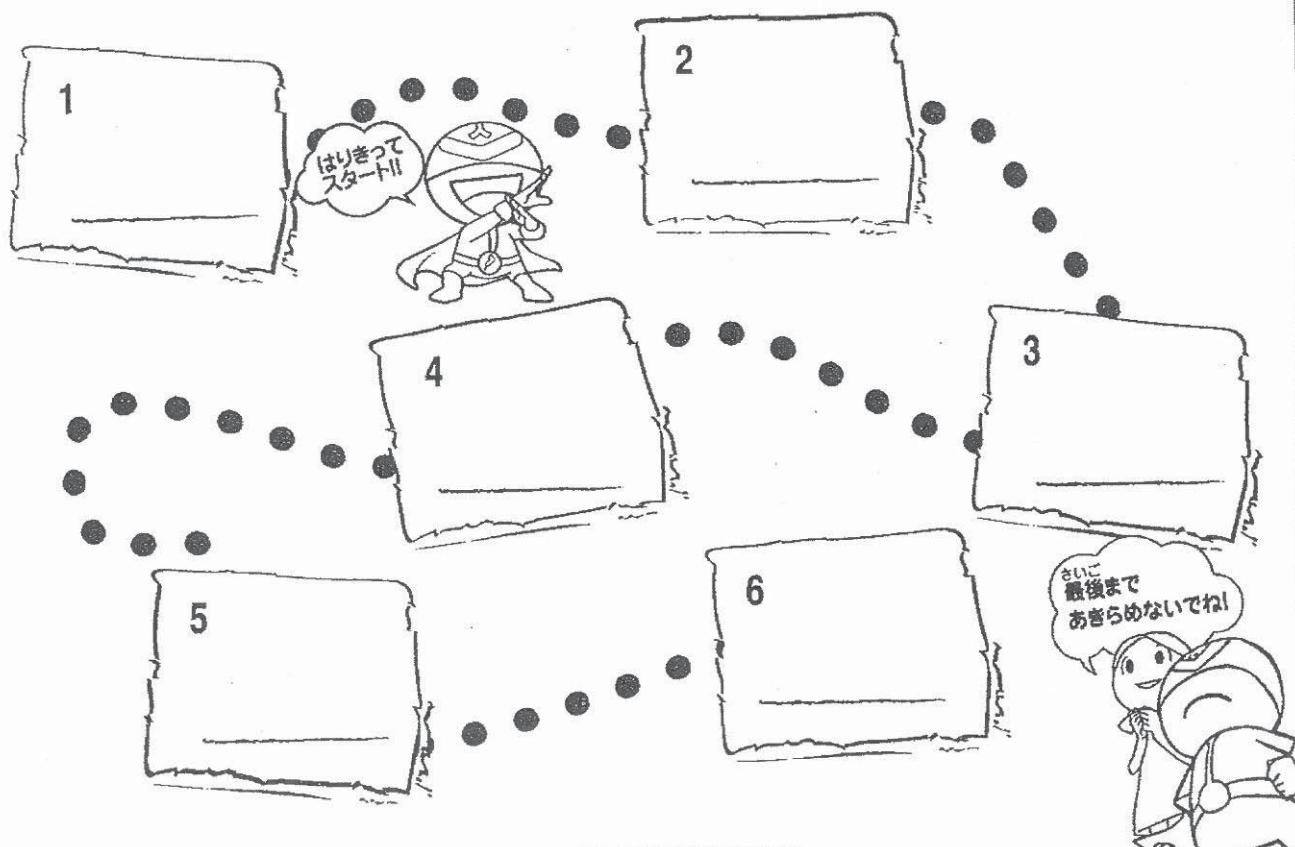
こた
答えは、会場内の
かじょうない
インフォメーション
じんけんがんねんかくしゃだんたいとう
人権関連各種団体等ブース
えいぞう
映像モニターなどで探してね!



かいじょうない
会場内にあるクイズをみつけて、記号で答えよう!

ぜんぶ じんけん
全部かけたら「人権クイズスタンプラリー受付（イベントホール前のインフォメーション）」まで持ってきてね。

せんちゃん
めいさま
きねん
先着300名様に記念グッズをプレゼントします！



人権啓発フェスティバル in ぎふ 入場者アンケート

岐阜県/岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会

本日は、ご来場いただきましてありがとうございました。
今後の人権啓発事業の参考にさせていただきたいと思います
ので、以下のアンケートにご協力願います。
※あてはまる番号に○をお付け下さい。

人KENまもる君
人権イメージキャラクター人KENあゆみちゃん
人権イメージキャラクター

1. 年齢： 1. 20歳未満 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60歳以上

2. 職業： 1. 学生（小学生、中学生、高校生を含む） 2. 会社員 3. 公務員
4. 自営業 5. その他（
-----）

3. 「人権啓発フェスティバル in ぎふ」（以下：フェスティバル）を何で知りましたか？（複数回答可）

1. 来店して知った 2. 人権だより 3. 県広報紙「岐阜県からのお知らせ」
4. 地デジデータ放送 5. インターネット 6. 知人・学校・家族 7. 12/10付新聞広告
8. その他（
-----）

4. フェスティバルについて、全体として満足のいくものでしたか？

1. 大変満足 2. まあ満足 3. やや不満足 4. 大変不満足

5. フェスティバルで印象に残ったイベントや展示はありましたか？（複数回答可）

1. 缶バッジ 2. ぬりえ 3. アニメビデオ 4. 折り紙 5. 風船 6. 人権クイズ
7. あっそうか人権パネル 8. ちょっといい話パネル 9. ()団体の展示
10. 園児合唱・空手 11. 中学生作文コンテスト表彰式及び朗読 12. トーク＆ミニコンサート
13. その他（
-----）
14. どれも印象に残らなかった

6. フェスティバル以前に、人権問題についてどのくらい関心や理解がありましたか？

1. まったくなかった 2. 少しあつた 3. おおいにあつた

7. フェスティバルに参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか？

1. 大変深まった 2. まあ深まった 3. あまり深まらなかった
4. まったく深まらなかった

8. フェスティバルに参加して、何か行動しようと思いましたか？

1. 人権問題に関心を持ち、偏見を持ったり、差別をしないようにしたい
2. 人権問題について、もっと知識を深めたり、勉強したりする機会を持ちたい
3. 今回のフェスティバルの内容を、友だちや家族に説明し、話し合いたい
4. ほかの人権に関するイベントにも、機会があれば参加したい
5. その他（
-----）

9. フェスティバルなど、国や県・市が広く人権啓発事業を行っていることは知っていましたか？

1. 知っていた 2. 知らなかった

10. 今後もこのようなフェスティバルやイベントを行うべきだと思いますか？

1. 積極的に行うべき 2. 時々行うべき 3. あまり行うべきでない
4. 行うべきでない

11. フェスティバルについてのご意見や今後開催してほしいテーマなど、ご自由にお書き下さい

<意見欄>

ご協力ありがとうございました。アンケート回収箱にお入れください。

アンケートにお答えしていただいた方には、

人権イメージキャラクターの携帯ストラップを差し上げます。

「ふれあい人権フェスタ2011」アンケート



本日は、ふれあい人権フェスタに御参加いただきありがとうございました。
今後の参考にさせていただきたいと思いますので、次のアンケートに御協力をお願い
します。記入後は、お近くのアンケートボックスへお入れください。

1 今日のフェスタをどのようにして知りましたか。（あてはまる番号すべて）

- ① 県民だより等の広報誌
- ② 新聞折込広告
- ③ チラシ
- ④ 県ホームページ
- ⑤ 県からの案内
- ⑥ ラジオ
- ⑦ 新聞
- ⑧ その他 ()

2 フェスタに参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか。

(あてはまる番号ひとつだけ)

- ① 大変深まった。
- ② まあ深まった。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ あまり深まらなかった。
- ⑤ まったく深まらなかった。

3 フェスタ（人権講演会等）の内容は、満足のいくものでしたか。

(あてはまる番号ひとつだけ)

- ① 大変満足だった。
- ② まあ満足だった。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ やや不満足だった。
- ⑤ 大変不満足だった。

4 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題があります。

もっと周知・啓発が必要と思われるものを選んでください。（あてはまる番号すべて）

- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 外国人
- ⑥ 同和問題
- ⑦ HIV感染者
- ⑧ ハンセン病元患者
- ⑨ 難病患者
- ⑩ ホームレス
- ⑪ 性同一性障害
- ⑫ 犯罪被害者とその家族
- ⑬ 刑を終えて出所した人
- ⑭ インターネットによる人権侵害
- ⑮ 北朝鮮による日本人拉致問題
- ※ その他 ()

5 日ごろ人権問題についてお考えのことや、今後、どのような啓発活動を希望されるか
など、ご意見を記入してください。

年齢 ()

歳)

じゅうしょ しちょうめい
住所 (市町名 :)

平成23年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省23-(12))

施 策 名	国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理																																			
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (IV-11-(1))																																			
施 策 の 基 本 目 標	国の利害に關係のある訴訟を適正・迅速に処理することにより、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与する。																																			
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状 況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>1,938,253</td> <td>1,889,507</td> <td>1,730,659</td> <td>1,805,864</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>1,938,253</td> <td>1,889,507</td> <td>1,730,659</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>1,426,960</td> <td>1,667,836</td> <td>1,682,244</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a)	1,938,253	1,889,507	1,730,659	1,805,864	補正予算(b)	0	0	0	—	繰越し等(c)	0	0	0		合計(a+b+c)	1,938,253	1,889,507	1,730,659		執行額(千円)	1,426,960	1,667,836	1,682,244	
区 分		21年度	22年度	23年度	24年度																															
予算の 状 況 (千円)	当初予算(a)	1,938,253	1,889,507	1,730,659	1,805,864																															
	補正予算(b)	0	0	0	—																															
	繰越し等(c)	0	0	0																																
	合計(a+b+c)	1,938,253	1,889,507	1,730,659																																
執行額(千円)	1,426,960	1,667,836	1,682,244																																	
政策評価実施時期	平成24年8月		担当部局名	大臣官房証務企画課																																
評 価 方 式	総合評価方式																																			

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

国の利害に關係のある訴訟について、国の立場から適切な主張・立証を尽くし、統一的かつ適正な処理をすることは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判に資するものである。このような裁判がされることによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、国民全体の利益と個人の権利利益との間に正しい調和が図られ、ひいては法律に基づいた行政活動の実施に寄与することが期待される。

また、このような訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟当事者及びそれと同様の立場にある国民にとって経済的、精神的負担になることから、訴訟当事者である国としても迅速な訴訟対応に努める責務があり、それは、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。国の利害に關係ある民事訴訟、行政訴訟の審理は、全体として相当の迅速化が図られてきているが、医薬品・公衆衛生関係訴訟や公害・騒音訴訟のように、多数の者が原告団を構成し、内容面でも複雑化、専門化しているため、依然として長期間を要しているものも少なくないことから、訴訟当事者である国としても、このような訴訟を迅速に処理することが求められている。

このようなことから、訴訟当事者である国としても、国の利害に關係ある訴訟を適正・迅速に処理することが重要な課題となっている。

(2) 目的・目標

証務組織(法務省証務部門、管区法務局証務部及び地方法務局証務部門のことをいう。以下同じ。)は、裁判の迅速化に関する法律第2条第1項及び第7条の趣旨に従い、訴訟の当事者として国の利害に關係のある訴訟を適正・迅速に処理することにより、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与することを目指している。多数の者が原告団を構成して提起する訴訟や、複雑化、専門化した訴訟等が生じる状況下で、訴訟の当事者として、適正・迅速な裁判の実現に寄与するためには、

ア 証務組織における人的・物的体制の充実・強化

イ 法律意見照会制度^{*1}の積極的利用の促進

を図る必要がある。

(3) 具体的内容

ア 証務組織における人的・物的体制の充実・強化

各種研修等を通じて証務担当者の能力を向上させることや、事務処理を効率化し、

訴訟を処理する上で必要な準備書面等の作成の迅速化を図ることは、訴訟の当事者として、適正・迅速な裁判に寄与することになるものと考えられる。そこで、以下の施策について実施する。

(ア) 訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施

各種研修・打合せ会において、裁判を適正・迅速に行うための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進める。そして、その結果を業務に反映させ、実践を徹底するなどして、計画的で充実した訴訟対応を図る。

(イ) 準備書面作成支援システム^{*2}の改良

準備書面作成支援システムについて、操作性の向上や事務の効率化に資する新たな機能の追加等を行うことにより、事務処理の適正化・効率化を図る。

(ウ) テレビ会議装置等の事務合理化機器の積極的利用

テレビ会議装置やモバイルパソコンなどの事務合理化機器を積極的に利用していくことにより、緊急の打合せ（本省と管区法務局・地方法務局におけるもの。）や的確な訴訟対応をする上で必要な準備書面等の作成の迅速化・効率化を図る。

イ 法律意見照会制度の積極的利用の促進

法律意見照会制度が利用されることにより、仮に訴訟となった場合でも、あらかじめ争点、問題点等について検討されているため、速やかな訴訟対応を行うことが可能となる。また、実際に国の訴訟対応に当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるため、法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されることにより、速やかな訴訟対応に寄与するものと考える。

そこで、行政機関との各種会議・打合せの際に、同制度の目的や利用方法等の説明を行うことで、より一層、同制度の理解を深め、行政機関による積極的な利用促進を図る。

3. 評価手法等

訴務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、

- (1) 訟務担当者向けの研修、打合せ会等の実施状況
- (2) 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況
- (3) テレビ会議装置等の事務合理化機器の利用状況
- (4) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況
- (5) 法律意見照会事件の受理及び回答等の状況

を用いて、適正・迅速な訴訟の処理に与える効果を分析する。

また、分析の結果により、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価する。

4. 評価結果等

(1) 平成23年度に実施した政策（具体的な内容）

ア 訟務担当者向けの研修、打合せ会等の実施の状況

裁判の迅速化に対応するための方策、事務処理体制の充実・強化方策等について検討・協議するため、以下のとおり訴務担当者を対象とした研修、打合せ会等を行った。

○実施回数（回）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研 修	本省開催	4	3	3	3
	地方開催	91	84	98	99
事 件 等 打合せ会	本省実施	28	18	17	17
	地方実施	93	93	95	95

○延べ日数（日）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研 修	本省開催	40	25	26	26
	地方開催	158	139	162	158
事件 等 打合せ会	本省実施	34	25	25	25
	地方実施	120	124	120	113

○参加者数（人）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研 修	本省開催	162	168	147	134
	地方開催	1,426	1,746	1,796	2,374
事件 等 打合せ会	本省実施	1,495	970	1,139	1,007
	地方実施	2,093	2,707	2,762	2,108

平成23年度に開催した研修、打合せ会の実施回数及び開催日数については、前年度とほぼ同数を確保することができた。参加者数については、前年度においては、地方実施の事件等打合せ会として計上していたものについて、その内容に鑑み、地方開催の研修として計上を行ったことから、差が生じているものの、研修、打合せ会の参加者数を合計すれば前年度とほぼ同数を維持しており、全体として前年度と同様の水準を維持しているものと評価することができる。

研修、打合せ会を実施することによって、そこで得たノウハウを類似事件にも応用することが可能となるなど、証務担当者の能力向上に役立っているものと考えられる。

イ 証務担当者向けの研修・打合せ会の内容充実の状況

裁判を適正・迅速に行うための事務処理体制の充実・強化のためには、総論的な内容の研修や事例研究に加えて、個別の事件に関する打合せ会等を実施することも効果的である。個別事件への対応は、担当者の知識量及び経験に負う部分が大きいところ、担当者にとって、個別事件に関する知識につき、より深める機会を付与されたことは、その能力向上に役立ったものと考える。

ウ 証務データベースシステムの開発に伴う事務の効率化状況

証務組織では、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報をデータベース化し、複数のシステムにより運用していた。しかし、システムごとに操作方法が異なり、情報の検索もそれぞれのシステムのデータベースに対して行う必要があるなど、その運用において煩雑な面があった。

そこで、これらのシステムを統合し、併せて機能強化を図った。このシステムの統合により、操作方法が統一されるとともに、これまで各システムごとに保有していた情報を横断的に検索することが可能となり、事務処理の効率化及び準備書面作成の迅速化に資することができるものと考える。

エ テレビ会議装置の活用状況

事件を処理するに当たり、訴訟対応方針や主張内容の整理などを検討するには、証務担当者間での率直な意見交換が必要不可欠である。平成21年11月から本省と各管区法務局を映像と音声で結ぶテレビ会議装置を導入し、平成22年度には6地方法務局にも導入を拡大したところ、平成23年度においても引き続き利用の促進を行っており、本省、管区法務局又は地方法務局との間で利用した回数は延べ456回（889時間）であった。

テレビ会議装置の導入により、証務担当者間において、打合せのための出張をすることなく遠隔地における複数の部署をつないだ会議や必要に応じ迅速な意見交換を行うことが可能となった。

オ モバイルパソコン等の活用状況

訟務組織においては、平成21年1月にモバイルパソコン等の導入を完了し、その活用を図ってきたが、平成23年度も引き続きその活用を図った。裁判所や事件等打合せにおける利用件数、準備書面の作成等の利用件数の合計は、2,488回に及んでおり、その利用は着実に進んでいると考える。

カ 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況並びに法律意見照会事件の受理及び回答の状況

法律意見照会制度の周知状況については、(ア)のとおり、また、法律意見照会事件の数は、(イ)のとおりであった。

(ア) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査

○本省実施

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行政機関担当者との打合せ会（回）	13	15	14	26
行政機関に出向いての説明（回）	32	35	36	37

○地方実施

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行政機関担当者との打合せ会（回）	59	53	62	56
行政機関に出向いての説明（回）	151	171	209	186

(イ) 法律意見照会事件の受理状況に関する調査

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法律意見照会事件数(件)	1,759	1,777	1,565	2,008	2,095

平成23年度の法律意見照会の数は、2,095件であり、前年度に比べ87件の増加となった。これは、継続的に法律意見照会制度の周知に積極的に取り組んでいることで、ある程度の周知が図られ、これまで以上に他の行政機関との連携が緊密となったためと考えられる。

法律意見照会制度の活用が増加することにより、行政機関を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まるほか、訴訟提起がされた場合における訴訟の処理の適正・迅速化が図られることが期待される。

また、担当者の事務処理に資すべく法律意見照会制度において回答を行った事例を集積した事例集の作成を随時行っており、法律意見照会制度において回答を行う側としてもより充実した回答を行うことができるような態勢の整備を行っている。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

国の利害に關係のある訴訟を適正・迅速に処理することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

イ 国が行う必要性

国の利害に關係のある訴訟において、国は当事者の立場にあるが、国には、法と証拠に基づく適正な主張・立証を迅速に行う責務があり、これによって、適正・迅速な裁判の実現に寄与できる。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

国を当事者とする複雑困難な訴訟が多数係属しており、これら全ての訴訟を適正・迅速に処理する緊急の必要性がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

国の利害に關係のある訴訟を適正・迅速に処理するために、前記（1）の各施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきたノウハウをより一層向上させることになり、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟対応をすることができるという点で効率性を有している。

(4) 有効性

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化と法律意見照会制度の利用促進については、前記（1）のとおり、①各種会議等の開催及び内容の充実化による訟務担当者の情報共有及び能力向上、②モバイルパソコンの活用による争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③テレビ会議装置の導入による事件対応の効率化・迅速化、④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進等により、おおむね実現することができたものと考える。

施策の基本目標は、国の利害に關係のある訴訟を適正・迅速に処理することにより、国民の期待に応える司法の実現に寄与することである。まずは、具体的な訴訟事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張立証に努めることが訟務組織に期待されているが、主な訴訟における国の主張の概要、主な判決の結果については法務省ホームページに公表しているとおりである³。上記のような各施策を講じたことにより、国の訴訟対応の内容面を充実させることができ、訴訟を適正に処理することができたと考える。

また、裁判の迅速化に関する法律により、国を当事者とする訴訟についても、その第一審手続をなるべく2年以内の期間に終結させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も一当事者としてこの責務を全うする必要がある。国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているが、このような訴訟であっても審理期間の短縮に努めることが一当事者としての国にも求められているところ、地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年一貫して8割を超えており、平成23年度も同様であった。裁判の迅速化という点では、国を当事者とする訴訟についても一定の成果をあげていることができるが、訟務組織において上記のような各施策を講じたことによって国の訴訟対応がより迅速に行われたものであり、こうした一当事者としての国の対応も、このような成果に寄与したものと考える。

○審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査

参考データ	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
達成率(%)	82.3	84.2	87.6	80.9	80.2
判決数(件)	1,170	1,427	1,255	1,208	1,239
全判決数(件)	1,421	1,695	1,432	1,493	1,544

（参考）達成率：本案訴訟（訴えをもって提起された事件で、判決手続で審判されるものをいう。）

で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率

判決数：本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの数

全判決数：本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決数

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に評価することができるところから、適正・迅速な訴訟対応のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図ること

とする。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年7月27日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

「4（4）有効性」中の地方裁判所において言渡しがされた第一審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合については、前年度の割合等の比較対象が必要ではないか。

[反映内容]

本年度の割合の比較対象となる割合等を記載を追加した。

イ [意見]

「4（4）有効性」について、訴訟対応が何に寄与したのかを分かりやすく記載するべきではないか。

[反映内容]

記載内容について見直しを行い、当該内容について、より分かりやすいものへと修正を行った。

ウ [意見]

「4（4）有効性」において、訴訟の具体的な内容について示すことはできないか。

[反映内容]

国の利害に關係のある訴訟について、主な訴訟における国の主張の概要及び主な判決について法務省ホームページにおいて公表している旨の記載を行った。

7. 施策に關係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号^{*4}

○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条^{*5}

○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。

今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

- ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」

（大臣官房訟務企画課、平成24年4月作成、対象期間：平成20年4月1日～平成24年3月31日）

- ・「テレビ会議システム使用実績調査」

（大臣官房訟務企画課、平成24年4月作成、対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）

- ・「モバイルパソコンの活用状況に関する調査」

（大臣官房訟務企画課、平成24年4月作成、対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）

- ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」

（大臣官房訟務企画課、平成24年4月作成、対象期間：平成20年4月1日～平成24年

- 3月31日)
- ・「法律意見照会事件数に関する調査」
(大臣官房訟務企画課, 平成24年4月作成, 対象期間: 平成19年4月1日～平成24年3月31日)
 - ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」
(大臣官房訟務企画課, 平成24年4月作成, 対象期間: 平成23年4月1日～平成24年3月31日)

9. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

旅費業務に関する標準マニュアルの適切な運用及びテレビ会議システムの活用により, 旅費の削減を図った。また, 判例集, 法律図書等について, インターネット検索サービスを利用することにより, 図書購入に係る経費の削減を図ったほか, 執務資料の在り方を見直すことで執務資料作成費の削減を図った。さらに, パソコンやプリンタの更新時の単価等を見直すことにより, 借料等の削減を図ったほか, 契約実績を反映させることにより, インターネット検索サービス利用料の削減を図った。

*1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門, 法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において, 各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について, 当該行政機関からの照会に応じて法律的見解を述べたり, 助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか, 訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。

*2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門, 法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン, プリンタ, OCR装置(光学式文字読取装置), インターネットによる判例・文献の情報提供サービス等を組み合わせたもので, ネットワークで結ぶことによって, 訴訟に必要な準備書面等の作成の効率化・迅速化を図るものである。

*3 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については, 法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html) 及び「主な判決一覧」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html)において掲載している。

*4 「法務省設置法(平成11年法律第93号)」

(所掌事務)

第4条 法務省は, 前条の任務を達成するため, 次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に關係のある争訟に関すること。

*5 「裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)」

(裁判の迅速化)

第2条 裁判の迅速化は, 第一审の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ, その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として, 充実した手續を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

(当事者等の責務)

第7条 当事者, 代理人, 弁護人その他の裁判所における手続において手續上の行為を行う者(次項において「当事者等」という。)は, 可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう, 手續上の権利は, 誠実にこれを行ふべきものと解してはならない。

2 前項の規定は, 当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

平成23年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省23- (13))

施 策 名	出入国の公正な管理					
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))					
施 策 の 基 本 目 標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。					
施 策 の 予 算 額 · 執 行 額 等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	12,652,723 276,947 0 12,929,670	12,243,828 △80,577 △79,975 12,083,276	11,665,993 116,716 △308,972 12,084,266	9,051,375 —
	執行額(千円)	11,903,127	11,031,961	11,118,463		
	政策評価実施時期	平成25年8月(平成24年8月は中間報告)	担当部局名	入国管理局総務課入国管理企画官室		
	評 価 方 式	総合評価方式				

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

ア 不法滞在者5年半減計画^{*1}により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数^{*2}はほぼ半減した。他方で、国際化の進展に伴い我が国に入国し、在留する外国人は年々増加し、在留外国人の構成も大きく変化し、外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。

これに伴って、不法滞在者・偽装滞在者^{*3}、不法就労者への対策が不十分となる、教育、福祉等の行政サービスが在留外国人に適正に提供されない等の問題も生じている。このため、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを享受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められている。

このような問題を解消し、外国人との共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設を始めとする施策を講じていく必要がある。

イ 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を推進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまで各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

(2) 目的・目標

ア 不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会の実現に向けた施策を強力に推進するとともに、外国人との共生社会を実現するため、新しい在留管理制度に係る法令の整備を進める。さらに、厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発等の取組についても着実に実施することにより、安全かつ安心な社会の実現に寄与する。

イ 空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標とし、審査待ち時間短縮に向けた取組を実施することにより、我が国を訪れる外国人の円滑な入国の環

境を整備し、国際交流を推進する。

(3) 具体的内容

- ア 不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに外国人との共生社会を実現するための施策を講ずる。

(ア) 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備

法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する制度の構築に向けた関係法令を整備し、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに、市区町村と正確かつ継続的な外国人の在留状況に関する情報を共有するなどして、外国人との共生社会を実現するための施策を講ずる。

具体的には、次のような制度を構築する。

- ・ 在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人に対し、「在留カード」を交付し、不法滞在者は有効な在留カードを持ち得ないこととすることにより、両者の違いを明確化
- ・ 外国人から、在留期間の途中において、氏名・生年月日・性別・国籍といった基本的な身分事項のほか、住居地、その他その在留資格に応じて教育機関、研修先等の所属機関等、所定の事項に変更があった場合、それらの法務大臣（住居地については市区町村を経由）への届出を義務付けることにより、外国人の在留情報の正確性を向上
- ・ 法務大臣は、外国人の教育機関、所属機関から当該外国人に関する情報の提供を受け、外国人が法務大臣に届け出た情報と照合するなどして、外国人の在留情報の正確性を担保
- ・ 新しい在留管理制度の導入を前提として、在留期間の上限を伸長するほか、出国後1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度を導入するなど、適法に在留する外国人の利便性を向上 など

(イ) その他の施策

安全かつ安心な社会の構築のため、次のような取組を行う。

- ・ 外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム（A P I S）^{*4}、I C P O^{*5}が所有する紛失・盗難旅券データベース検索システム（M I N D）^{*6}等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入国審査を実施
- ・ 在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止
- ・ 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、不法滞在者の摘発を強化など

イ 円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。

- ・ 事前旅客情報システム（A P I S）の運用
- ・ セカンダリ審査（二次的審査）^{*7}の実施
- ・ 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・ 外国人用に審査待ち時間を表示
- ・ 出入国カードの多言語化

3. 評価手法等

- (1) 新しい在留管理制度の創設は、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに外国人との共生社会を実現するためのものである。そこ

で本件総合評価においては、以下のとおり評価等を行う。

ア 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行後に、その運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価する。

イ その他の施策については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、現在我が国に存在する不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況、入国管理局における取組の実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。

(2) 円滑な出入国審査の実施による国際交流の増進については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、審査待ち時間20分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的な分析を行う。

4. 評価結果等

(1) 平成23年度までに実施した政策（具体的な内容）

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組

(ア) 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行に向けた作業等の状況

新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行に向けた平成23年度までの取組状況は次のとおりである。

① 新しい在留管理制度の導入

平成21年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)により「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)（以下「入管法」という。）が改正され、新しい在留管理制度が導入されることとなった。具体的には、在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人に対し在留カードを交付し、これらの外国人の身分事項等に変更があったときに法務大臣へ届け出る義務を課すこととした。一方で、適法に在留する外国人の利便性を向上させるため、在留期間の上限を3年から5年に伸長し、出国後1年内に再入国する場合の再入国手続を原則として不要とする措置を講じた。

併せて、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)（以下「入管特例法」という。）が改正され、特別永住者の制度も見直されることとなった。具体的には、特別永住者に対しては特別永住者証明書を交付することとし、身分事項等に変更があったときに市町村の長を経由して法務大臣へ届け出る義務を課すこととした。一方で、出国後2年内に再入国する場合の再入国手続を原則として不要とする措置を講じた。

② 政令等の整備

新しい在留管理制度の施行に必要な政令等についての検討を行い、平成22年度には、在留カード及び特別永住者証明書の仕様についてパブリック・コメントを実施し、その結果を公表した。引き続き政令等についての検討を重ね、これらの政令等は平成23年度に公布された。

具体的には、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」(平成23年政令第419号)を定め、新しい在留管理制度の導入に係る改正規定の施行日を平成24年7月9日と定めたほか、同制度において市町村の長が行うべき事務を定める等、関係政令の整備を行った。

また、必要な経過措置を定めるため、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政

令」（平成23年政令第421号）を制定した。

さらに、出入国管理及び難民認定法施行規則やその他の当省所管省令についても整備を行うとともに、必要な経過措置を定めるため、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（平成23年法務省令第43号）を制定した。

なお、これらと併せて、特別永住者の制度を整備するため、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令」（平成23年政令第420号）を制定し、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則」（平成23年法務省令第44号）の全部を改正した。

③ 電算システムの設計・開発

新しい在留管理制度への円滑な移行のため、平成22年度から、新たに電算システムの設計・開発、テスト等を行った。具体的には、次世代外国人出入国情報システム及び在留カード等発行システムの設計・開発、テスト、データ移行等並びにこれらシステムと連携することとなるサブシステムに係る改修等を実施した。

④ その他の各種取組

新しい在留管理制度の導入は、我が国に在留する外国人やその関係者に大きな影響を与えることから、地方入国管理局の窓口においてリーフレットの配布などの準備を進めたほか、34カ国の在京外国公館及び2つの国際機関に対し、新しい在留管理制度に係る説明会を実施した。このほか、関係行政機関、在外公館、報道機関等にも協力を要請し、新しい制度の一層の周知を行った。

地方公共団体との連携については、総務省と連携の上、被災地を含め、全国47都道府県で、市区町村を対象とした法務省と市区町村との情報連携に係る説明会を実施したほか、全国の市区町村に、LGWAN（総合行政ネットワーク）を介して上述の情報連携を行うための端末機器を配備し、地方自治体との連携を強化した。

(イ) その他の施策

安全・安心な社会の構築のため、平成23年度までに実施した取組の具体的な内容は、次のとおりである。

① 厳格な出入国審査

不法滞在を目的とする者を入国させないための方策として、平成19年11月に開始したバイオメトリクスを利活用した出入国審査に加え、不法残留発生状況に関する綿密な分析、偽変造文書鑑識機器の活用など水際対策を強化した。その後、偽装指紋事案の発生を受けて機器の改修を行い対応を強化しており、また、平成23年10月からは、手術指紋判定機能を機器に追加した。

平成21年10月、東京入国管理局新潟出張所及び福岡入国管理局に入国警備官計12人を増配置の上、専従の入国警備官からなる機動班を配置するとともに、平成24年4月、東京入国管理局及び東京入国管理局横浜支局の入国警備官計11人を機動班員とし、船舶による不法入国者対策を引き続き実施している。

なお、平成23年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は2,992人となっている（別表3参照）。

② 摘発体制の強化等

不法滞在者が多く潜在している大都市圏を抱える地方入国管理官署には摘発業務を専従とする「摘発方面隊」を設置（東京局6方面隊、名古屋局・大阪局各2方面隊、横浜支局1方面隊）している。しかし、不法滞在者の稼働地域が東京都等大都市以外の地域へと拡散し、その稼働場所が分散化している上、摘発先1か所当たりの不法滞在者数も小口化している状況にある。こうした状況を踏まえ、

効率的かつ機動的な摘発の推進のため、必要に応じて摘発に従事する一個班をより少人数なものに編成し直す等の措置を講じた。

また、都道府県警察との連携の更なる強化を図ったほか、平成23年においては、全国7,377か所において不法滞在者の摘発を実施した。このほか、東京入国管理局において、閉庁日における不法滞在者に係る情報について、電話での受付を継続して行っている。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果、平成23年中に退去強制手続を執った外国人は、2万659人に上った（別表4参照）。

③ 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成23年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼した。また、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭巡回広報による啓発等の広報を行った。

④ 不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由の運用

平成22年7月1日から、不法就労助長行為が新たに退去強制事由に加わっており、平成22年中（同年7月1日以降）は38人、平成23年中は137人に対して退去強制手続を執った。

このように、上記4（1）アの（ア）及び（イ）を始めとして、総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成24年1月1日現在の不法残留者数は6万7,065人となり、前年同期と比較して1万1,423人（14.6パーセント）の減少となった（別表5参照）。また、偽装滞在者の在留資格取消しの状況を見ると、平成18年には62件であったものが、平成23年には307件まで増加（別表6参照）するなど偽装滞在者対策も着実に進められており、安全・安心な社会の実現に貢献したといえる。

イ 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進

出入国審査については、審査の円滑化の実現だけでなく、不法滞在者の半減に向けて厳格な上陸審査の実施も同時に求められている。両者を同時に推進していくためには、問題のない大多数の外国人にはできるだけ迅速な審査を行いつつ、慎重な審査が必要と思われる者を選別して別途取り扱うという考え方方が基本となる。このような観点から、平成23年度までに次のような取組を行った。

（ア）事前旅客情報システム（A P I S）の運用

事前旅客情報システム（A P I S）は、航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、関係省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合するものである。これにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することが可能になる。

（イ）セカンダリ審査（二次的審査）の実施

セカンダリ審査（二次的審査）は、まず上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、他方、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するものである。これは、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものであり、成田空港、中部空港及び関西空港に加え、平成22年10月からは羽田空港においても実施した。

（ウ）日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置

成田・中部・関西の3空港及び平成22年10月からは羽田空港において、日本人・外国人審査ブースの振り分けの見直し及び勤務時間の見直しによる入国審査官の機動的配置を実施している。

（エ）審査待ち時間の表示

成田・中部・関西・羽田の4空港において、外国人用に審査待ち時間の表示を実

施している。そのほか、いわゆるフォークライン方式^{*8}を常時導入している空海港において、審査待ち時間の長短にかかわらず、外国人用に審査待ち時間を表示している。

(オ) 出入国カードの多言語化

空港における審査待ち時間の長時間化の一因となっている出入国カードの未記載・誤記載削減策の一つとして、韓国語、中国語（簡体字及び繁体字）併記の出入国カード様式を作成・使用している。

(カ) 自動化ゲートの設置

自動化ゲートは、あらかじめ利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人出入国者について入国審査官から出帰国証印や再入国許可による上陸許可証印を受けることなく、同ゲートを通過することにより出入国手続を完了するものである。平成19年11月20日から成田空港において運用を開始しており、平成21年9月からは、中部空港、関西空港、平成22年10月21日からは羽田空港においても運用を開始している。

(キ) 訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議の設置

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、訪日外国人を2020年初めまでに、現在の水準のおよそ3倍である年間2500万人、さらに将来的には3000万人にまで増加させるという目標が掲げられた。これを受け、国民の安全・安心を確保しつつ、これまでの施策の延長にとどまらない円滑かつ迅速な出入国審査を実現する画期的な方策を検討すべく、平成23年10月、法務大臣の私的懇談会として、各界の有識者から構成される「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」を設置した。同会議は平成23年度中に6回開催され、平成24年3月、同会議から法務大臣に対し、出入（帰）国審査の合理化や自動化ゲートの今後の在り方の方向性について中間報告が行われた。なお、中間報告は、法務省ホームページにおいて公表されている（参照URL：http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri_01_00103.html）。

(ク) 出入国審査機動班の設置

災害時に、外国政府の臨時チャーター便による外国人の出国や、外国からの緊急援助隊の受け入れ等を迅速かつ円滑に行うことができるよう、災害発生時に、地方入国管理局8局（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡）に出入国審査機動班が迅速に編成され、展開できるよう体制の整備を行った。

災害時に編成される出入国審査機動班は、各班3名の入国審査官で構成することとし、入国審査官が空海港において出入国審査を実施するために必要な機器等を備えることとした。これにより、災害時に、地方入国管理局から、出入国審査機動班の構成員である入国審査官を空海港に派遣して、機動的に出入国審査を実施することが可能となった。

(ケ) 外航大型客船（クルーズ船）の臨船審査の実施

概ね2,000人以上の乗員・乗客が乗船する外航大型客船（クルーズ船）については、船上で審査手続の一部を進めることで、当該船舶が我が国の到着港に着岸した際、訪日外国人が速やかに上陸できるよう取り組み、平成23年度中にクルーズ船での船上入国審査を4回実施した。

このように、上記4（1）イの（ア）～（ケ）を始めとして、審査待ち時間の短縮に向けた取組を進めた結果、各空港における待ち時間の結果は、別添の表のとおりである（別表7及び8参照）。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

(ア) 我が国に在留する外国人について、公正な在留管理を行うことにより、適法に我が国に滞在する外国人と日本人が全国それぞれの地域において安心して共生できる

社会を創り出すことが求められている。そのため、その基盤となる新しい在留管理制度の構築に向けた施策に取り組んでいくことは社会のニーズに合致している。

また、不法滞在者数は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあり、不法就労期間も長期化傾向にある。さらに、正規滞在を装いつつ日本で就労し生活することを企図した偽装滞在者も相当存在しているものと予想される。こうした不法滞在者や偽装滞在者は適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしているといえる。したがって、外国人との共生社会の実現に貢献するためにも不法滞在者等対策に取り組むことは社会のニーズに合致している。

(イ) 不法滞在を目的とする者を入国させないための施策等水際対策の強化が求められている一方で、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「観光立国」は、我が国の21世紀の国づくりの柱となる施策であり、その推進が、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札となるものとして、今後の経済成長分野の中心施策として位置付けられている。これを踏まえ、我が国においては政府を挙げて観光立国実現に向けた取組を進めていることから、入国管理局において、円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を推進し、観光立国実現に貢献することは社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

(ア) 適正な出入国管理を実施することは国の本来的業務であり、外国人との共生社会の実現、不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会を構築するために、新しい在留管理制度の導入を始めとした各種施策について、国が取り組む必要がある。

(イ) 公正な出入国管理は国が本来的に担うべきものであり、観光立国実現に向けて政府を挙げて取り組んでいることからも、本事業については国が行う必要がある。

ウ 現時点での優先して行う緊急性

(ア) 國際化の進展に伴い、我が国に入国・在留する外国人の数が増加するとともにその目的も多様化し、従来の制度では外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。その結果、行政サービスが在留外国人に適正に提供されない、不法滞在者等への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため、公正な在留管理制度となる新しい在留管理制度の構築に向け、緊急に施策を講じていく必要がある。

また、不法残留者数は依然として高水準にあり、不法入国を企図する者の数も相当数に上ると見られるほか、正規在留者を装う偽装滞在者の増加も懸念されている。このような状況は、適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、緊急に施策を実施する必要がある。

(イ) 出入国審査により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものである。また、その円滑な実施については、政府を挙げての取組である観光立国を推進するために求められているものであり、緊急に施策を実施する必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

ア 外国人との共生社会実現への貢献及び我が国社会の安全と秩序を維持するため、上記のとおり様々な施策に取り組むことにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

イ 外国人に対する出入国審査を円滑に行うため、上記のとおり考え得る様々な施策を実施してきた。他方、出入国管理の厳格化という一見相反する要請に対しても対応する必要がある。そのような中で、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

(ア) 外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する新しい在留管理制度を構築するためには、現行の入管法と外国人登録法による二元的な情報把握の制度を改めることが前提となることから、平成21年度に法改正を実施したものである。

また、平成23年度においては、上記4（1）アの（イ）のような総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成24年1月1日現在の本邦における不法残留者数は前年同期と比較して14.6パーセント減少し、約6万7千人となっている。

こうしたことから、平成23年度における取組によって、不法残留者数が減少していることから、平成23年度における取組は妥当であったと評価できる。

(イ) 出入国管理を厳格に行うため、指紋等の個人識別情報を活用した入国審査を実施している。また、国際交流の増進を図るために、入国審査を迅速化・円滑化させる必要があり、A P I Sの効果的な活用やセカンダリ審査の実施等はそのために妥当・有効な取組である。

イ 所期の事業効果の発現状況

(ア) 新しい在留管理制度の構築に向けた取組について、平成23年度は上記（1）ア（ア）のとおり、関係法令の施行に向けた作業等を行ったところである。

また、安全かつ安心な社会の構築に向けた取組については、上記（1）ア（イ）のとおり、不法滞在者対策等を着実に実施したものであり、所期の事業効果が得られたものと評価できる。

(イ) 成田、羽田及び中部空港においては、最長待ち時間を年平均で20分以下とすることができた。また、関西空港においても、20分以下とすることはできなかったものの、平成22年と比較して大幅な短縮となった。これらの最長待ち時間の短縮は、平成23年3月に、東日本大震災が発生し、同年における入国者数が前年より約25パーセント減少したことが影響したことは否定できないが、同震災発生の影響を受けていない同年1月及び2月の前年同月比を見ると、成田及び羽田空港において短縮、中部空港及び関西空港の一部において短縮しており、着実に所期の事業効果が現れてきているものと評価できる。また、その他の地方空港においても、平成22年における平均待ち時間と比較して、24空港において待ち時間の短縮が図られたところ、東日本大震災の影響を受けていない平成23年1月及び2月の前年同月比によっても、11空港において待ち時間の短縮が図られたことから、平成23年度における審査待ち時間短縮に向けた取組は一定の成果を挙げたものと考えられる。したがって、所期の事業効果があったものと評価できる。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

（1）不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組

新しい在留管理制度の円滑な実施及び不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくことで、不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けて取り組んでいく予定である。

（2）円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進

平成23年における入国者数は、対前年比約25パーセント減少したという背景があったこともあり、成田、羽田及び中部空港において、最長待ち時間を年平均で20分以下とすることができ、その他の地方空港においても24空港において待ち時間の短縮が図られた。しかしながら、東日本大震災の影響により、我が国への入国者数が大幅に減少したことも背景事情として存在したものと考えられることから、引き続き最長待ち時間を年平均で20分以下に維持ないし短縮できるよう、今後も待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム（A P I S）、セカンダリ審査等の効率的な実施、自動化ゲートの積極的な利用の促進を推進していくこととする。

なお、行政事業レビューにおいて、自動化ゲートについては費用対効果を明確にする必要があるとの指摘を受けているところ、現状の設備での利用状況に基づいた利便性、

コストパフォーマンス等の検証を行い、平成24年に配置計画を検討している。また、出入国カードの正確な記入等について、入国審査手続案内要員である審査ブースコンシェルジュの配置の拡大や、航空会社等への周知を徹底することとしている。さらに、上陸審査場が著しく混雑する成田空港を始めとして主要空港の上陸審査場において、日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。

また、概ね2,000人以上の乗員・乗客が乗船する外航大型客船（クルーズ船）については、上陸審査に係るクルーズ中の乗客・乗員の負担を軽減し、かつ、本邦海港入港後の十分な観光時間を確保するため、通常の乗客の下船の流れの中で個人識別情報の取得及び照会が可能な新たな審査手法を円滑に実施していく。

さらに、平成19年11月から導入された個人識別情報を活用した審査について、最新の取得・照合技術を活用した機能強化やシステム運用の効率化を図るとともに審査時間の短縮化につなげる予定である。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年 7月27日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）^{*9}
- 外国人登録法（昭和27年法律第125号）^{*10}
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）^{*11}
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
第3－2－① 新たな在留管理制度の創設
「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）」
- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）
第2章－1 成長戦略の推進
「国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改善（（中略）空港審査待ち時間の短縮等）（以下略）」
- 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）
2－（4）観光立国・地域活性化戦略
「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」
- 第174回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）
「訪日外国人を2020年までに2,500万人、さらに3,000万人まで増やすことを目標に、総合的な観光政策を推進します。」
- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
（4）観光立国・地域活性化戦略
「訪日外国人を2020年までに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等

- ・「上陸拒否者数の推移」
(入国管理局審判課, 平成24年5月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成23年12月31日)
- ・「退去強制手続を執った入管法違反者数の推移」
(入国管理局警備課, 平成24年5月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成23年12月31日)
- ・「不法残留者数の推移」
(入国管理局総務課出入国情報管理室, 平成24年5月作成, 対象期間: 平成20年1月1日～平成24年1月1日)
- ・「在留資格取消し件数の推移」
(入国管理局入国在留課, 平成24年5月作成, 平成19年1月1日～平成23年12月31日)
- ・「主要空港最長審査待ち時間」
(入国管理局入国在留課, 平成24年5月作成, 平成21年1月1日～平成23年12月31日)
- ・「地方空港最長審査待ち時間」
(入国管理局入国在留課, 平成24年5月作成, 平成21年1月1日～平成23年12月31日)

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

難民認定申請翻訳委託経費や庁舎維持関係経費等について、執行実績を踏まえ予算へ反映することで経費を削減し、空港審査応援派遣旅費や集中摘発期間応援派遣経費等について、執行状況を踏まえた見直しを行い経費を削減した。

また、収容場監視業務委託経費等について仕様の見直しや執行実績の反映により経費を削除するとともに、被収容者の食糧費を過去の実績件数を踏まえ予算へ反映することにより経費を削除した。

*1 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間での不法滞在者の半減を目標として策定された計画

*2 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月現在約11.3万人となり、5年間で48.5パーセントの削減を実現した。

*3 「偽装滞在者」

偽装婚、偽装留学等身分・活動目的を偽り正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者

*4 「事前旅客情報システム（A P I S）」

航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、航空会社から乗客等の身分事項等の事前提出を受け、迅速かつ厳格な入国審査の実施を実現するもの。

*5 「I C P O」

国際刑事警察機構

*6 「紛失・盗難旅券データベース検索システム（M I N D）」

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、テロの未然防止対策として導入することとされたもので、平成21年8月から運用を開始したもの。航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、A P I S情報を活用して照会を行っている。

*7 「セカンダリ審査（二次的審査）」

入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間をする旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにするもの。

*8 「フォークライン方式」

審査ブースごとに列を作るのではなく、上陸審査場に到着した人から順番に一つの列に並んでもらい、審査が終了して空いたブースに順次進んでもらう方式

*9 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」

本法は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的としている。（第1条参照）

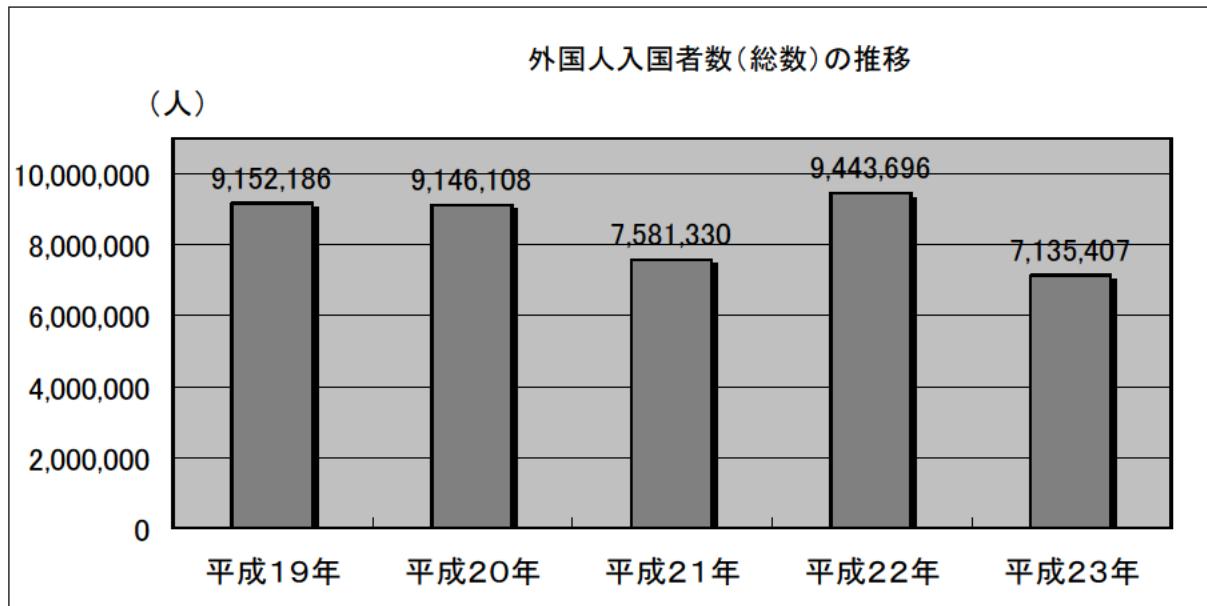
*10 「外国人登録法（昭和27年法律第125号）」

本法は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資すること目的としている。（第1条参照）

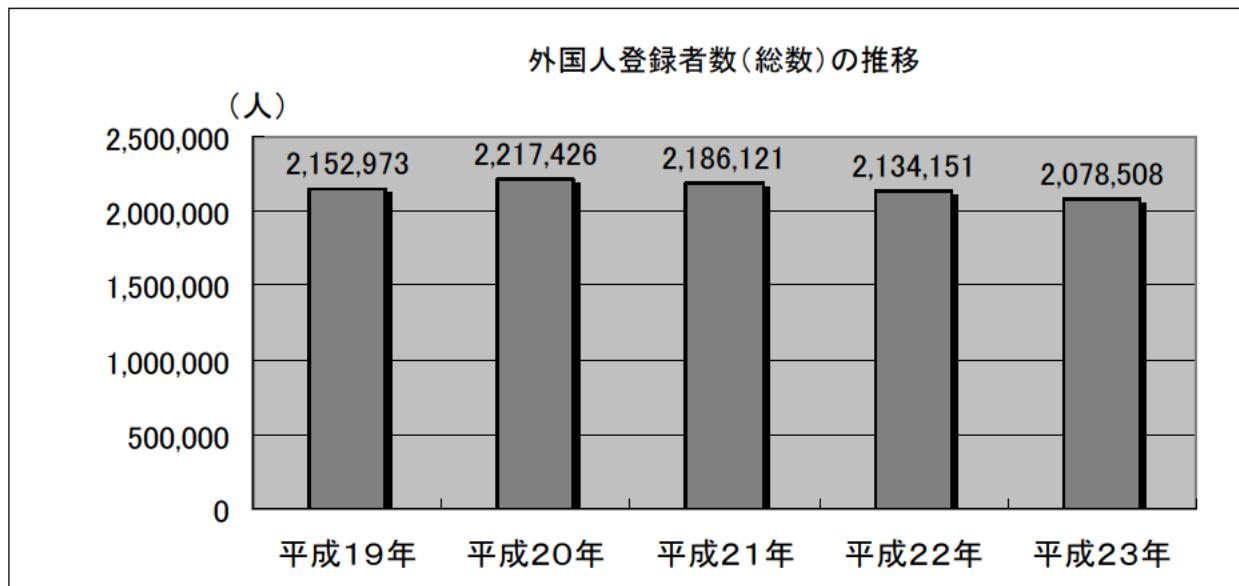
*11 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）」

この法律により、入管法が改正され、外国人登録法が廃止されることとなり、新しい在留管理制度が導入された。具体的には、在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人に対し在留カードを交付し、これらの外国人の身分事項等に変更があったときに法務大臣へ届け出る義務を課すこととした。一方で、適法に在留する外国人の利便性を向上させるため、在留期間の上限を3年から5年に伸長し、出国後1年以内に再入国する場合の再入国手続を原則として不要とする措置を講じた。また、これと併せて、入管特例法が改正され、特別永住者の制度も見直された。具体的には、特別永住者に対しては特別永住者証明書を交付することとし、身分事項等に変更があったときに市町村の長を経由して法務大臣へと届け出る義務を課すこととした。一方で、出国後2年以内に再入国する場合の再入国手続を原則として不要とする措置を講じた。

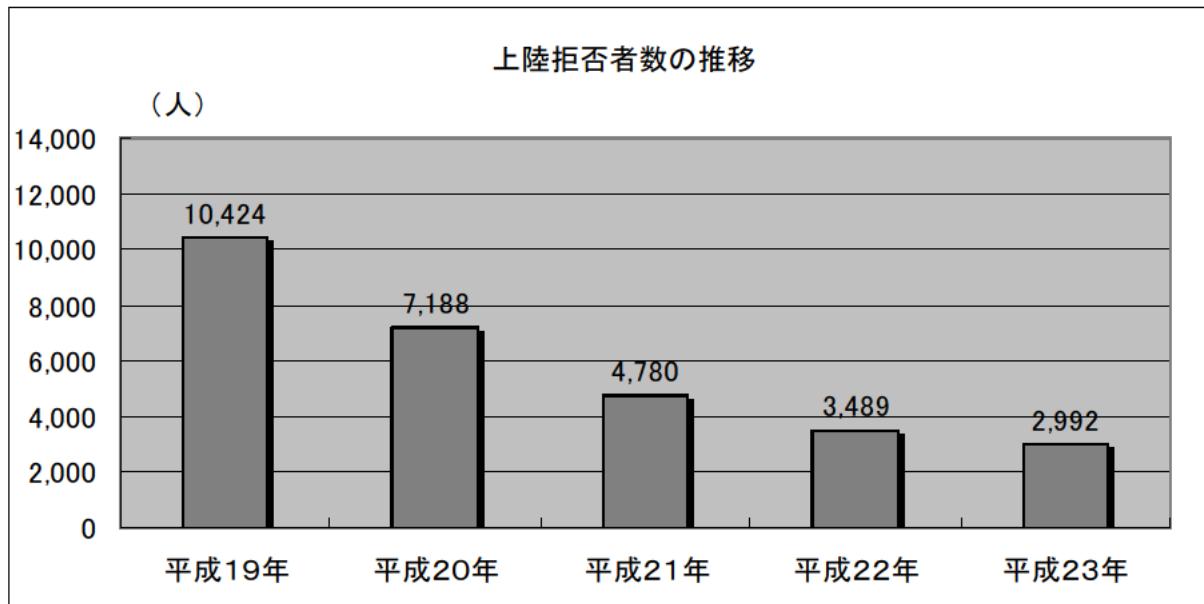
別表1



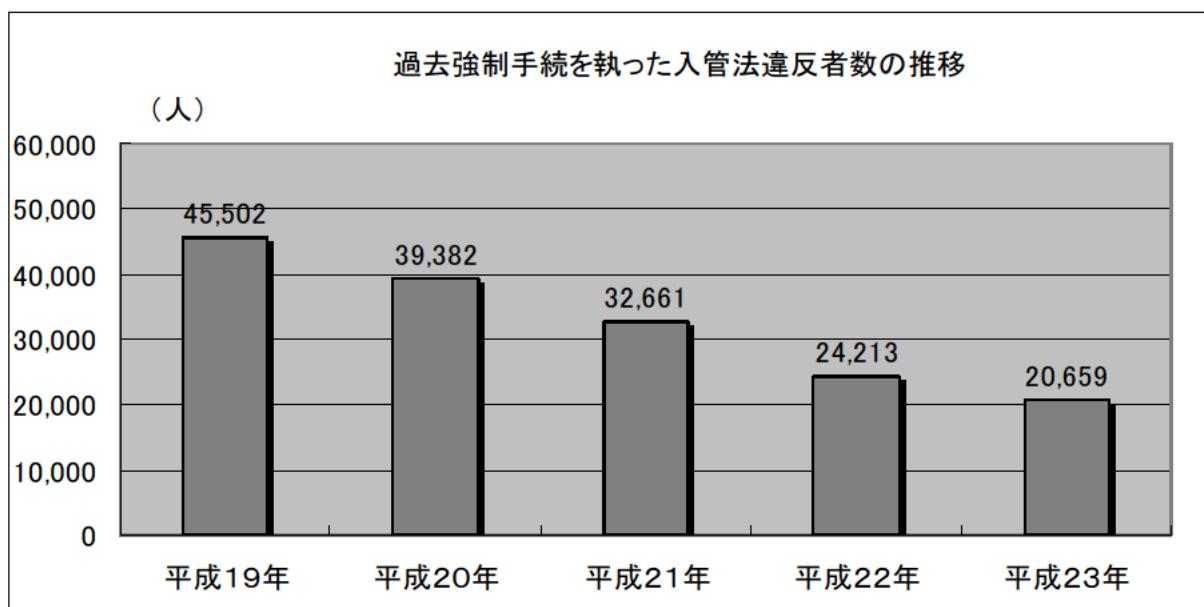
別表2



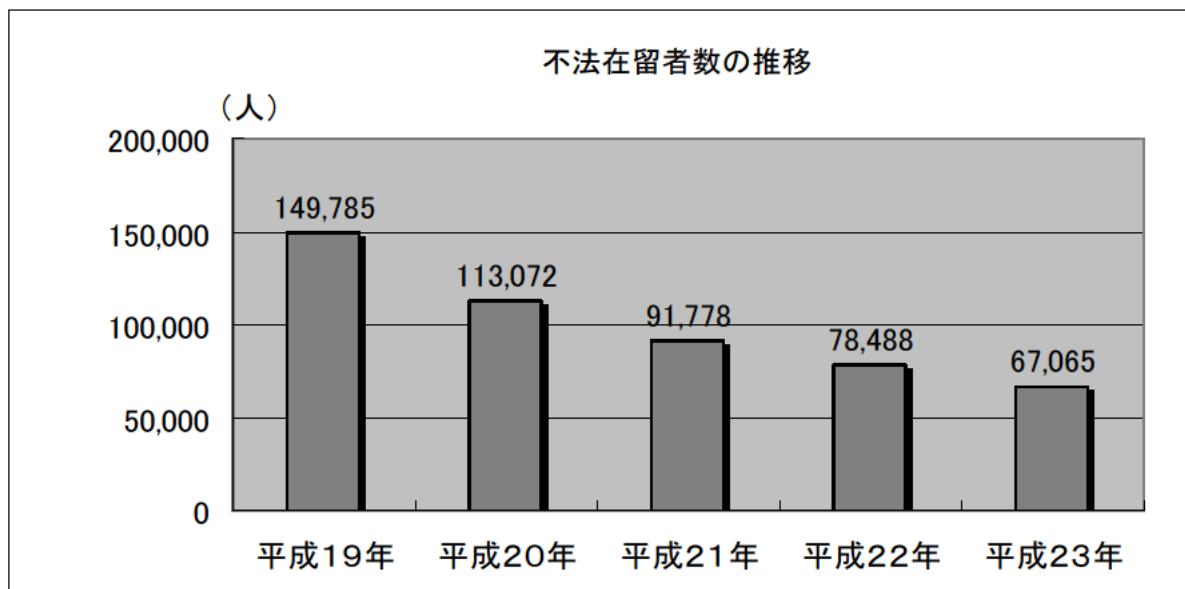
別表3



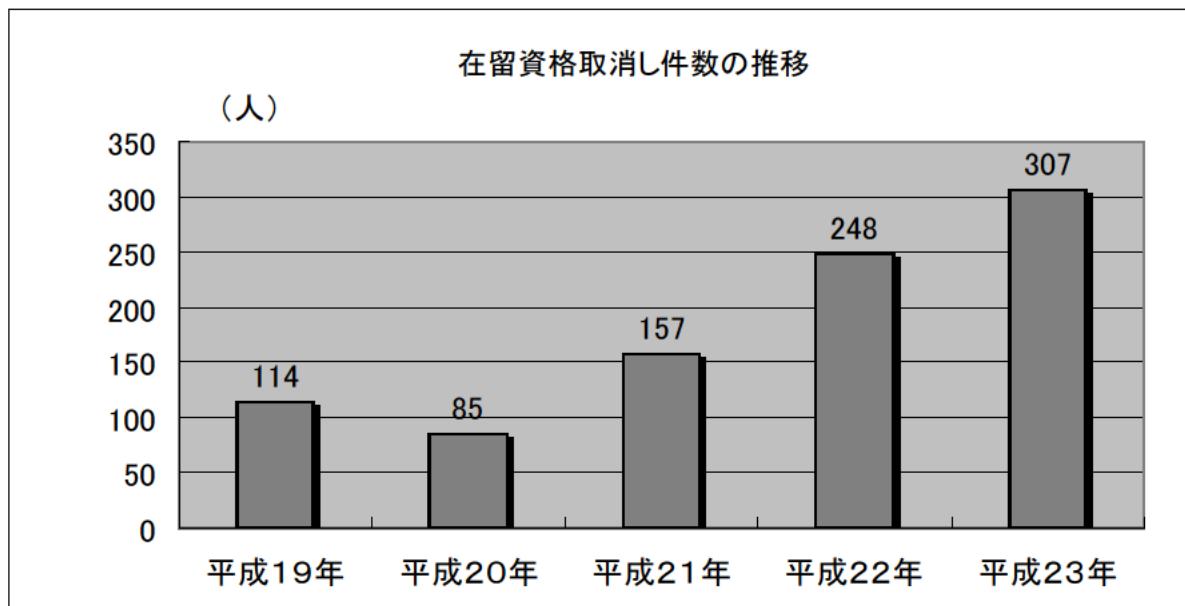
別表4



別表5



別表6



別表7

主要空港最長審査待ち時間(分)

	成田1ビル	成田2ビル	中部	関空北	関空南	羽田
平成21年平均	22	21	18	28	26	26
平成22年平均	31	21	18	41	34	27
平成22年1月(※)	24	21	17	35	26	30
平成22年2月(※)	26	21	18	41	24	29
平成23年1月	20	17	17	31	30	24
2月	23	18	17	30	26	19
3月	15	10	16	23	22	12
4月	12	12	16	17	19	10
5月	12	10	19	19	19	13
6月	12	11	17	26	27	12
7月	17	12	18	29	29	14
8月	19	14	18	31	28	12
9月	20	15	16	34	30	15
10月	19	17	18	31	29	13
11月	17	17	18	32	36	15
12月	16	18	17	36	26	13
平均	17	14	17	28	27	14

(注) フォークリайнの最後尾に並んだ外国人が、上陸審査ブースに到達するまでの時間を紙を配布する等して計測し、1日のうちで最も長かった時間を毎日調査・集計した数値の月平均である。

(注) 平成22年1月分及び2月分は、平成23年1月分及び2月分の前年同月比として掲載するもの。

別表8

地方空港最長審査待ち時間(分)

	平成21年 平均	平成22年 平均	平成23年														
			1月(※)	2月(※)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
新千歳	36	40	43	55	46	39	24	15	20	28	35	43	30	32	29	40	32
函館	30	37	44	42	42	36	12	—	41	55	54	47	40	42	46	42	42
旭川	30	49	41	45	53	41	34	—	65	65	56	54	41	38	46	47	49
釧路	40	45	48	50	40	44	29	—	—	—	55	—	—	38	46	46	43
帯広	29	63	—	82	55	15	—	—	—	—	—	—	77	43	46	42	46
女満別	26	51	—	55	—	—	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—	50
仙台	24	22	24	23	22	20	—	—	—	—	18	9	25	17	21	18	19
福島	20	22	15	19	19	15	12	—	—	—	17	—	—	32	—	—	19
秋田	22	33	53	50	43	36	17	—	20	25	22	27	29	34	25	21	27
青森	24	29	29	30	31	33	14	—	—	—	10	—	56	32	22	17	27
新潟	25	24	24	28	20	22	20	26	25	23	24	24	25	21	21	21	23
茨城	—	34	—	—	42	36	35	44	45	42	40	37	39	35	31	30	38
富山	22	25	20	24	25	24	21	22	24	20	23	27	24	35	19	20	24
小松	25	29	29	29	27	25	27	29	26	25	28	33	29	28	25	28	28
富士山 静岡	35	41	44	46	39	34	21	18	19	21	29	26	29	25	27	23	26
広島	22	25	23	26	27	25	27	23	25	25	25	28	28	25	26	23	26
岡山	28	34	31	32	29	27	26	24	22	22	24	25	27	24	23	20	24
米子	20	23	27	25	26	21	12	15	17	17	20	19	23	18	16	15	18
高松	23	28	22	26	27	26	24	22	27	24	27	30	32	24	28	27	27
松山	26	31	32	36	35	37	29	28	24	24	37	29	23	27	23	20	28
福岡	32	43	41	43	43	39	29	27	33	36	39	37	40	39	45	41	37
北九州	24	30	36	34	32	29	17	20	16	15	33	26	26	26	27	24	24
佐賀	32	55	—	—	53	51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52
長崎	22	21	28	25	28	21	12	15	15	9	17	15	16	14	20	17	17
熊本	24	30	33	33	33	30	14	21	29	30	27	20	26	24	20	22	25
大分	22	31	29	33	38	32	21	—	—	—	—	—	10	33	35	28	28
宮崎	19	25	27	23	35	17	15	18	22	27	27	23	20	27	27	21	23
鹿児島	23	31	44	44	42	31	20	21	22	24	29	25	26	27	31	29	27
那覇	20	23	21	23	25	23	21	19	21	26	27	28	28	34	24	23	25
平均	26	34	32	36	35	30	21	23	27	28	30	29	31	30	29	27	30

(注)到着便の最初の乗客に対する審査開始から最後の乗客に対する審査終了までの時間を全便について計測した数値の月平均である。

(注)平成22年1月分及び2月分は、平成23年1月分及び2月分の前年同月比として掲載するもの。

平成23年度事後評価実施結果報告書

(法務省23- (14))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け : VI-13-(2))				
施策の概要	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施するとともに、国際会議への参加を通じて、情報把握及び同研修所のネットワークの維持強化を図る。 ・国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催により、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図り、開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることによって支援対象国の発展に寄与し、さらに我が国の国際社会における地位を向上させる。 				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	183,830	177,534	133,259
	補正予算(b)	△7,784	△6,993	0	—
	繰越し等(c)	0	△951	951	
	合計(a+b+c)	176,046	169,590	134,210	
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの	執行額(千円)	165,693	157,676	124,357	
	<p>○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議） 「我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」</p>				
	<p>○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議） 「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」</p>				
	<p>○我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項） 「法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要な分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。」</p>				
	<p>○法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）</p>				

	<p>「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。」</p> <p>○インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進（平成23年12月24日閣議決定「日本再生の基本戦略」について）</p> <p>「開発途上国における法の支配の確立と社会経済の基盤の整備を図り、成長を確実なものとするために、法制度整備支援を推進する。」</p>
--	--

測定指標	1 国際連合に協力して行う 国際研修の実施状況	平成23年度目標			
		充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献する。			
	別添1－1（別表1）のとおり、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施し、各国の刑事司法関係者の実務運用に資するための知識及び手法の習得に貢献した。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして、第5回「東南アジア諸国そのためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を東京で開催し、同地域における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の確立に向けて取り組んだ。	施策の進捗状況（実績）			
		別添1－1（別表1）のとおり、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施し、各国の刑事司法関係者の実務運用に資するための知識及び手法の習得に貢献した。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして、第5回「東南アジア諸国そのためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」を東京で開催し、同地域における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の確立に向けて取り組んだ。			
参考指標	実績値				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国際研修の実施件数（件）	9	9	9	9	8
国際研修への参加人数（人）	168	162	162	155	130
国際研修参加者の研修に対する満足度	別添1－2のとおり				

測定指標	2 国際会議への参加回数及び参加人数	平成23年度目標値
		参加回数3回以上

		参加人数 6人以上					
		基準値 実績値					
		一年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	参加回数(回)	—	3	3	4	3	4
	参加人数(人)	—	5	4	8	9	6

測定指標	3 法制度整備支援に関する国際研修の実施状況	平成23年度目標					
		国際研修を充実強化し、研修参加者の能力を向上させる。					
		施策の進捗状況（実績）					
		支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、カンボジア、ラオス、中国、ベトナム等から、司法省職員、裁判官、検察官、弁護士等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとした研修を実施した。研修では、講義、研修参加者の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。					
参考指標		実績値					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		国際研修の実施件数(件)	7	11	12	11	9
		国際研修への参加人数(人)	72	114	100	100	92
		国際研修参加者の研修に対する満足度	別添2-1のとおり				

測定指標	4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数及び諸外国からの研究員の招へい人数	平成23年度目標値					
		派遣件数 4件以上					
		招へい人数11人以上					
		基準値 実績値					
		一年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	派遣件数(件)	—	4	3	5	4	6

	招へい人数(人)	—	9	8	13	16	20
--	----------	---	---	---	----	----	----

測定指標	5 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数に係る対応率及び専門家の派遣依頼人数に係る対応率	平成23年度目標値					
		専門家の派遣件数依頼件数に係る対応率100%					
専門家の派遣依頼人数に係る対応率100%							
※依頼件数、 派遣件数には、 同一専門家に 対し派遣期間 の延長依頼が あった件数を 含む。 ※依頼人数、 派遣人数は延 べ人数である。	基準値	実績値					
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	派遣依頼件数に 係る対応率(%)	100	100	100	100	100	100
	依頼件数(件)	9	4	9	13	13	
	派遣件数(件)	9	4	9	13	13	
	派遣依頼人数に 係る対応率(%)	100	100	100	100	100	100
	依頼人数(人)	9	3	11	15	15	
派遣人数(人)						9	3
11						16	15

測定指標	6 国際専門家会議の開催回数及び会議への参加人数	平成23年度目標値					
		会議の開催回数 1回以上					
会議への参加人数109人以上							
開催回数(回)	基準値	実績値					
	一年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	1	1	1	1	1	1
参加人数(人)	—	105	121	109	111	129	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	【指標1について】
		別添1－1（別表1）のとおり、国際研修・セミナー等を計8回延べ130人に対して実施し、研修参加者の研修に対する満足度（各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」、「役立った。」又は「非常に有益であった。」、「有益であった。」と回答した者の割合）

は、別添1－2のとおり、いずれの質問項目においても90パーセントを超えている。

以上の点を踏まえると、平成23年度目標「充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献する。」を達成したと評価できる。

【指標2について】

国際会議への参加回数及び参加人数は、別添1－1（別表2）のとおりであり、いずれも平成23年度目標値を達成したと評価できる（なお、平成23年度の達成すべき目標を平成22年度の「国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。」から「国際会議への参加を通じて、情報把握及び国連アジア極東犯罪防止研修所のネットワークの維持強化を図る。」に変更したことに伴い、今回から、計上対象とする国際会議の範囲を若干変更している。）。

【指標3について】

法制度整備支援に関する国際研修の実施件数及び参加人数が前年度を下回っているが、これは実施する研修が、対象国内で実施されている支援の進行状況を反映して決定されているために実施件数等が変動したものである。研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査結果によれば、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は99パーセントであり、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は100パーセントであったことから、「国際研修を充実強化し、研修参加者の能力を向上させる」とする指標3の目標を達成したものと評価できる（アンケートの内容は別添2－2のとおり。）。

【指標4について】

法制度整備支援に関する派遣件数及び派遣人数ともに目標値を上回っていることから、指標4の目標を達成したと評価できる。

【指標5について】

法制度整備支援に関する派遣依頼件数に係る対応率及び派遣依頼人数に係る対応率は100パーセントであることから、指標5の目標を達成したと評価できる。

【指標6について】

法制度整備支援に関わる政府、団体等の関係者や支援対象国の司法関係者の連携・協力関係を構築するための国際専門家会議の開催回数は目標値と同数であり、同会議への参加人数は目標値を上回っていることから、指標6の目標を達成したと評価できる。

目標期間終了時点 の総括

【目標の達成状況の分析】

国連の施策及び取組を踏まえ、国際スタンダード及び各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修（矯正・保護関係、刑事司法関係、汚職関係及び国際高官セミナー等）を実施した。また、第20回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッショナ）を始めとする国際会議に参加することにより、最新の国際的知見・情報を収集し、国連を始めとする関係機関との関係を強化することができた。

また、支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修や国際会議の招へい等における成果が、支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。

したがって、国際協力を推進するという所期の目標を十分達成できたと総括できる。

国際連合に協力して行う研修・研究及び調査について、国際研修・セミナーの参加者の満足度は、上記のとおり90パーセントを超えており、非常に有効であった。

東京で開催した第5回「東南アジア諸国そのためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」では、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア8か国の実務家と緊密な関係を構築することができた。

国際研修・セミナーでは、合計32か国から130名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして講義を行うなど、質の高い内容の研修・セミナーを行い、効率的にその効果を高めた。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究について、法務省法務総合研究所で行う法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意している。また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段である。

国際研修の参加者の満足度は、ほぼ100パーセントであり、非常に有効である。

カンボジア、ラオス、中国、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者であり、研修、研究の成果は、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映された。

支援対象国的基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり有効である。

対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催、国際専門家会議の開催、学者や法律実務家等によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援が実施されており、費用に見合った効果を上げた。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

国際連合に協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。

なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

支援対象国的基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後

	<p>も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。</p> <p>なお、支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究については、政府においても、平成21年4月「法制度整備支援に関する基本方針」が決定され、同年4月22日の第21回海外経済協力会議において、同基本方針が報告され了承されており、さらには、平成23年12月24日に「日本再生の基本戦略」が閣議決定され、各分野において当面、重点的に取り組む施策として法制度整備支援が盛り込まれていることから、引き続き本施策を継続実施することとする。</p> <p>また、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする（別添3「国際研修実施一覧」、別添4「各国のプロジェクト紹介（法務省ホームページ参考URL：http://www.moj.go.jp/housouken/housou-project_introduction.html）」参照）。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成24年7月27日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 なし</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>国際連合に協力して行う国際協力の推進に関し、車両借上げの回数や業務委託に係る作業について、執行実績を踏まえて見直しを図ることにより、経費を削減した。</p> <p>開発途上国に対する法制度整備支援の推進に関し、研究会等の開催回数や外部講師の謝金等開催計画を見直し、経費を削減した。</p>
----	--

担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	-----------------	----------	---------

別添 1 - 1

別表1 平成23年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国	人数
国際研修・セミナー	3	タイ, ネパール, タンザニア, バングラデシュ等	55
国別・地域別研修	3	中国, ケニア, 中央アジア	36
汚職防止刑事司法支援研修	1	バングラデシュ, ケニア, ラオス, モンゴル, ネパール, ナイジェリア等	22
東南アジア諸国ためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア, カンボジア, フィリピン, タイ, ベトナム等	17
計	8		130

別表2 平成23年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期間	会議名	人数
ウィーン	23. 4. 7～17	第20回国連犯罪防止刑事司法委員会	2
ケンブリッジ	23. 9. 3～7	第29回ケンブリッジ経済犯罪国際シンポジウム	1
シンガポール	23. 9. 11～17	第13回国際刑務所協会年次総会	2
クーラマヨール	23. 11. 30～12. 6	国連犯罪防止刑事司法（プログラムネットワーク）機関間調整会議	1
計		(4回)	6

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研修参加人数		162	162	155	130
質問	回答区分※3	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1	多くの知識を習得することができた。	49.4%	63.0%		
	非常に役立った。			69.0%(107人)	80.0%(104人)
	習得することができた。	39.9%	29.6%		
	役立った。			26.5%(41人)	18.5%(24人)
	どちらとも言えない。	2.7%	0.6%	0.6%(1人)	0%(0人)
	習得できなかった。	1.1%	0.0%		
	役立たなかった。			0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。			0%(0人)	0%(0人)
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※2、※4	非常に有益であった。	58.2%	74.3%	74.2%(95人)	83.2%(94人)
	有益であった。	28.1%	17.6%	23.4%(30人)	14.2%(16人)
	どちらとも言えない。	3.0%	2.9%	0%(0人)	0.9%(1人)
	有益ではなかった。	0.2%	0.0%	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。			0%(0人)	0%(0人)
	無回答※5	10.5%	5.1%	2.4%(3人)	1.8%(2人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	40.2%	62.3%	65.8%(102人)	71.5%(93人)
	役立った。	43.3%	31.5%	28.4%(44人)	25.4%(33人)
	どちらとも言えない。	3.0%	0.0%	1.3%(2人)	0%(0人)
	役立たなかった。	0.4%	0.0%	0%(0人)	1.5%(2人)
	全く役立たなかった。			0.6%(1人)	0%(0人)
	無回答※5	13.1%	6.2%	3.9%(6人)	1.5%(2人)
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。		75.3%	72.3%(112人)	80.8%(105人)
	有益であった。		18.5%	22.6%(35人)	17.7%(23人)
	どちらとも言えない。		0.0%	1.3%(2人)	0%(0人)
	有益ではなかった。		0.0%	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。			0%(0人)	0%(0人)
	無回答※5		6.2%	3.8%(6人)	1.5%(2人)
この研修に参加したこと、自國の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。		68.5%	64.5%(100人)	78.5%(102人)
	有益であった。		24.1%	29.7%(46人)	18.5%(24人)
	どちらとも言えない。		1.2%	0.6%(1人)	0%(0人)
	有益ではなかった。		0.0%	0.6%(1人)	1.5%(2人)
	全く有益ではなかった。			0.6%(1人)	0%(0人)
	無回答※5		6.2%	4.0%(6人)	1.5%(2人)

※1 平成20年度は、「各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか。」との質問を行った。

※2 平成20年度は、「刑事関係施設の見学は有益であったか。」との質問を行った。

※3 平成20年度と平成21年度・22年度・23年度とでは、回答区分が異なっている。

※4 東南アジア諸国のためにグッダガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なる。

※5 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※6 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研修参加人数		114	100	104	92
アンケート回収数		114	100	104	92
アンケート回収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
質問	回答区分※6	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新しい知識を習得したか	今後の役に立つ多くの知識を習得できた。	72.8%			
	多くの知識を習得できた。	23.7%	74.0%	68.3% (71人)	56.5% (52人)
	習得できた。	2.6%	25.0%	31.7% (33人)	42.4% (39人)
	どちらとも言えない。		0.0%	0% (0人)	1.1% (1人)
	あまり習得できなかつた。	0.9%			
	習得できなかつた。		1.0%	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかつた。		0.0%	0% (0人)	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	86.8%	86.0%	82.7% (86人)	83.7% (77人)
	概ね有意義であった。	13.2%			
	有意義であった。		14.0%	17.3% (18人)	16.3% (15人)
	どちらとも言えない。	0.0%	0.0%	0% (0人)	0% (0人)
	あまり参考にならなかつた。	0.0%			
	有意義でなかつた。		0.0%	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかつた。		0.0%	0% (0人)	0% (0人)

※ 平成20年度と平成21年度・22年度・23年度とでは、回答区分が異なっている。

研修アンケート

(各項目右端の□の該当する箇所に☑ を付けてください)

セッション名 :

実 施 日 :

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	<input type="checkbox"/>
2	ちょうど良かった。	<input type="checkbox"/>
3	短すぎた。	<input type="checkbox"/>

2 講義、協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	<input type="checkbox"/>
2	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
3	あまり快適ではなかった。	<input type="checkbox"/>

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの知識を修得できた。	<input type="checkbox"/>
2	修得できた。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	修得できなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く修得できなかった。	<input type="checkbox"/>

4 研修全般については、どうでしたか？

1	大変有意義であった。	<input type="checkbox"/>
2	有意義であった。	<input type="checkbox"/>
3	どちらとも言えない。	<input type="checkbox"/>
4	有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>
5	全く有意義でなかった。	<input type="checkbox"/>

ご協力に感謝します。

別添3

機密性2 完全性2 可用性2

国際研修実施一覧

平成24年4月1日現在

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H6.10.3~10.7 (1週間)	日本における民事法の概要等	
平成7年度	1	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H7.10.16~11.2 (3週間)	日本における国籍法等の概要	
	2	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8.2.27~3.15 (3週間)	司法制度の概要	
平成8年度	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(5)	H8.8.19~8.30 (2週間)	刑法、刑事訴訟法	
	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H8.9.2~9.20 (3週間)	商法、日本の裁判制度・法律家養成の概要	
	3	第2回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8.11.19~12.12 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	ロシア司法関係専門家招聘	ロシア(4)	H9.1.21~1.30 (10日間)	日本の司法制度	
	5	第1回国際民商事法研修	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H9.2.17~3.20 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度、法律関係者の養成)	
平成9年度	1	第4回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(8)	H9.6.16~7.4 (3週間)	戸籍・登記・供託	
	2	第5回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(12)	H9.10.13~10.31 (3週間)	民事執行法・民事訴訟法	
	3	第3回カンボジア司法支援研修	カンボジア(5)	H10.1.13~2.6 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	第2回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H10.2.2~3.6 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度、裁判外の紛争処理システム)	

機密性2 完全性2 可用性2

年度	回数	名称	対象国(人員)	期間	テーマ	備考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10.6.15~7.10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10.10.5~10.30 (4週間)	知的財産権	
	3	カンボジアカウンターパート研修	カンボジア(2)	H10.8.24~9.18 (3週間)	司法行政の在り方、裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11.1.12~2.5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ラトヴィア(1) ザンビア(1) 日本(3)	H10.11.16~12.11 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11.2.1~3.5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10.10.2~11.25 (8週間)	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11.2.19~3.12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7～7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 10. 4～10. 29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11. 10. 18～11. 5 (3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP)の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1. 17～1. 21 (1週間)	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) バラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3)	H11. 11. 15～12. 10 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第4回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1. 24～2. 25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11. 11. 8～12. 3 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7. 10～7. 21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4～9. 14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2. 19～3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12. 11. 6～11. 17 (3週間)	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5～6. 30 (4週間)	日本の司法制度、戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9. 18～10. 13 (4週間)	弁護士制度、WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 10. 16～11. 10 (4週間)	日本の検察、刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2. 19～3. 16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1. 22～2. 23 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多数国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) パキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5. 18～7. 26 (70日)	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状	アジア開発銀行(ADB)の支援
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4. 18 (1日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1. 29～2. 2 (5日)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス (1)	H13. 3. 21～4. 27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5. 14~ 6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 6. 18~7. 13 (4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8. 27~ 9. 7 (2週間)	民訴法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9. 17~10. 12 (4週間)	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13. 10. 15~11. 9 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 12. 3~12. 21 (3週間)	民法起草支援	
	7	第6回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4~ 3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2. 25~ 3. 20 (4週間)	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2. 25~ 3. 22 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13. 10. 29~11. 13 (2週間)	日豪司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターパート研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1~ 4. 19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5. 13~ 6. 7 (4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3~ 6. 24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6. 24~ 7. 19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8~ 7. 27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9. 17~10. 11 (4週間)	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14. 10. 15~10. 25 (10日間)	市場経済の基礎をなす民商事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14. 11. 5~11. 29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14. 10. 28~11. 22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 中小企業に関する法制度を中心として	
	9	第7回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1. 20~ 2. 21 (5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2. 17~ 3. 7 (4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3. 10~ 3. 20 (10日間)	市場経済を支える民刑事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3. 24~ 4. 11 (20日間)	民法及び民事訴訟法	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(17)	H15. 6. 9～7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15. 10. 20～10. 31 (12日間)	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15. 10. 27～11. 21 (4週間)	経済取引を促進する法制度 担保制度及び不動産登記制度を中心として	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15. 11. 10～11. 2 (12日間)	海外投資と債権担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1. 13～1. 30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名)を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4～3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(6)	H16. 2. 16～3. 26 (6週間)	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員(モンゴル2名)を含む
平成16年度	1	第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H16. 6. 2～7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	2	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6～9. 15 (10日間)	法曹養成	
	3	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9. 27～10. 15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
	4	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16. 10. 1～10. 29 (29日間)	倒産法注釈書作成	
	5	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16. 11. 4～11. 18 (15日間)	民法教科書作成	
	6	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1. 31～2. 18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	7	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1. 25～2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	8	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2. 21～3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
	9	2004年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5)	H17. 1. 31～3. 4 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5. 23～6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5. 23～6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6～9. 16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9. 27～10. 14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17. 11. 7～11. 18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 11. 14～11. 25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17. 12. 5～12. 16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6～2. 17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5～2. 17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6～3. 10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み 国際会社法	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5. 22～5. 29 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3～7. 14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7. 31～8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4～9. 12 (9日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民法院との日越司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18. 10. 8～10. 17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 11. 13～11. 27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18. 11. 21～12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスターープランの内容	
	8	2006年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5～3. 9 (33日間)	コーポレート・ガバナンス 非市場型ガバナンス	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2. 19～3. 3 (13日間)	法曹養成	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～7. 20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワークショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8. 31～9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19. 10. 22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修	中国(8)	H19. 11. 12～11. 21(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H19. 11. 19～11. 29(11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～3. 7(33日間)	コーポレート・ガバナンス 非市場型ガバナンス	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19～5. 30(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23～7. 4(12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20. 7. 7～7. 18(12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20. 8. 18～8. 29(12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供の方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20. 10. 6～10. 17(12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修	中国(10)	H20. 11. 5～11. 14(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20. 12. 10～12. 19(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21. 2. 9～2. 20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21. 3. 9～3. 17 (9日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21. 3. 9～3. 19 (11日)	刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成21年度	1	東ティモール法案作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21. 7. 27～8. 7(12日)	法案作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21. 8. 17～8. 21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21. 9. 9～9. 17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21. 10. 5～10. 16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21. 11. 2～11. 13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善、権利侵害責任法	
	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21. 11. 2～11. 13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21. 11. 11～11. 18(8日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 11. 30～12. 11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21. 12. 9～12. 18(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 12. 21～12. 25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策	
	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SCP)	ベトナム(10)	H22. 2. 23～3. 5(11日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供の方策	
平成22年度	1	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22. 7. 12～7. 21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22. 7. 14～7. 23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22. 8. 9～8. 17(9日)	法案作成能力向上支援	
	4	ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネパール(7)	H22. 8. 19～8. 25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修	中国(12)	H22. 10. 11～10. 19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22. 10. 18~10. 29(12日)	法曹養成	
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22. 11. 8~11. 12(5日)	戸籍法起草支援	
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22. 11. 29~12. 3(5日)	裁判官人材育成強化支援	
	9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22. 12. 7~12. 17(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22. 12. 13~12. 22(11日)	刑事訴訟法改正支援	
	11	第37回ベトナム法整備支援研修(SCP)	ベトナム(7)	H23. 1. 13~1. 21(8日)	民事訴訟法改正支援	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H23. 2. 1~2. 10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
	13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23. 3. 14~3. 22(9日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国
平成23年度	1	第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23. 6. 20~6. 24(5日)	法曹養成	
	2	第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(7)	H23. 10. 3~10. 14 (12日)	法曹養成	
	3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23. 10. 17~10. 28 (12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研修」	中国(8)	H23. 11. 7~11. 12 (6日)	裁判官養成	
	5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23. 12. 5~12. 16 (12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(11)	H24. 1. 10~1. 16 (7日)	民事訴訟法改正支援	
	7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H24. 1. 23~2. 3 (12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24. 2. 27~3. 9 (12日)	民法改正支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SCP)	ベトナム(10)	H24. 3. 12~3. 21 (10日)	裁判所組織法改正支援	

※ 国際民商事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。
 ※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。



各国のプロジェクト紹介

ベトナム

ベトナムに対する支援は、1994年10月に法務省がベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことから始まりました。以後、必要に応じてその規模を拡大しながら、支援を継続しています。2007年4月開始の「法・司法制度改革支援プロジェクト」は2011年3月に終了し、2011年4月から同プロジェクトフェーズ2に移行しています。

今後も、ベトナムに対しては、裁判実務の改善のための支援活動を行うとともに、これにより得られた知識や経験を活かしながら、民法、刑事訴訟法の改正等法令の起草支援活動及び人材育成支援活動を実施していく予定です。

カンボジア

カンボジアに対する支援として、1999年3月に、民法及び民事訴訟法の起草支援を目的とする「法制度整備プロジェクト」が開始されました。その結果、両法がカンボジアの国会で成立しています。その後も継続して支援をし、現在は、両法の普及や関連法令の起草支援を目的とする同プロジェクトフェーズ3を実施中です。また、民法や民事訴訟法が適切に運用されるように、2005年11月から、カンボジア民事教育の質の向上を目的とした「王立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」が開始され、現在、同プロジェクトフェーズ2を実施中です。同プロジェクトでは、主に国際協力部教官（日本の検察官、裁判官）を専門家として派遣し、同養成校の「教官候補生」（カンボジアの若手裁判官の中から選抜）の指導や模擬裁判の実施、教材の作成などの支援をしています。

ラオス

国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトとして2003年から2007年までの間行われた(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事第一審裁判の判決書作成マニュアル及び検察官マニュアル作成支援に長期・短期の専門家を派遣するなどして協力しました。

その後も、当部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等を続けたのです。

これを踏まえて、2010年7月から、新たにJICAの「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（4年間）が開始されました。このプロジェクトは、ラオスの法律専門家、司法関係機関職員、大学教員等が、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、理論と実務を関連付けて分析し、その結果を教材としてまとめ、さらに、普及活動を通じて、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指すものです。当部では、このプロジェクトに当部教官を長期専門家として派遣しているほか、全面的に協力をしています。

インドネシア

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商法センター等と協力して、2007年3月から2009年3月までの間、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が強く、2010年4月以降は、法務省独自の取組みとして、裁判官研修制度の改善に向けた支援を行っています。

中央アジア

国際協力部では、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の御協力をいただき、2004年から、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し、2007年3月に同注釈書ロシア語版、同年9月にウズベク語及び日本語版、翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また、国際協力部では、2008年度から2010年度まで、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」を実施しました。

国際協力部では、中華人民共和国からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）、財団法人国際民商事法センター等の関係機関、日本の民事訴訟法・仲裁法専門家等と協力し、2007年11月から2010年10月までの3年間、中国民事訴訟法・仲裁法の改正支援（中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト）を実施しました。2010年7月からは、3年間の予定で、中国民事訴訟法・民事関連法改正支援を開始しています。そして、これらの支援の結果、中国で権利侵害責任法（不法行為法）、涉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定されました。

この記事に関する問い合わせ先

〒553-0003

大阪市福島区福島1-1-60大阪中之島合同庁舎

法務省法務総合研究所国際協力部

TEL 06-4796-2153

FAX 06-4796-2157

E-mail jcdmoj@moj.go.jp

平成23年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省23- (15))

施 策 名	施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事）			
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))			
施策の基本目標	司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。			
施策の予算額・執行額等	区分	15年度	16年度	17年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	551, 309 0 0	696, 701 0 0
	合計(a+b+c)	551, 309	696, 701	1, 399, 473
	執行額(千円)	190, 820	690, 692	1, 392, 967
政策評価実施時期	平成24年8月	担当部局名	大臣官房施設課	
評 価 方 式	事業評価方式			

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

大阪法務局北出張所の旧庁舎は昭和42年に建築された建物であったが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等により、事務室・書庫とも面積不足になっていたこと及び老朽に加え機能不備等で、業務の処理、来庁者対応機能等に支障を來し、窓口サービスの低下を招いていた。また、大阪法務局本局においても、各課・各部門における事務量の急増やOA機器等の増加により著しい面積不足となっていた上、本局訟務部は裁判所への出廷や弁護士等との打合せに密接に関係した業務を処理しており、裁判所から遠方にあるため業務効率が悪い状態となっていた。

これらの問題の解消を図る抜本的対策として、北出張所の建替による老朽、面積不足の解消と、本局訟務部を裁判所に隣接する北出張所の新庁舎への移転入居による業務の効率化と訴訟活動の充実強化を図り、併せて北出張所の建替敷地の有効活用と本局の面積不足解消も図る目的で、新営整備する必要があった。

(2) 目的・目標

○老朽・面積不足等の解消

大阪法務局北出張所を現地建替することによって面積不足の解消を図るとともに、本局の面積不足に対応するため本局訟務部を受入れる。

○執務能率の向上及び利用者への利便の向上

裁判所への出廷や弁護士等との打合せに密接に関係した業務を処理している訟務部を移転・合築し訴訟活動の充実強化を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：大阪市北区西天満1丁目11番4号

事業時期：平成15年度から

延べ面積：約6, 377m²

入居官署：大阪法務局北出張所

大阪法務局訟務部

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」（以下「旧システム」という。）に基づき、

次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が100点以上であること

事業の緊急性 119点

- ・老朽、面積不足

(2) 効率性

事業の効果（費用対効果）が1以上であること、または事業の効果（その他の効果）について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること

事業の効果8.9

・事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務局としての加算効果（来庁舎対応機能の充実、業務処理機能充実）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の効果（B1）に関する評点が100点以上であること

計画の妥当性 133点

・計画の妥当性とは用地取得の見込、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画等との整合性、敷地形状等の位置に係る評価、建築物の規模、敷地の規模等の規模に係る評価、単独庁舎、総合庁舎としての整備条件、機能性等の構造に係る評価を視点にして効果を点数化したものである。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム^{※2}」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別添1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別添2）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約25億円で平成15年度から平成17年度にかけて実施し、平成17年度に完成了。新規事業採択時の計画は、面積不足及び老朽の解消、利用者へのサービス向上並びに業務効率向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別添1）、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別添2）及び「大阪法務局北出張所（事後評価説明資料）」（別添

3) のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B1評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別添1参照）。
- ・政策に基づく付加機能（B2評価）：地域性、人権、環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性、保安性（各評価B）（別添2参照）
- ・C A S B E E 指標評価^{*3}：建築物の環境性能効率B E E = 2.3、領域ランク：A（大変良い）（別添3「4-i C A S B E E（建築環境総合性能評価システム）」参照）
- ・顧客満足度調査（C S調査）：総合満足度（満点5.0）= 3.6（職員）、3.7（一般利用者）となっており、概ね良好な結果が得られている（別添3「4-ii C S調査（顧客満足度調査）」参照）。
- ・大阪法務局北出張所に西出張所を統合及び本局訟務部を受入れ、大阪法務局本局は今宮出張所を統合し、本局訟務部を新庁舎に移設したことで面積不足の解消を達成できた。

（3）事業実施による環境の変化

環境保全性（評価B）及びC A S B E E 指標評価（Aランク）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。

（4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的を概ね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

平成24年7月27日

（2）実施方法

会議

（3）意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

*3 「C A S B E E 指標評価」

建築環境総合性能評価システム。建築物の環境性能で評価し格付けする手法である。省エネルギー環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮等も含めた建物の品質を総合的に評価するシステムである。

5 事業計画の効果（B1）

分類	項目	係数					評点
位置	用地取得の見込	1.1	国有地の所管予定	0.9	建設までの用地取得計画が不明確	0.7	0.5
災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件に災害防止・環境保全上や支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり	整備の見込みなし	整備の見込みなし	整備の見込みなし	整備の見込みなし	1.1
都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	条件整備により都市計画等との整合	都市計画等と整合しない	都市計画等と整合しない	都市計画等と整合しない	都市計画等と整合しない	1.0
敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	規模と業務内容等との関連が不明確	規模と業務内容等との関連が不明確	規模と業務内容等との関連が不明確	規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
敷地の規模	駐車場・緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある	駐車場等の確保に支障がある	駐車場等の確保に支障がある	駐車場等の確保に支障がある	1.0
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎としての整備が適当	単独庁舎としての整備が適当	単独庁舎としての整備が適当	単独庁舎としての整備が適当	単独庁舎としての整備が適当	1.0
	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている	総合庁舎としての整備条件が整っている	総合庁舎としての整備条件が整っている	総合庁舎としての整備条件が整っていない	総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される	標準的な構造として計画されれている	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
							評点（各系数の積×100倍）

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

別添 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
	人権	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている

大阪法務局北出張所 (事後評価説明資料)

法務省大臣官房施設課

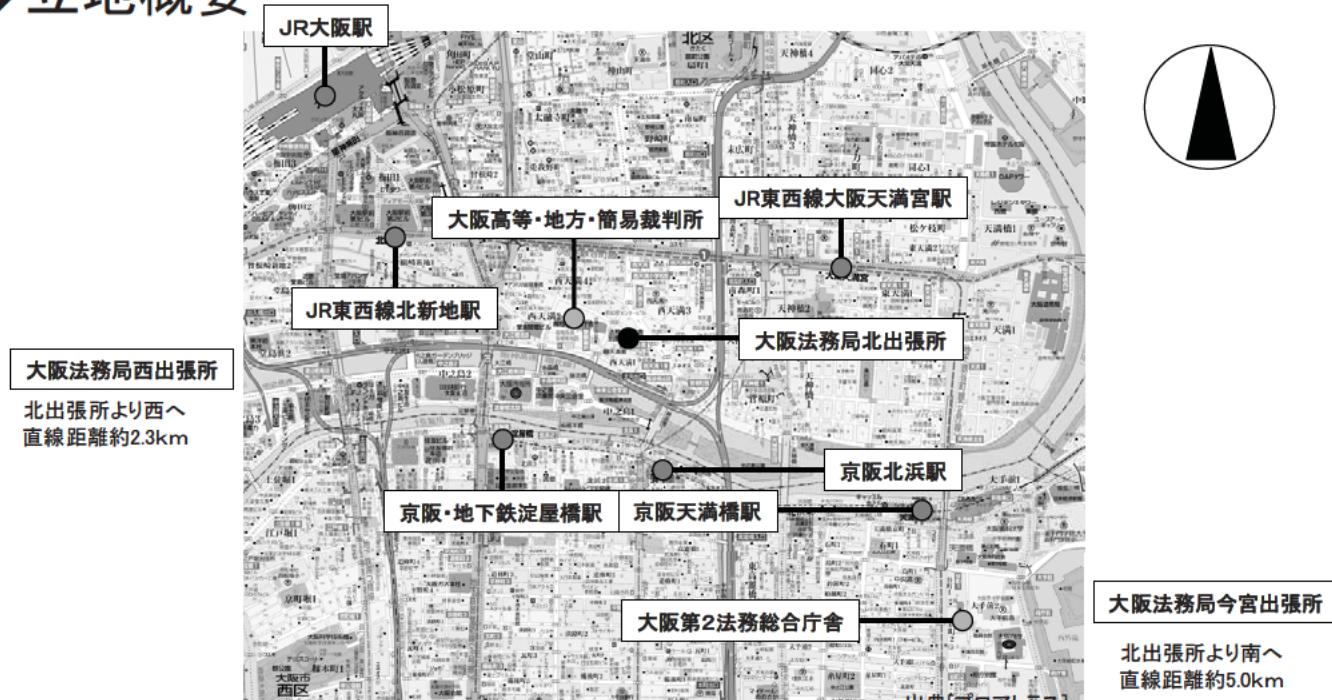
①

◆施設外観



②

◆立地概要



②

目 次

1. 事業概要
 - 1- i 事業の背景
 - 1- ii 事業の目的
 - 1- iii 施設概要
2. 効果の発現状況
 - 2- i 業務を行うための基本機能(B1)
 - 2- ii 政策に基づく付加機能(B2)
3. まとめ
4. 参考資料
 - 4- i CASBEE(建築環境総合性能評価システム)
 - 4- ii CS調査(顧客満足度調査)

③

1. 事業概要

1-i 事業の背景

大阪法務局北出張所の旧庁舎は昭和42年に建築された建物であったが、経年による老朽に加え、事務室・書庫とも面積不足になっていた。また、機能不備等で、業務の処理、来庁者対応機能等に支障を來し、窓口サービスの低下を招いていた。また、大阪法務局本局においても、面積不足となっていたことから、裁判所への出廷や弁護士等との打合せに密接に関係した業務を処理している本局証務部を北出張所の新庁舎に移転させることにより、業務の効率化、訴訟活動の充実化、北出張所の建替敷地の有効活用及び本局の面積不足解消を図った。

入居官署		老朽	面積不足	立地の不良	施設の不備
大阪法務局	北出張所	○	◎		
大阪法務局	証務部	○	◎	○	

大阪法務局北出張所(旧庁舎)



大阪法務局本局(証務部旧庁舎)



○:該当する問題点

◎:上記のうち主となるもの

(4)

1-ii 事業の目的

○老朽・面積不足等の解消

老朽・面積不足等を生じている大阪法務局北出張所を現地建替することによって面積不足の解消を図るとともに、本局の面積不足に対応するため本局証務部を受け入れる。

○執務能率の向上及び利用者への利便

裁判所への出廷や弁護士等との打合せに密接に関係した業務を処理している証務部を移転・合築し、訴訟活動の充実強化を図る。

(5)

1- iii 施設概要

○施設概要

敷地面積: 約1,833m²
延床面積: 約6,377m²
構造規模: SRC造・地上6階/地下1階
設計期間: 平成15年4月～
平成16年3月
建設期間: 平成16年3月～
平成18年2月
総事業費: 約25億円

○入居官署

- ・大阪法務局北出張所
- ・大阪法務局訟務部



(6)

2. 効果の発現状況

2- i 業務を行うための基本機能(B1)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(7)

2-i 業務を行うための基本機能(B1)

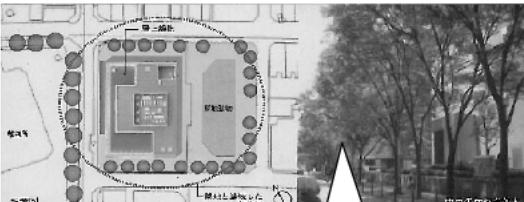
分類	評価項目	評価	
位置	用地取得の見込	1.1	取得済み、現地建替
	災害防止・環境保全	1.1	自然条件が災害防止・環境保全上良好
	アクセスの確保	1.1	周辺に道路・鉄道等が整備済み
	都市計画・土地利用計画等との整合性	1.0	都市計画等と整合
	敷地形状	1.0	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している
規模	建築物の規模	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている
	敷地の規模	1.0	建築物の規模に応じ適切な規模となっている
構造	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	1.0	単独庁舎としての整備が適当
	機能性等	1.0	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である
評点		133	≥100

➡ 業務を行うための基本機能を満足している
※新規事業採択時:133点(旧評価手法「妥当性の評価」)

(8)

2-ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	地域性	評価
社会性	地域性	<施策例> -自治体・商店街等との連携 (合築、施設・駐車場の共用、シビックコア等) 地域住民との連携(ワーキングショップ、懇談会等) -既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 -地域性のある材料の採用 -オーブンスペースの設置 -地域に開放された施設の設置 -周辺の自然環境への配慮 -周辺の都市環境への配慮 -防犯に対する配慮(地域住民が安心して暮らせる環境整備) -地域住民の生活への配慮 -景観への配慮	3つ該当 A
	人権		
環境保全性	環境保全性		2つ該当 B
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	オーブンスペースの設置 既存周辺環境の尊重 	1つ該当 又は該当なし C
	防災性		
	保安性		
経済性	耐用・保全性	周辺の都市環境への配慮 街路樹の一体化 	

敷地と道路(歩道)と一体化

既存の緑との調和

(9)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	人権		評価
社会性	地域性	人権		2つ該当 A
	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被疑者等の人権に配慮した建物計画 ・犯罪被害者、来庁者等の人権に配慮した建物計画		1つ該当 B
環境保全性	環境保全性			該当なし C
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	犯罪被害者、来庁者等の人権に配慮した建物計画		
	防災性	証務相談室		
	保安性			
経済性	耐用・保全性			

犯罪被害者、来庁者等の人権に配慮した建物計画

証務相談室



独立した相談室を設置している。

(10)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

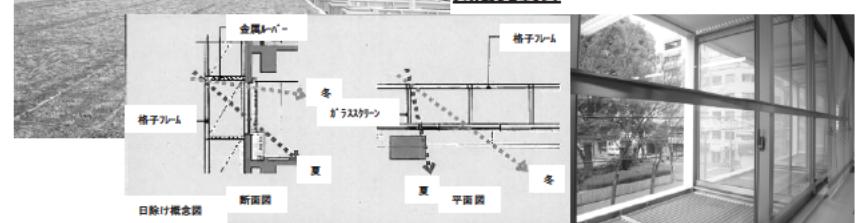
(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	環境保全性		評価
社会性	地域性	人権		3つ該当 A
	人権	・省エネ機器、システムの導入・屋上緑化・水の循環利用 ・自然エネルギーの活用・グリーン購入法の全面的な対応 ・断熱性の向上・環境性能の高いエネルギーの採用 ・省エネシステムの導入・太陽光制御		2つ該当 B
環境保全性	環境保全性			1つ該当 又は該当なし C
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	屋上緑化		
	防災性			
	保安性			
経済性	耐用・保全性	太陽光制御		

屋上緑化



太陽光制御



(11)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	ユニバーサルデザイン				評価
社会性	地域性	〈パリアフリー 法における規定〉 ・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定) ・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)				望ましい規定以上 A
	人権					法令規定以上 B
環境保全性	環境保全性					法令規定どおり C
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	設置が義務付けられる施設 (例)				
	防災性	望ましい規定	表示を施した 身障者用駐車場	オストメイトを備えた 身障者用便所	幅140cm以上 手すり(両側) けあげ・踏面の規定	高さ75cm毎に平場 幅150cm以上 勾配1/12以下
	保安性	法令規定	身障者用駐車場	身障者用便所	手すり	高さ75cm毎に平場 幅120cm以上 勾配1/12以下
経済性	耐用・保全性	※今回の施設は「法令規定以上」に基づき整備				
		駐車場			身障者用便所	

(12)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	防災性			評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・免震構造の採用 ・電気室を2階以上に設置			3つ該当 A
	人権	・防潮板の設置 ・雷保護の高性能化 ・災害時の対策 ・非常用飲料水の確保			2つ該当 B
環境保全性	環境保全性	・停電対策 ・倉庫等の防火性能の確保			1つ該当 又は該当なし C
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	保険性			評価
	防災性	〈施策例〉 ・高度な保安性の確保 ・被疑者等の監視を容易にする工夫 ・倉庫等の防犯性能の確保			2つ該当 A
	保安性				1つ該当 B
					該当なし C
経済性	耐用・保全性	耐用・保全性			評価
		〈施策例〉 ・機器更新に配慮した設備室 ・清掃を容易にする工夫 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置			3つ該当 A
					2つ該当 B
					1つ該当 又は該当なし C

(13)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

分類	評価項目	評価	
社会性	地域性	B	・オープンスペースの設置 ・周辺の都市環境への配慮
	人権	B	・犯罪被害者、来庁者等の人権に配慮した建物計画
環境保全性	環境保全性	B	・屋上緑化 ・太陽光制御
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	B	・法令規定以上
	防災性	B	・電気室を2階以上に設置 ・書庫等の防火性能の確保
	保安性	B	・書庫等の防犯性能の確保
経済性	耐用・保全性	C	

評価	取組み状況
A	特に充実した取組みがなされている。
B	充実した取組みがなされている。
C	一般的な取組みがなされている。

(施設の特性)
都市中心部の施設で、執務に必要な空間と周辺環境を尊重した施設整備が図られた

取組み内容は
事業の特性と合致している

政策に基づく付加機能は
適切に反映されている

(14)

3. まとめ

◆老朽・面積不足等の解消

庁舎の建替により、老朽・面積不足等が解消された。

◆執務能率の向上

庁舎の建替により西出張所及び本局訟務部の統合が可能となり、統合による執務能率の向上が図られた。

◆位置、規模及び構造に関する基準を満足する施設の整備

事業計画の効果に関する評価(B1,B2)並びにCSBEE指標及びCS調査(参考資料)により、当該基準を満足する整備がされたと判断できる。

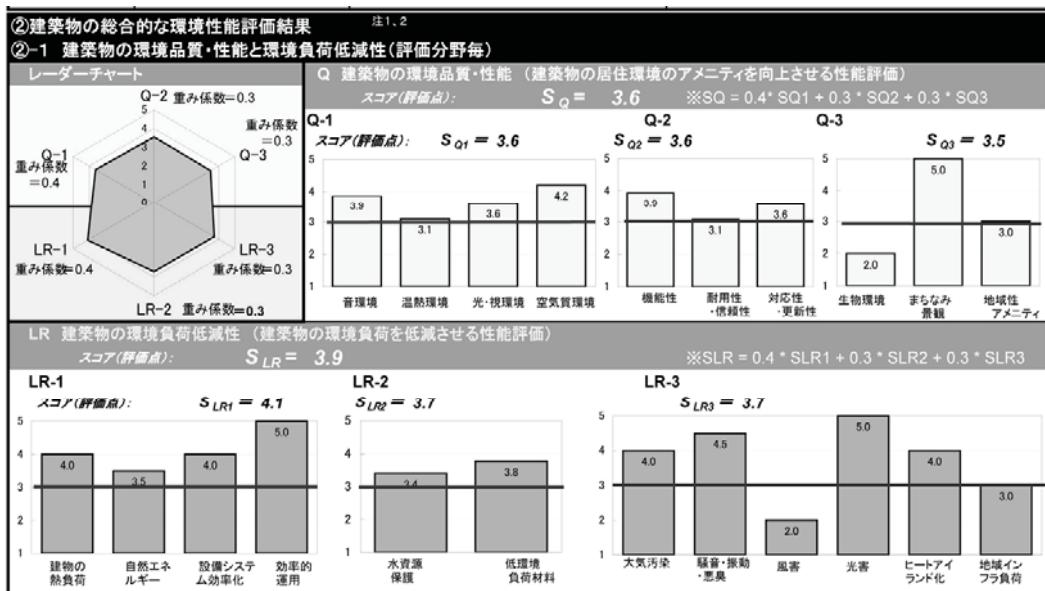
事業の目的を果たしていると判断できる。

(15)

4. 参考資料

4-i CASBEE(建築環境総合性能評価システム)

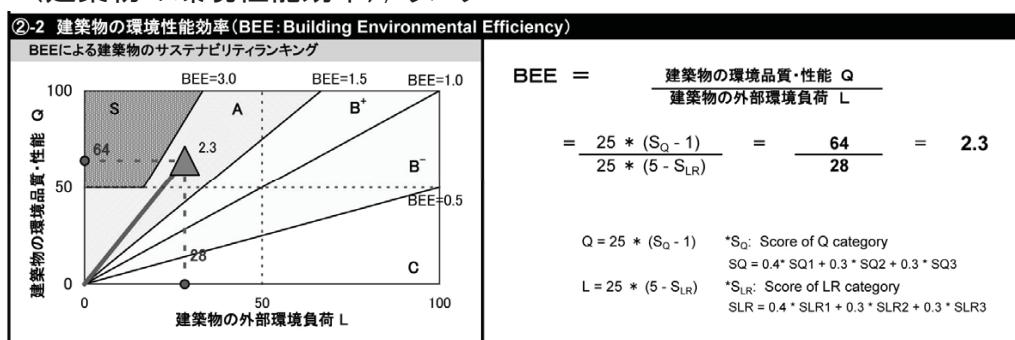
Q(建築物の環境品質・性能), LR(建築物の環境負荷低減性)



(16)

4-i CASBEE(建築環境総合性能評価システム)

BEE(建築物の環境性能効率), ランク



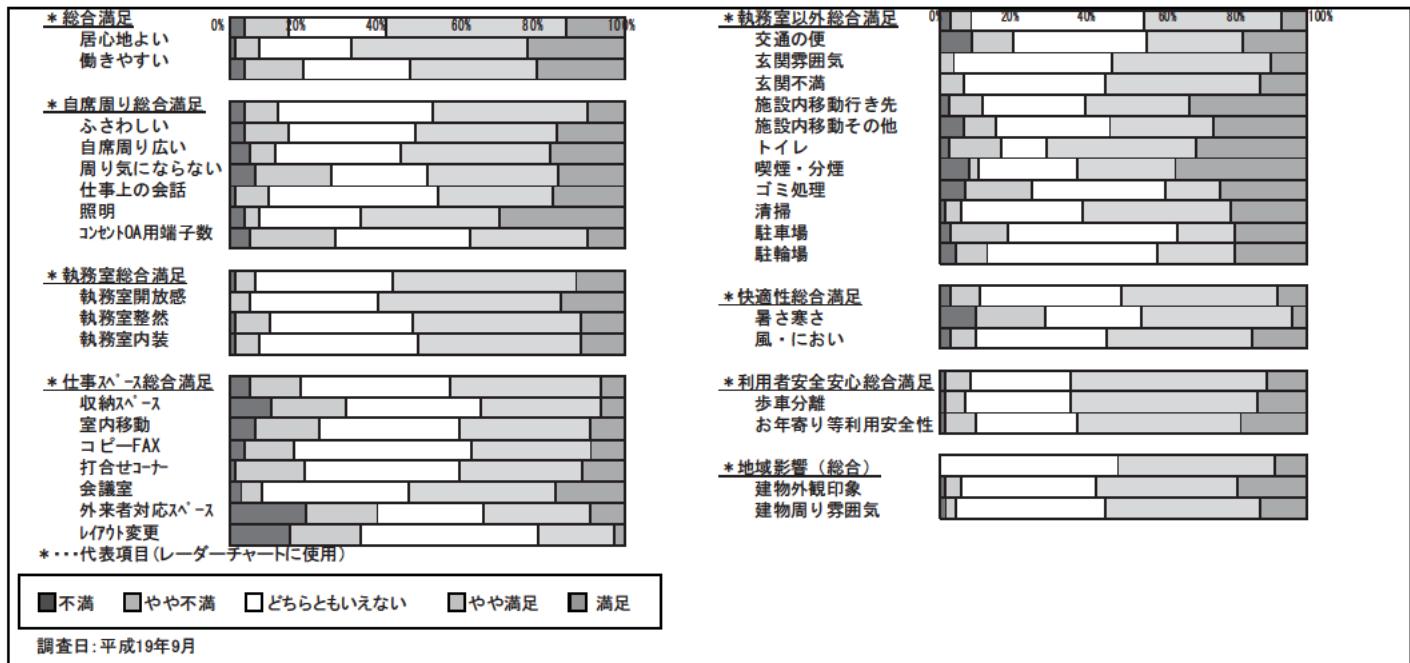
ランク	評価	BEE値
S	素晴らしい	BEE = 3.0 以上
A	大変良い	BEE = 1.5 以上 ~ 3.0 未満
B ⁺	良い	BEE = 1.0 以上 ~ 1.5 未満
B	やや劣る	BEE = 0.5 以上 ~ 1.0 未満
C	劣る	BEE = 0.5 未満

(17)

(参考資料)

4- ii CS調査(顧客満足度調査)

<職員82名>

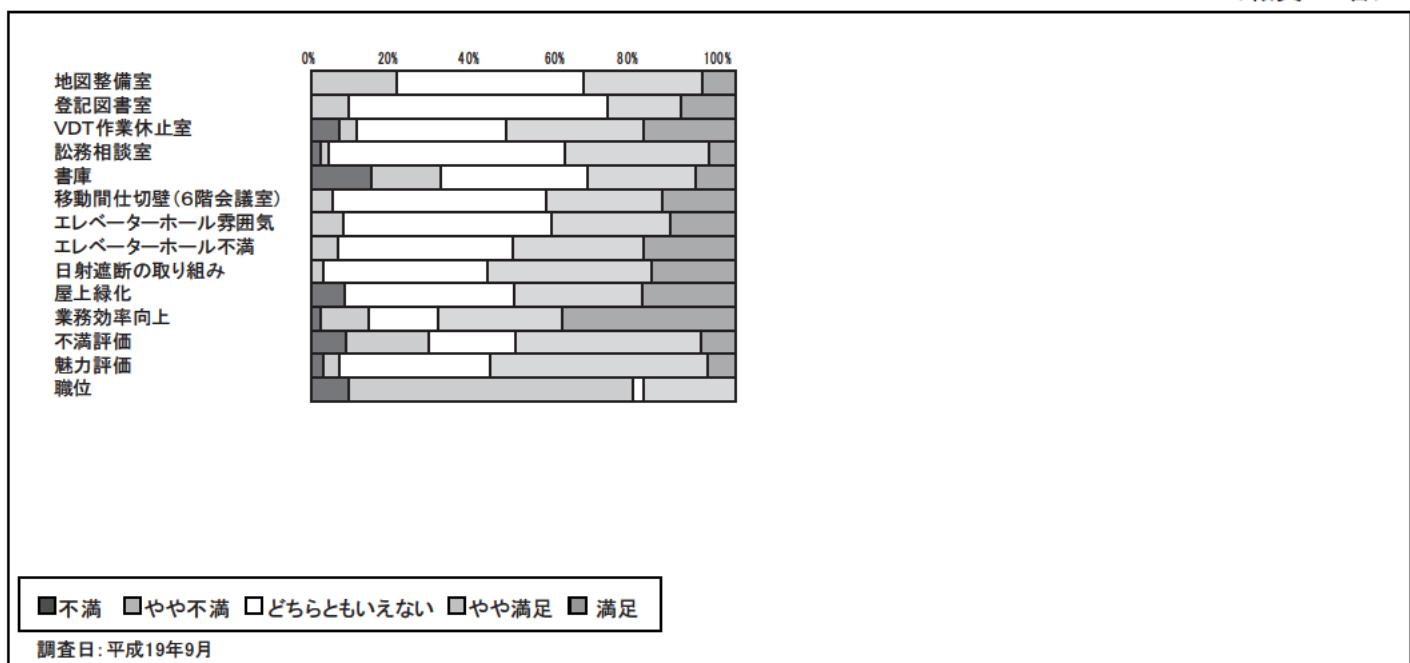


18

(参考資料)

4- ii CS調査(顧客満足度調査)

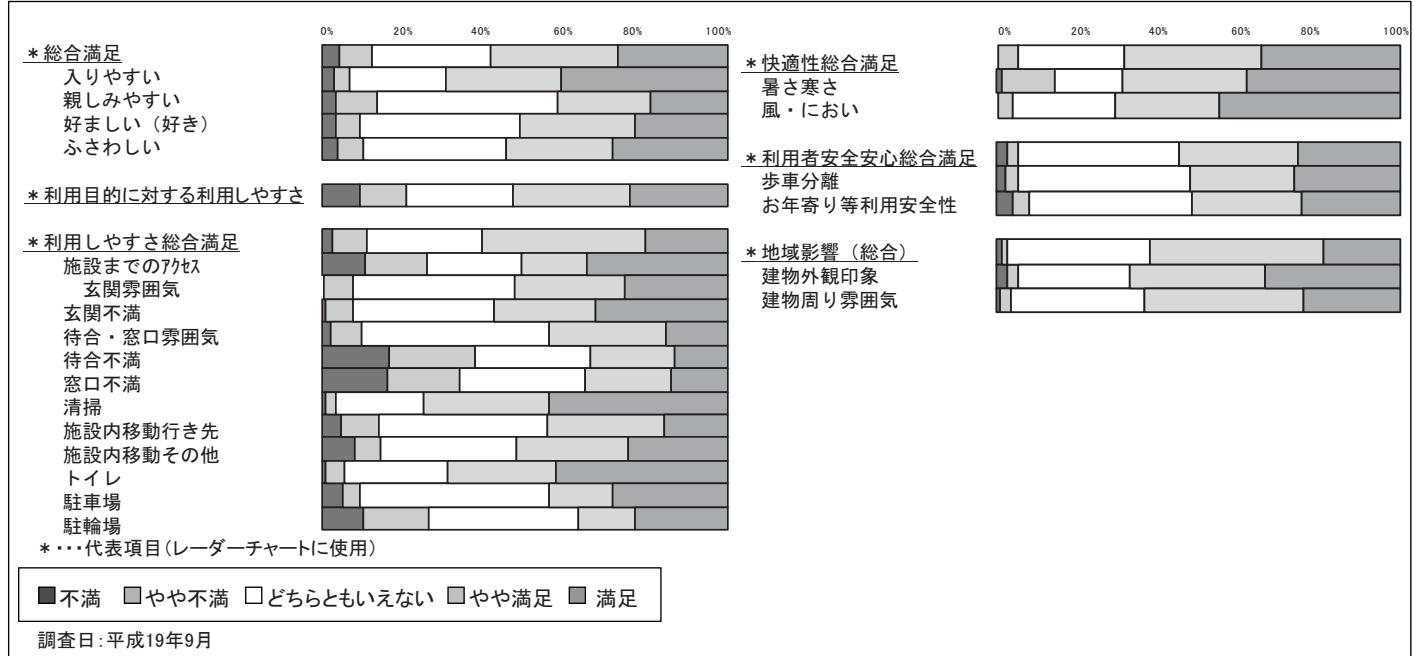
<職員82名>



19

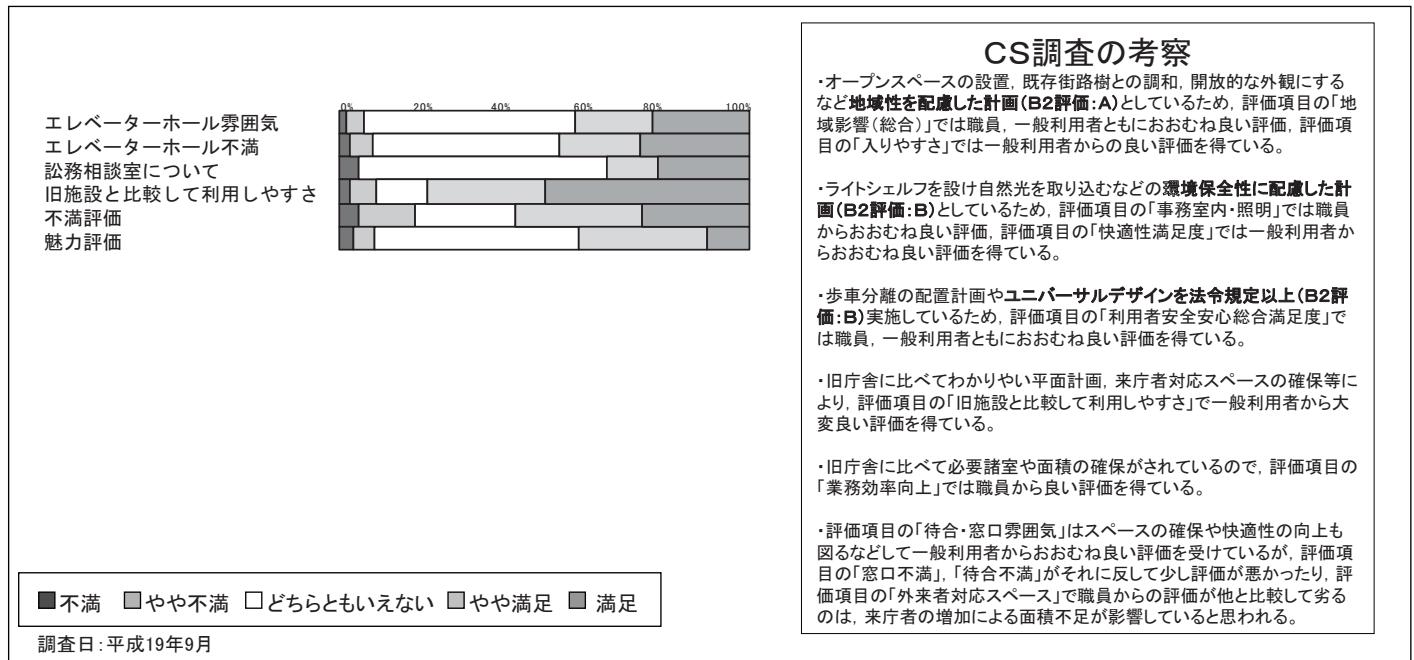
4- ii CS調査(顧客満足度調査)

<一般利用者232名>

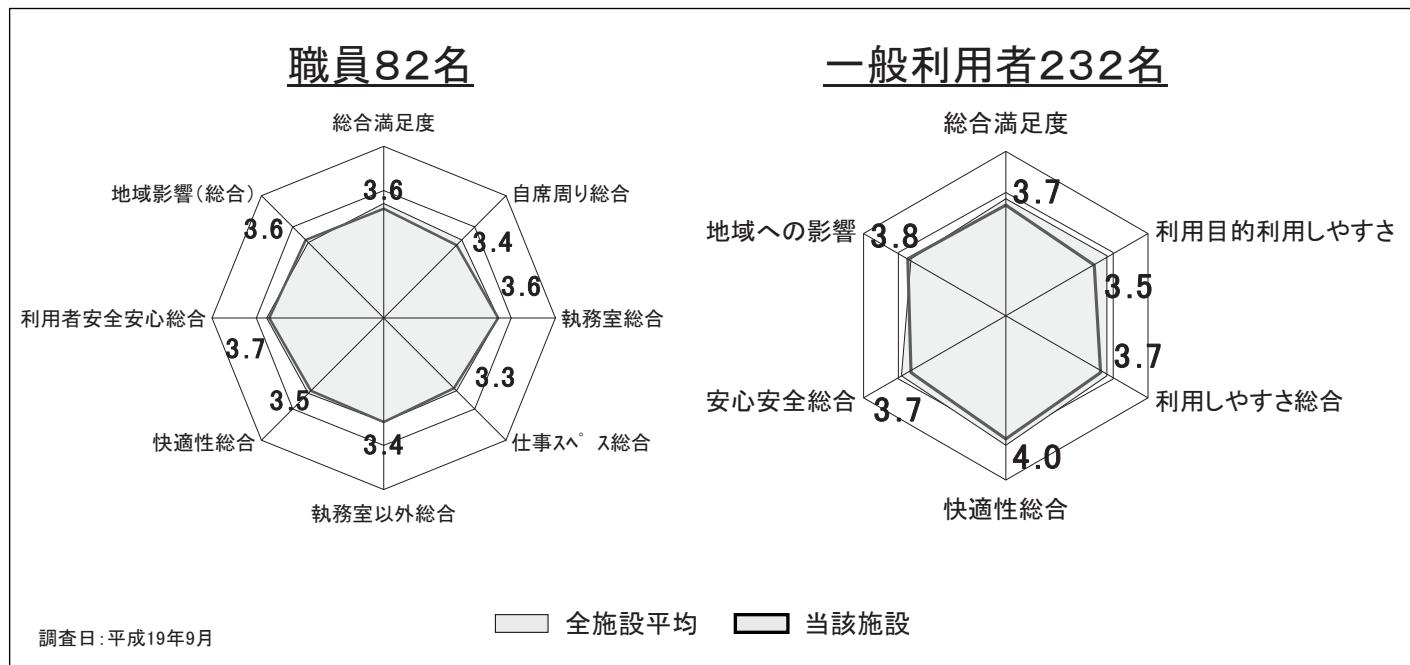


4- ii CS調査(顧客満足度調査)

<一般利用者232名>



4- ii CS調査(顧客満足度調査):レーダーチャート



平成23年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省23-(16))

施 策 名	施設の整備（苦小牧法務総合庁舎整備等事業）				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))				
施策の基本目標	司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	100,970 0 0	99,801 0 0	98,120 0 0
	合計(a+b+c)	100,970	99,801	98,120	
	執行額(千円)	100,966	99,796	98,119	
政策評価実施時期	平成24年8月	担当部局名	大臣官房施設課		
評 価 方 式	事業評価方式				

※本施策の予算額等は平成18年度～平成30年度において措置されており、上記表以外の年度については、「5. 事後評価の内容（1）事業の情報となる項目」に記載している。

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設（旧苦小牧法務総合庁舎）は昭和47年に建築された建物であるが、経年による老朽化に加えて、寒冷地という過酷な環境による建物各部の傷みが顕著な状況になっている。

また、統合受入れ等による職員の増加やOA機器等の増加により、著しい面積不足となっており、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

さらに、札幌法務局苦小牧支局では広範囲な地域を管轄していることから、遠方からの自家用自動車による来庁者が増加し、慢性的な駐車場不足の状況にある。

(2) 目的・目標

新設の必要に迫られている法務総合庁舎をPFI方式^{*1}による、現在地建替え整備をすることによって老朽及び面積不足の解消を図るとともに、適切な駐車台数を確保し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。

(3) 具体的内容

事業場所：北海道苦小牧市旭町3丁目5番

事業時期：平成16年度から（平成18年度から供用開始）

延べ面積：約3,528m²

入居官署：札幌地方検察庁苦小牧支部

札幌法務局苦小牧支局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*2}」（以下「旧システム」という。）に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性 118点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点を超えたものを緊急性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果 5.65

※ 事業の効果（費用対効果）が基準レベルである1を超えたものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）、検察庁としての加算効果（来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）及び法務局としての加算効果（来庁者対応機能の充実、業務処理機能充実）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点を超えたものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画との整合性、敷地形状の位置に係る評価、建築物の規模、敷地の規模の規模に係る評価、単独庁舎・総合庁舎としての整備条件、機能性等の構造に係る評価を視点にして効果を点数化したものである。

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム³」（以下「新システム」という。）に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B2」という。）の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B1）に関する評価指標」（別添1）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果（B2）に関する評価指標」（別添2）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

PFI方式（BT方式⁴）による事業で総事業費は約12億円、事業期間は平成15年度から平成30年度である。施設は平成18年度に完成し引渡しを受けた。新規事業採択時の計画は、面積不足及び老朽の解消、利用者へのサービス向上並びに業務効率向上を図るものであったが、現地建替及び適切な駐車台数の確保により、計画どおりに施設が完成した。また、維持管理・運営事業は平成30年度まで継続中である。

(千円)

区分	18年度	19年度	20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
当初予算	84,038	103,259	102,117	95,862	94,694	93,525	92,356	91,188	90,020
執行額	84,035	103,256	102,113						

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別添1）、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別添2）及び「苦小牧法務総合庁舎（事後評価説明資料）」（別添3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能（B 1評価）：133点

業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別添1参照）。

- ・政策に基づく付加機能（B 2評価）：人権、ユニバーサルデザイン、保安性（以上評価A）、地域性、環境保全性、防災性（以上評価B）（別添2参照）

- ・顧客満足度調査（C S調査）：総合満足度（満点5.0）＝4.4（職員）、4.1（一般利用者）となっており、概ね良好な結果が得られている（別添3「4-i C S調査（顧客満足度調査）」参照）。

- ・苦小牧法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新設できたことで面積不足及び駐車場不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価B）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上（1）（2）（3）より、事業の目的を概ね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年7月27日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

引き続き、所要の経費の要求を行った。

*1 「PFI方式」

PFI (Private Finance Initiative) とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づき実施され、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことである。

*2 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*3 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

*4 「BT0方式」

BT0 (Build Transfer Operate) とは、PFI 事業者が施設の設計及び建設を行い、施設完成後に国に所有権を移転し、PFI 事業者が施設の維持管理・運営等を行う方式

5 事業計画の効果（B1）

分類	項目	係数					評点
位置	用地取得の見込み	1.1	国有地の所管予定 ¹	0.9	建設までの用地取得計画が不明確	0.7	0.5
災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件に災害防止・環境保全上や支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり	整備の見込みなし	整備の見込みなし	整備の見込みなし	整備の見込みなし	1.1
都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	条件整備により都市計画等との整合	都市計画等と整合しない	都市計画等と整合しない	都市計画等と整合しない	都市計画等と整合しない	1.0
敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	規模と業務内容等との関連が不明確	規模と業務内容等との関連が不明確	規模と業務内容等との関連が不明確	規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
	敷地の規模	駐車場・緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	1.0
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎としての整備が適當	単独庁舎としての整備が適當	単独庁舎としての整備が適當	単独庁舎としての整備が適當	単独庁舎としての整備が適當	1.0
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	適切な構造、機能として計画されており。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される	適切な構造、機能として計画されており。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される	適切な構造、機能として計画されており。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される	適切な構造、機能として計画されており。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される	1.0
							評点（各系数の積×100倍）

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

別添 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
	人権	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがされている
		B	充実した取り組みがされている
		C	一般的な取り組みがされている

苫小牧法務総合庁舎 (事後評価説明資料)

法務省大臣官房施設課

①

◆施設外観



②

◆立地概要



(2)

目 次

1. 事業概要
 - 1- i 事業の背景
 - 1- ii 事業の目的
 - 1- iii 施設概要
2. 効果の発現状況
 - 2- i 業務を行うための基本機能(B1)
 - 2- ii 政策に基づく付加機能(B2)
3. まとめ
4. 参考資料
 - 4- i CS調査(顧客満足度調査)

(3)

1. 事業概要

1-i 事業の背景

既存施設(旧苫小牧法務総合庁舎)は昭和47年に建築された建物であるが、経年による老朽化に加えて、寒冷地という過酷な環境による建物各部の痛みが顕著な状況になっていた。

また、統合受け入れ等による職員の増加やOA機器等の増加により、著しい面積不足となっており、行政事務の円滑な遂行に支障を来していた。

さらに、札幌法務局苫小牧支局では広範囲な地域を管轄していることから、遠方からの自家用自動車による来庁者が増加し、慢性的な駐車場不足の状況にあった。

入居官署		老朽	面積不足	立地の不良	施設の不備
札幌地方検察庁	苫小牧支部	○	◎		
札幌法務局	苫小牧支局	○	◎		

苫小牧法務総合庁舎(旧庁舎)



○:該当する問題点
◎:上記のうち主となるもの

(4)

1-ii 事業の目的

○老朽・面積不足等の解消

新営の必要に迫られている法務総合庁舎を、PFI方式による現地建替整備によって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、適切な駐車台数を確保し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(5)

1- iii 施設概要

○施設概要

敷地面積: 約3, 198m²
延床面積: 約3, 528m²
構造規模: RC造・地上4階
設計期間: 平成17年2月～
平成18年5月
建設期間: 平成17年8月～
平成18年9月
事業期間: 平成16年～
平成30年
総事業費: 約12億円

○入居官署

- ・札幌地方検察庁苫小牧支部
- ・札幌法務局苫小牧支局



(6)

2. 効果の発現状況

2- i 業務を行うための基本機能(B1)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(7)

2- i 業務を行うための基本機能(B1)

分類	評価項目	評価	
位置	用地取得の見込	1.1	取得済み
	災害防止・環境保全	1.1	自然条件が災害防止・環境保全上良好
	アクセスの確保	1.1	周辺に道路・鉄道等が整備済み
	都市計画・土地利用計画等との整合性	1.0	都市計画等と整合
	敷地形状	1.0	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している
規模	建築物の規模	1.0	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている。
	敷地の規模	1.0	建築物の規模に応じ適切な規模となっている
構造	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	1.0	総合庁舎としての整備条件が整っている
	機能性等	1.0	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である
評点		133	≥100

➡ 業務を行うための基本機能を満足している
 ※新規事業採択時:121点(旧評価手法「妥当性の評価」)

(8)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	地域性		評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・自治体・商店街等との連携 (合築、施設・駐車場の共用、シビックコア等) 地域住民との連携(ワーキングショップ、懇談会等) ・既存建物(歴史的建築物)の有効利用 ・地域性のある材料の採用	・緑地、オーブンスペースの設置	3つ該当 A
	人権			
環境保全性	環境保全性	・既存建物(歴史的建築物)の有効利用 ・地域性のある材料の採用	・緑地、オーブンスペースの設置	2つ該当 B
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	・地域に開放された施設の設置 ・周辺の自然環境への配慮	・周辺の都市環境への配慮	1つ該当 C
	防災性	・防犯に対する配慮(地域住民が安心して暮らせる環境整備)	・地域住民の生活への配慮	
	保安性	・地域住民の生活への配慮	・景観への配慮	又は該当なし
経済性	耐用・保全性	緑地、オーブンスペースの設置 既存周辺環境の尊重 		



カルチャーストリートの趣旨を考慮した
敷地沿道沿いのアート展示スペースや休憩所

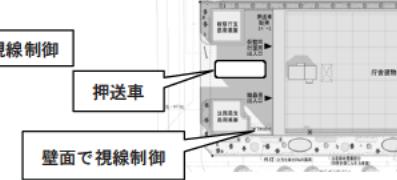


カルチャーストリート沿いに植栽

(9)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	人権		評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・地域住民の人権に配慮した建物計画		2つ該当 A
	人権	・被験者等の人権に配慮した建物計画 ・犯罪被害者等の人権に配慮した建物計画		1つ該当 B
環境保全性	環境保全性			該当なし C
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	被験者等の人権に配慮した建物計画		
	防災性			
	保安性			
経済性	耐用・保全性	犯罪被害者等の人権に配慮した建物計画 独立した被害者専用待合室の設置		

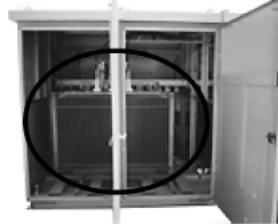
犯罪被害者等の人権に配慮した建物計画
独立した被害者専用待合室の設置



(10)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

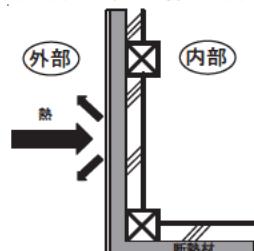
分類	評価項目	環境保全性		評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・省エネ機器、システムの導入		3つ該当 A
	人権	・屋上緑化・水の循環利用 ・自然エネルギーの活用・グリーン購入法の全面的な対応 ・断熱性の向上・環境性能の高いエネルギーの採用		2つ該当 B
環境保全性	環境保全性	・省エネシステムの導入・外断熱		1つ該当 又は該当なし C
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	省エネ機器、システムの導入		
	防災性	油入超効率変圧器の採用		
	保安性			
経済性	耐用・保全性			

省エネ機器、システムの導入

油入超効率変圧器の採用

外断熱

外断熱工法100mm、屋上防水の断熱材70mm



通常の変圧器よりもエネルギー消費効率が良く、CO₂排出量を削減できる地球環境に優しく省エネに適した機器

外断熱を採用し、躯体への熱伝達を抑えることができる。

(11)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	ユニバーサルデザイン				評価
社会性	地域性	〈パリアフリー 法における規定〉 ・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定) ・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)				望ましい規定以上 A
	人権					法令規定以上 B
環境保全性	環境保全性					法令規定どおり C
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	設置が義務付けられる施設 (例)				
	防災性	望ましい規定	表示を施した 身障者用駐車場	オストメイトを備えた 身障者用便所	(階段) 幅140cm以上 手すり(両側) (けあげ・踏面の規定)	
	保安性	法令規定	身障者用駐車場	身障車用便所	手すり	
経済性	耐用・保全性	※今回の施設は「望ましい規定以上」に基づき整備				
						

(12)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

(○ : 今回事業における該当評価)

分類	評価項目	防災性			評価
社会性	地域性	〈施策例〉 ・免震構造の採用 ・電気室を2階以上に設置(浸水対策)			3つ該当 A
	人権	・防潮板の設置 ・雷保護の高性能化 ・災害時の対策 ・非常用飲料水の確保			2つ該当 B
環境保全性	環境保全性	・停電対策 ・倉庫等の防火性能の確保(防火区画)			1つ該当 又は該当なし C
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	保険性			評価
	防災性	〈施策例〉 ・高度な保安性の確保 ・被疑者等の監視を容易にする工夫			2つ該当 A
	保安性	・倉庫等の防犯性能を確保(鉄格子等)			1つ該当 B 該当なし C
経済性	耐用・保全性	耐用・保全性			評価
〈施策例〉 ・機器更新に配慮した設備室 ・清掃を容易にする工夫 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置			3つ該当 A		
			2つ該当 B		
			1つ該当 又は該当なし C		

(13)

2- ii 政策に基づく付加機能(B2)

分類	評価項目	評価		評価	取組み状況
社会性	地域性	B	・緑地、オープンスペースの設置 ・周辺の都市環境への配慮	A	特に充実した取組みがなされている。
	人権	A	・被害者等の人権に配慮した建物計画 ・犯罪被害者等の人権に配慮した建物計画	B	充実した取組みがなされている。
環境保全性	環境保全性	B	・省エネ機器、システムの導入 ・外断熱	C	一般的な取組みがなされている。
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	A	・望ましい規定以上		(施設の特性) 都市中心部の施設で、執務に必要な空間と周辺環境を尊重した施設整備が図られた
	防災性	B	・電気室を2階以上に設置(浸水対策) ・書庫等の防火性能の確保(防火区画等)		
	保安性	A	・被害者等の監視を容易にする工夫 ・書庫等の防犯性能を確保(鉄格子等)		取組み内容は 事業の特性と合致している
経済性	耐用・保全性	C			

↓

政策に基づく付加機能は
適切に反映されている

(14)

3. まとめ

- ◆老朽・面積不足等の解消
庁舎の建替により、老朽・面積不足等が解消された。
- ◆駐車場台数不足の解消
庁舎の建替により、駐車場台数不足が解消された。
- ◆位置、規模及び構造に関する基準を満足する施設の整備
事業計画の効果に関する評価(B1,B2)及びCS調査(参考資料)により、当該基準を満足する整備がされたと判断できる。



事業の目的を果たしていると判断できる。

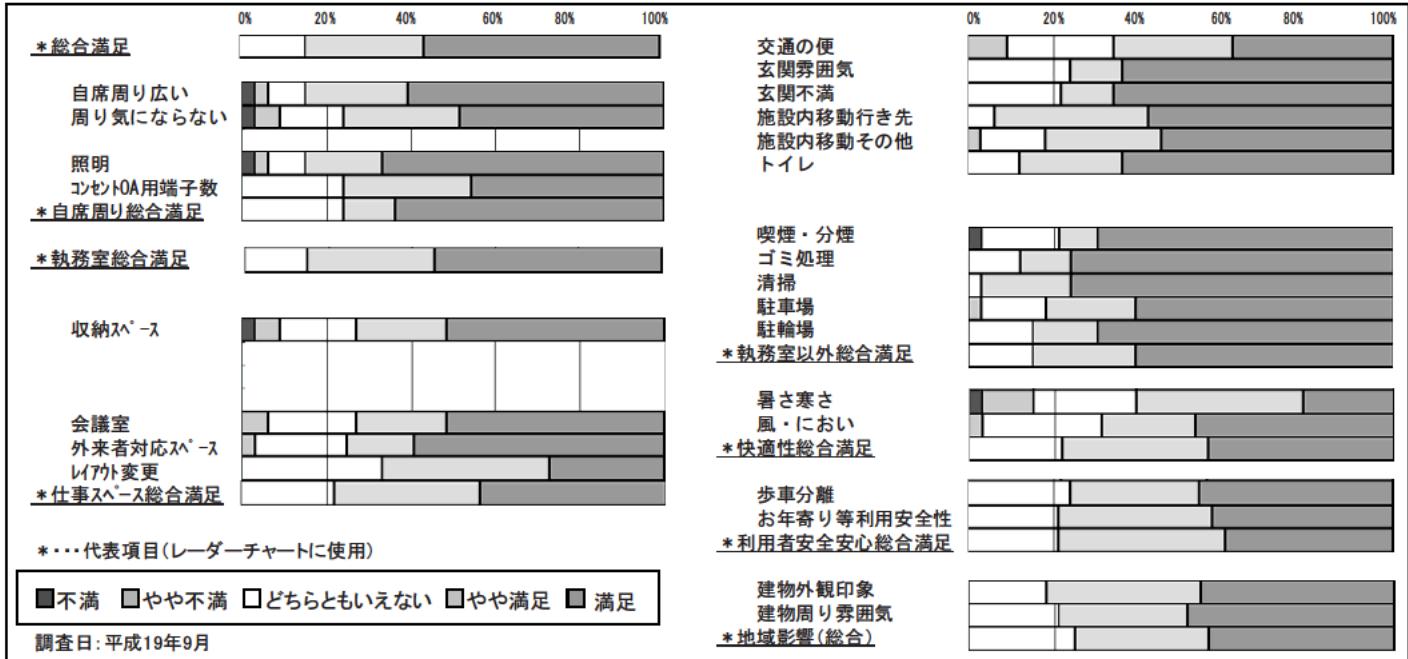
(15)

4. 参考資料

(参考資料)

4-i CS調査(顧客満足度調査)

<職員33名>

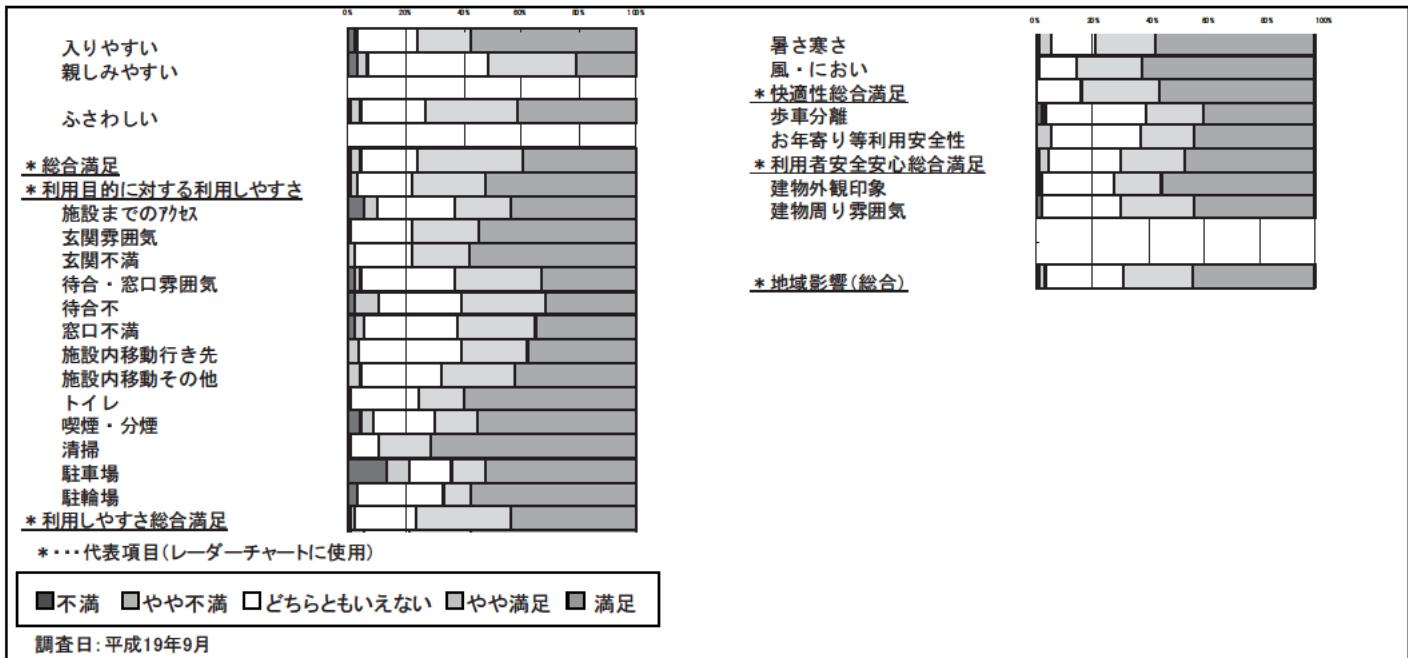


(16)

(参考資料)

4-i CS調査(顧客満足度調査)

<一般利用者95名>



(17)

4-i CS調査(顧客満足度調査)

CS調査の考察

・カルチャーストリートの趣旨を考慮した敷地沿道のアート展示スペースや休憩所、植栽をするなど**地域性を配慮した計画(B2評価:B)**としているため、評価項目の「地域影響(総合)」で職員、一般利用者ともにおおむね良い評価、評価項目の「入りやすさ」では一般利用者から良い評価を得ている。

・押送者駐車スペースの視線制御や被害者専用待合室を設けるなど**人権に配慮した計画(B2評価:A)**としているため、評価項目の「施設内移動行き先」、「施設内移動その他」では職員、一般利用者から「待合不満」では一般利用者からおおむね良い評価を得ている。

・外断熱工法の採用や採光を取り込みやすいように**環境保全性に配慮した計画(B2評価:B)**としているため、評価項目の「事務室内・照明」では職員からおおむね良い評価、評価項目の「快適性満足度」では一般利用者からおおむね良い評価を得ている。

・歩車分離された配置計画や**ユニバーサルデザインでは法令規定通り(B2評価:A)**実施しているため、評価項目の「利用者安全安心総合満足度」では職員、一般利用者ともにおおむね良い評価を得ている。

・旧庁舎に比べて必要諸室や面積の確保がされ、評価項目の「仕事スペース総合満足度」では職員から良い評価を得ている。

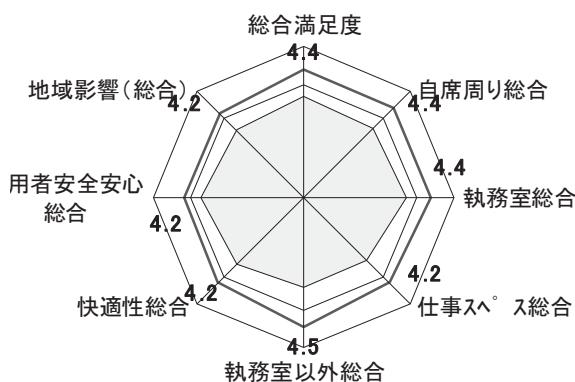
・評価項目の「玄関不満」、「玄関雰囲気」では一般利用者からたいへん良い評価を得ており、自然採光を取り込んだり、ユニバーサルデザインに配慮した計画が良い評価に影響している。

調査日：平成19年9月

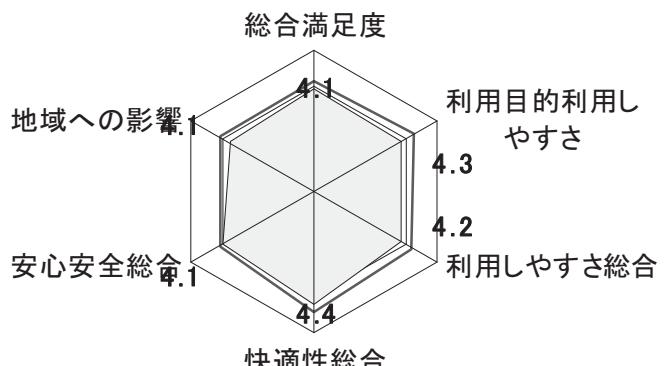
(18)

4-i CS調査(顧客満足度調査)：レーダーチャート

職員33名



一般利用者95名



■ 全施設平均 ■ 当該施設

調査日：平成19年9月

(19)

平成23年度成果重視事業実施結果報告書

1. 事業名及び関連施策

(1) 事業名等

(法務省23- (17))

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
政策評価実施時期	平成26年8月（平成24年8月は中間報告）
担当部局名	入国管理局総務課入国管理企画官室
評価方式	実績評価方式

(2) 関連施策（事業の基本計画上の位置付け）

施策名	出入国の公正な管理					
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))					
上記施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	9,862,170 609,457 489,429	10,179,557 0 0	11,804,874 520,906 0	11,722,819 —
	合計(a+b+c)	10,961,056	10,179,557	12,325,780		
	執行額(千円)	10,646,594	9,817,098	11,964,735		

2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、退去強制歴のあるリピーター^{*1}の増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入及び新しい在留管理制度^{*2}の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

【目標期間】

平成18年度から平成25年度まで

【目標値等】

達成年度	平成25年度
目標値（増加額の上限）	30.1億円
参考(達成年度までの削減額)	38.7億円

(2) 目標設定の考え方

本事業は、①出入国審査、在留審査、退去強制等に関する外国人出入国情報システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム^{*3}からオープンシステム^{*4}への刷新、②外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスシステムを活用した出入国審査体制の構築、③外国人登録証明書に代わり在

留カードを発行する「新しい在留管理制度」の施行など、業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステムの導入及び新しい在留管理制度等の施行に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

（※）目標値は、以下のとおり算出した。

レガシーシステムの刷新並びに在留管理の実施及び外国人・外部機関との情報連携の強化等に伴い、平成25年度以降において年間約38.7億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスシステム及び新しい在留管理制度の導入等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成25年度以降新たに年間約68.8億円が必要となる。そこで、両者の差額である30.1億円を、「システム運用経費全体の増加額の上限」として目標値に設定した。

（3）目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定】

A （達成）

【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画^{*5}」が完了する平成25年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成19年度から平成24年度においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況（詳細は下記5（1）参照）により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

（4）手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

【予算の執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為^{*6}、目の大括り化^{*7}

【上記措置による効果】

国庫債務負担行為及び目の大括り化によって、当初の計画どおり、本事業を効率的かつ円滑に推進することができた。

5. 評価結果等

（1）平成23年度までに実施した政策（具体的な内容）

平成18年度において、最適化計画における最適化実施工程を工程どおりスムーズに実施するために、次世代出入国審査システム、次世代在留審査システム、次世代退去強制システム、共通基盤システムの各種要件定義^{*8}、基本設計を実施した。

平成19年度においては、バイオメトリクスシステムの運用を開始したほか、次世代出入国審査システム（日本人分）についての詳細設計を実施した。

また、平成20年度においては、提報^{*9}、摘発情報等を電子地図上に展開し、視覚的な情報分析に資する位置情報システム^{*10}の運用を開始している。これらを受ける形で、平成21年度においては、次世代出入国審査システム（日本人分）を導入するとともに、新

しい在留管理制度の実施及び従来機能の拡充^{*11*12}のための要件定義を行った。

そして、平成22年度においては、新しい在留管理制度導入のため、次世代外国人出入国情報システム及び統合データ管理システムの改修並びに在留カード等発行システムの開発を開始した。

システム運用経費全体の抑制効果が発生する目標達成年度は、平成24年度からであるため、現時点では指標に係る達成状況について評価することは困難である。しかし、平成20年度においては位置情報システム、平成21年度においては次世代出入国審査システム（日本人分）の運用を開始したところであり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものといえる。

平成22年度から平成23年度にかけては、新しい在留管理制度導入のための次世代外国人出入国情報システムの設計・開発並びに在留カード等発行システム及び連携機能の設計・開発等を実施している。

そして、平成23年度において、これらのシステムに係るアプリケーションの開発が終了し、事業者から納入成果物を受領している。また、次世代外国人出入国情報システムに係るセンターサーバ及び先行導入端末（15台）並びに在留カード等発行システムに係る機器の導入が完了した。

以上のとおり、最適化工程管理表の計画どおり政策が順調に進んでいることから、A判定とした。

（2）必要性

ア 国民や社会のニーズ

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、退去強制歴のあるリピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れる必要がある。これにより、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図ることは、社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

公正な出入国管理により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものであり、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

アで述べたとおり、出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも、現時点で優先して行う必要がある。

（3）効率性（効果とコスト）

出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、一層の業務の効率化・合理化を図るために、現行の業務・システムを見直す必要がある。その一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めている。

（4）有効性

ア 手段の妥当性

平成23年5月13日に改定された「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでいるところであり、平成24年7月9日の新制度導入に向けたシステム開発・データ移行、機器の調達・配備、システム切替の準備その他も着実に進んでいることから、平成23年度における取組が妥当であったと評価できる（最適化計画、工程表等は法務省ホームページに掲載。URL：<http://>

/www.moj.go.jp/hisho/jouhoukanri/kanbou_johoka_saitekika-kobetsu_ko01.html)。

イ 所期の事業効果の発現状況

本事業は、出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを達成目標としており、その評価は平成25年度において実施されるものであるが、(1)のとおり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものであり、所期の事業効果が得られているものと評価できる。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

(目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策)

おおむね最適化計画に掲げる工程どおり進行していることから、引き続き、費用対効果等の観点から従来機能拡充のためのシステムの導入可否の検討等、業務・システムの最適化を進めていくこととしている。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年7月27日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

8. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)

第3－2－① 新たな在留管理制度の創設

「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・(以下略)」

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

第3章－(4) 観光立国・地域活性化戦略

「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

9. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

10. 備考

【行政事業レビュ一点検結果の平成25年度予算概算要求への反映内容】

平成24年10月末をもってリース契約が満了するバイオメトリクスシステム機器について、平成25年度においても再リース契約を継続することにより、経費削減を図った。

*1 「リピーター」

過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用するなどして繰り返し不法入国を企図する者

*2 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(以下「入管法等改正法」という。)が可決・成立した。

「新しい在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものである。

*3 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

*4 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、最新かつ最適でしかもより低価格のシステムの調達が容易となるメリットがある。

*5 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」(以下「最適化計画」という。)は、「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定)に基づき平成18年3月31日に策定された後、新しい在留管理制度の見直しに係る検討が進められていることなどの諸事情に鑑み、平成19年8月31日に改定された。その後、新しい在留管理制度の導入を内容とする入管法等改正法の成立を受け、平成22年3月23日にも再改定され、更に「在留管理を行うための届出機能」を平成24年度に実施するために、平成23年5月13日に再々改訂されたところである。

出入国管理行政では、外国人の円滑な受入れ(円滑化)と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応(厳格化)という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

そこで、出入国管理行政を取り巻く環境が大きく変化する中、「外国人受入政策の立案及び制度設計(Plan)」「政策及び制度の具体的な実施(Do)」「入国・在留外国人の現状把握・情報分析(Check)」及び「外国人受入政策の見直し(Act)」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたP D C Aサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築し、上記課題に対処していく必要がある。

上記を踏まえ、最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務

処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を基本理念としている。最適化工程表については、<http://www.moj.go.jp/content/000008873.pdf>を参照

なお、本政策評価は、最適化計画（平成23年5月改定）において実施することとしているものである。

*6 「国庫債務負担行為」

法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、国が債務を負担する行為をなすには、あらかじめその事項について国会の議決を経るか、または、災害復旧その他緊急の必要がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができ、これを国庫債務負担行為という。

国庫債務負担行為は、後年度の歳出となるべき債務負担契約を認めるものであるため、継続的な事業の執行について継続費と同様な効果をもっており、また、継続費と異なり年割額の定めがないために、より弹力的な運営が可能となる。

*7 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

*8 「要件定義」

当該業務のシステム化に対する様々な要求を調査・分析し、システム化の対象を絞り込み、最終的な要件として定義すること。主要な成果物は、「要件定義書」。

システム化目標に即した形で、ユーザーからの各システム化要求に対する優先順位付けを行った上で、費用対効果、実現可能性、開発期間、コスト等のバランスを考慮しながらシステム化の対象を絞り込み、最終的な開発対象範囲を確定していく作業。その手法は、開発事業者によって異なる。

「新たな在留管理制度」の実現に向けた要件定義は、「出入国管理業務の業務・システム最適化に係る全体工程管理支援等」（平成21年3月公示）の受託者である、日本アイ・ビー・エム株式会社が実施しており、平成21年9月30日に、「要件定義書」一式の納品を受けている。

*9 「提報」

一般人からの投書や電話、面接などにより提供される入管法第24条各号で定められた退去強制事由の一に該当すると思われる外国人についての情報

*10 「位置情報システム」

地図上に外国人在留者や受入機関等に関する位置情報をマッピングし、実態調査や違反調査を実施する上で必要な情報を視覚的に分かり易い形で端末（モバイル型端末を含む。）に提供するシステムのこと。効率的な人員配置が可能となり、在留審査業務における実態調査や退去強制業務における違反調査・審査時間の短縮が図られるほか、不法滞在者の摘発が強化されることにより、不法就労関連コストと犯罪関連コストの発生抑止に寄与することが可能となる。

*11 「従来機能」

該当業務を実現するために実装されているシステム化された機能のこと。既存機能とも同義。

「新たな在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「従来機能」とは、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成23年5月13日改定）」の施策「現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新」で記述する現行業務（出入国、在留審査、退去強制及び難民認定業務）を実現するために実装される機能のこと。

*12 「拡充する機能」

当該業務のシステム化のため、従来機能を強化・改良して実現する機能のこと。

法改正などの外的要因、あるいは組織内のルール変更などの内的要因等によって、当初、実装されている機能では充足されず、それらの機能を強化・改良する必要がある場合に、「拡張機能」として実装する。

「新たな在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「拡張する機能」とは、入管法等改正法で定義されている機能以外に、附帯決議による外的要因によって、従来想定していた機能を強化して実装すべき対象として追加した機能のこと。

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは(政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」「実施(do)」「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

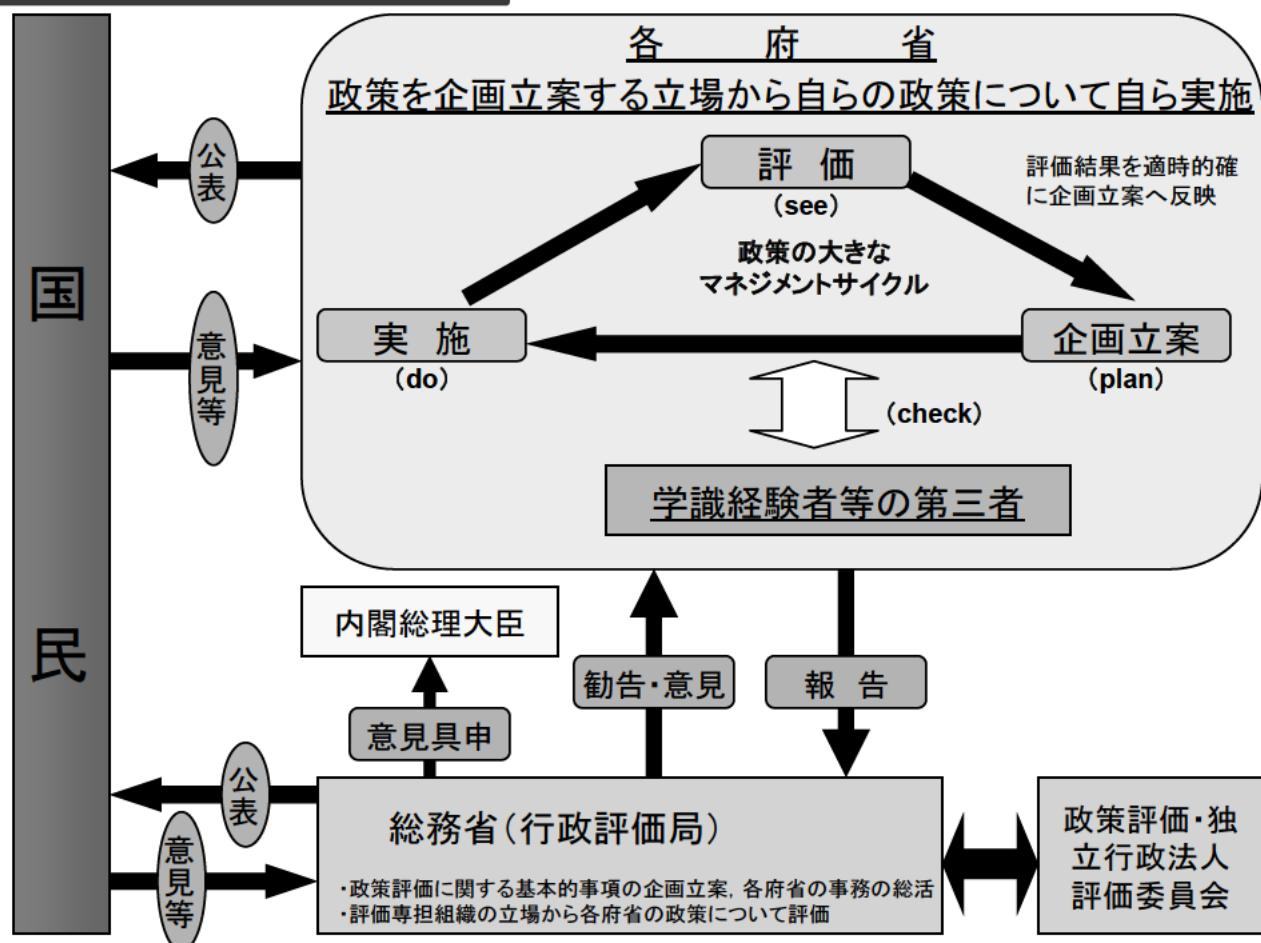
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価的方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

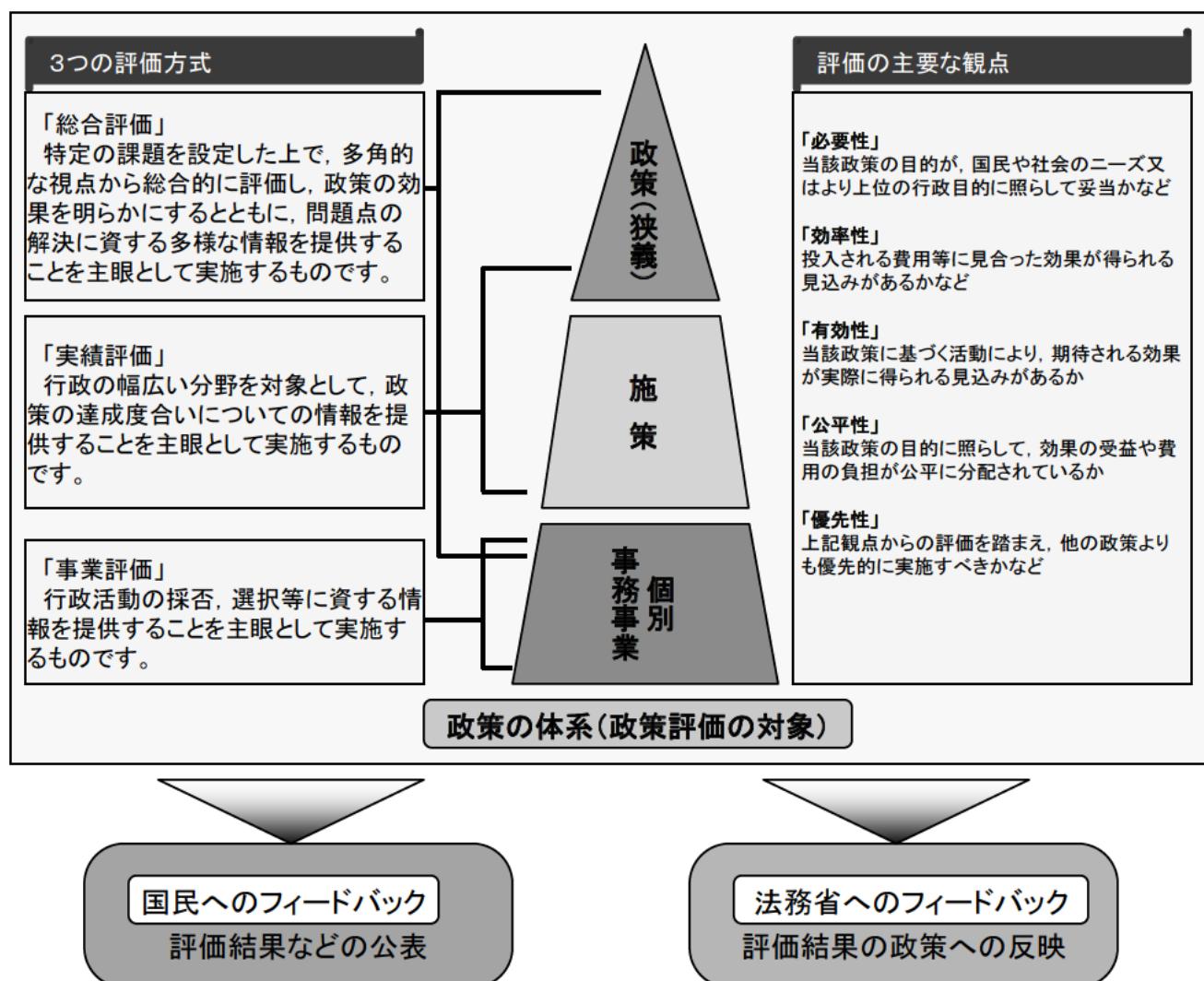
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

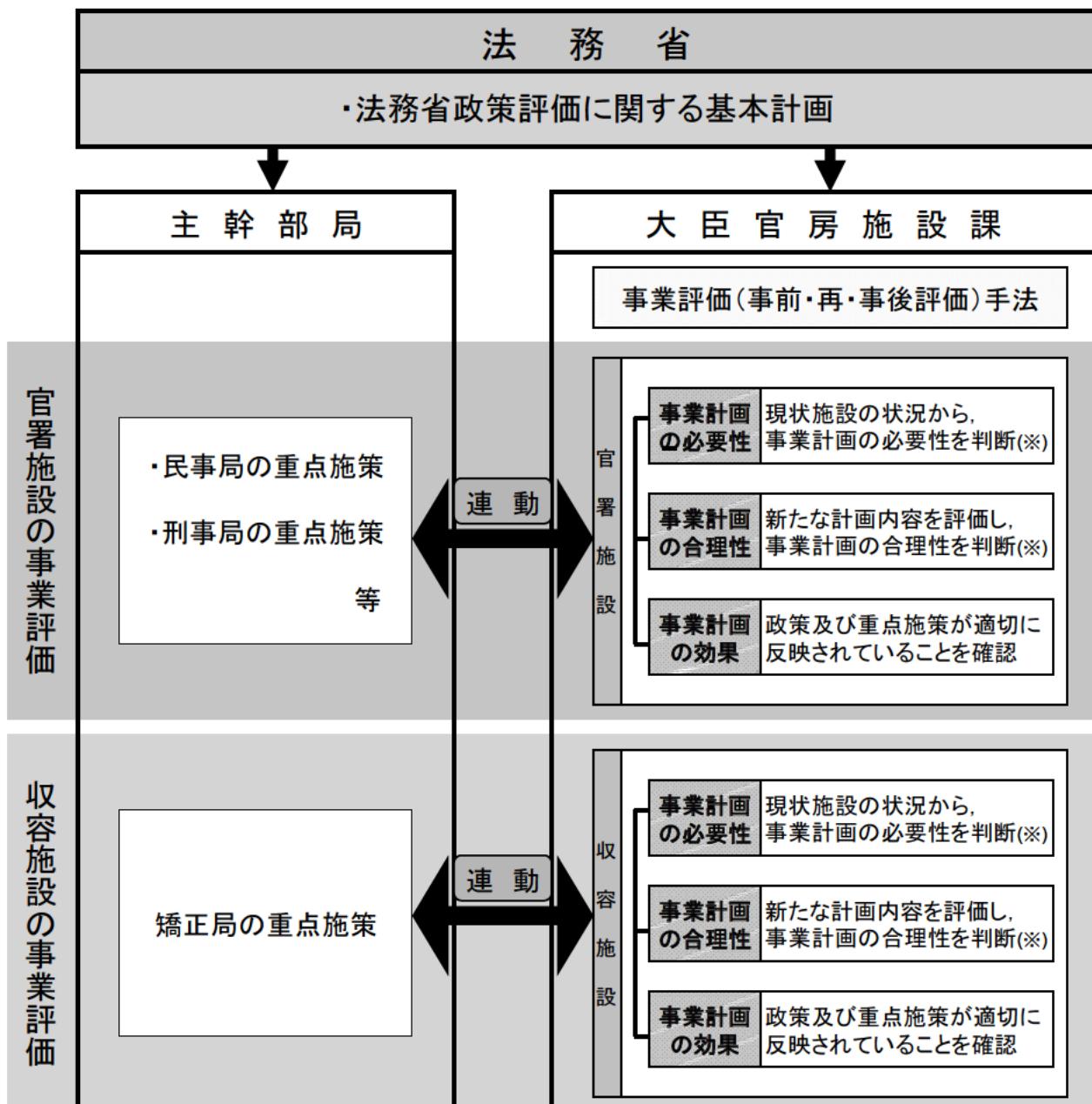
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。
（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）
（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

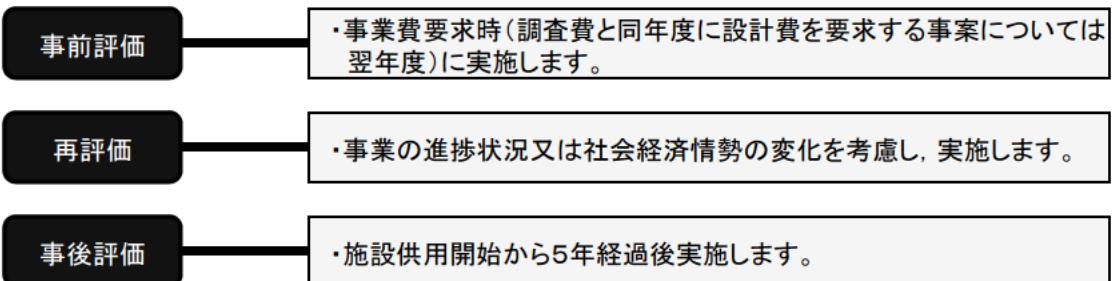


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

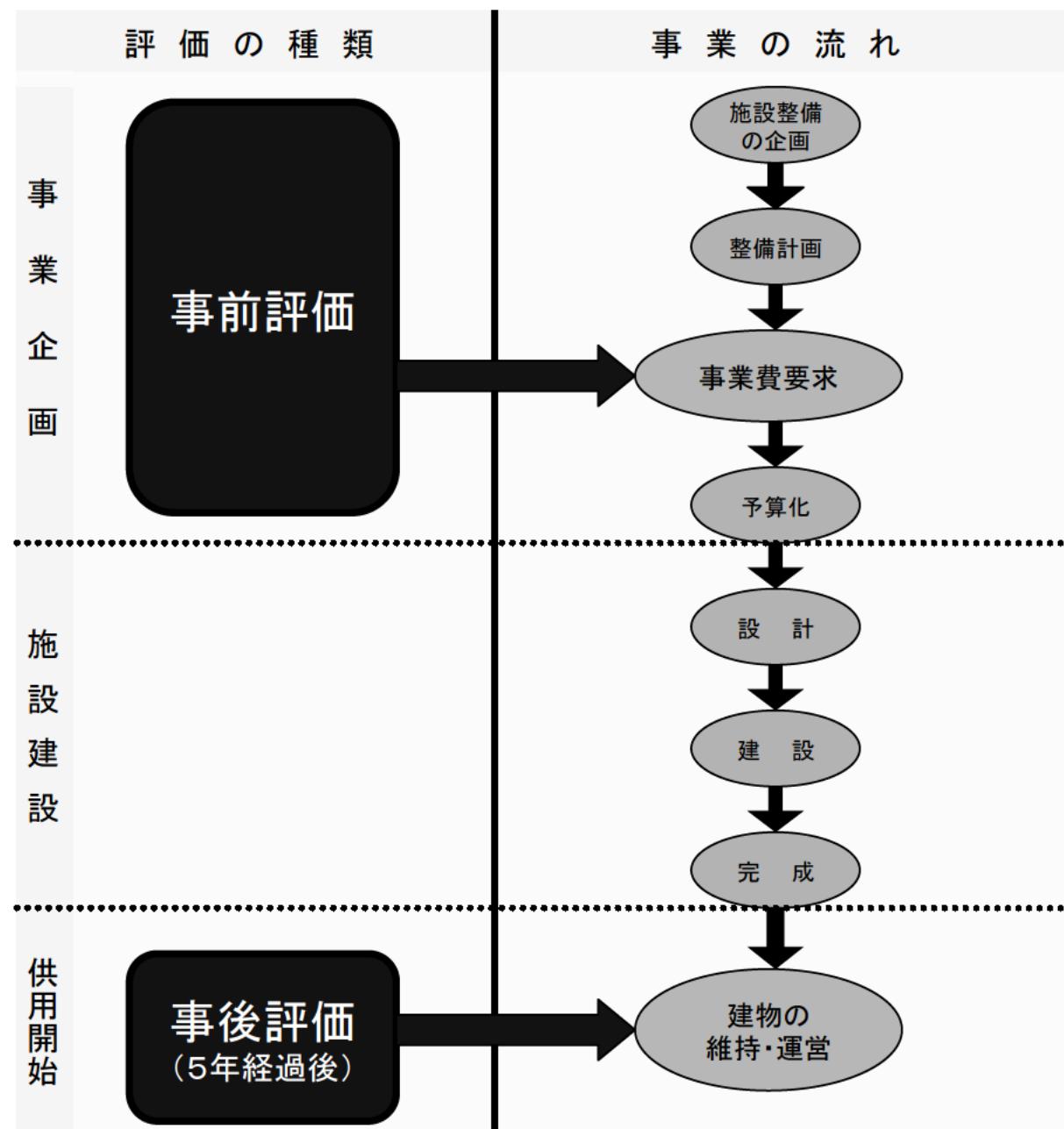
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



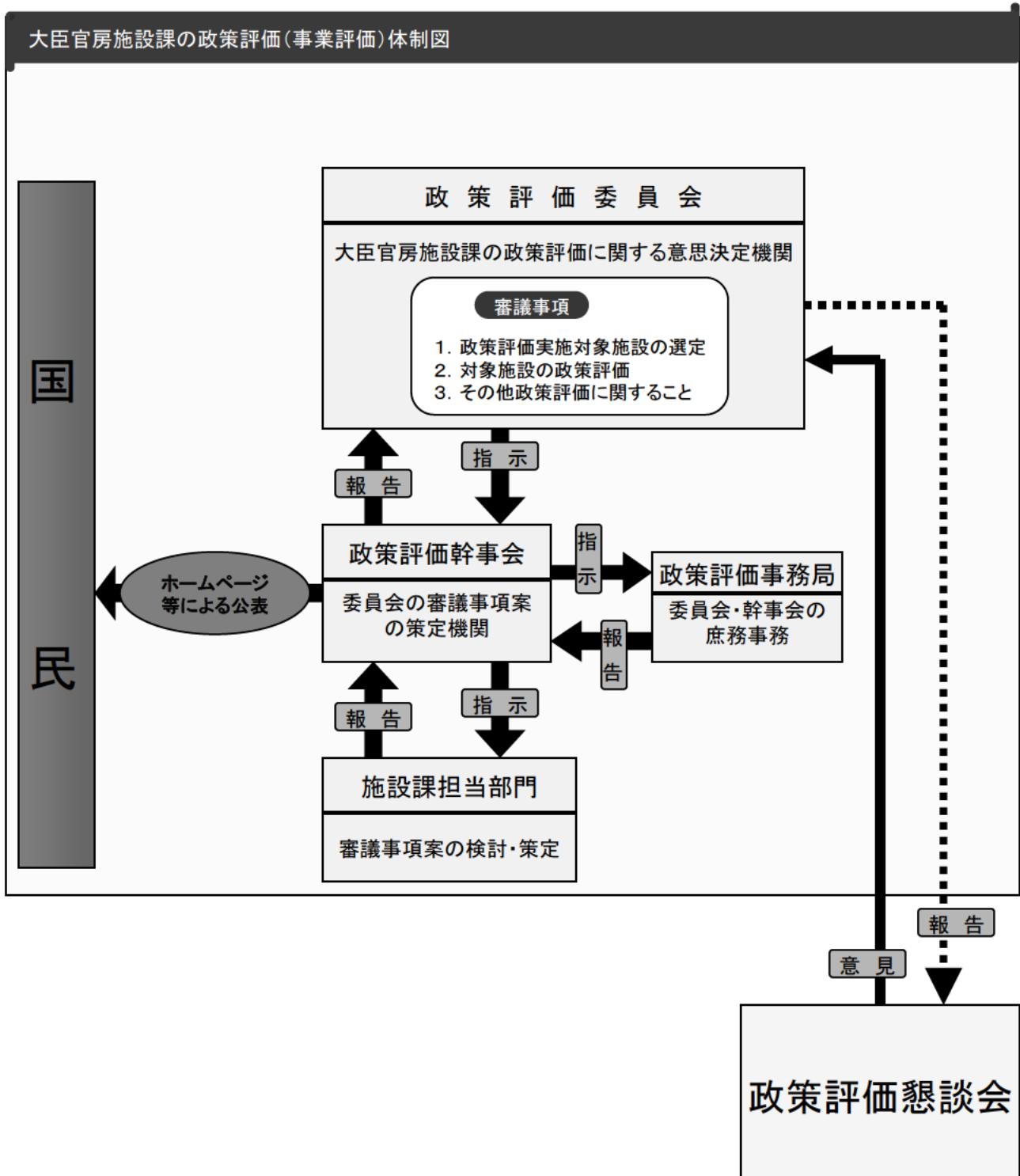
施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ



5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

ア 事業計画の必要性

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m²)／新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭隘	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難		2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地区	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退ないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)		区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域制上の不適		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適		位置が不适当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの						国行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none">・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合			総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない			標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

**FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE**

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代表) Fax:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>